

# 目 次

○第1号（3月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 報告第 2号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告 について	5
日程第 4 議案第 8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例	7
日程第 5 議案第 9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	8
日程第 6 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例	9
日程第 7 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10
日程第 8 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例	13
日程第 9 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条 例	14
日程第10 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例	15
日程第11 議案第15号 町道路線の認定・廃止について	16
日程第12 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	18
日程第13 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	19
日程第14 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	20
日程第15 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	27
日程第16 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第4号）	28

日程第 17	議案第 21 号	令和 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第 3 号）	30
日程第 18	議案第 22 号	令和 7 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 4 号）	31
日程第 19	議案第 23 号	令和 7 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 4 号）	32
日程第 20	同意第 1 号	吉岡町農業委員会委員の任命について	34
日程第 21	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	37
日程第 22	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	38
日程第 23	陳情第 1 号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡 航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれ ることを防ぐための環境整備等を求める意見書提 出の陳情	39
日程第 24	陳情第 2 号	mRNA ワクチン（レプリコンワクチン含む）接 種事業の中止の意見書提出を求める陳情	40
日程第 25	陳情第 3 号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機 関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と 再発防止を求める陳情	40
日程第 26	町長施政方針		40
散 会			43
○第 2 号（3 月 3 日）			
議事日程	第 2 号		44
本日の会議に付した事件			44
出席議員			45
欠席議員			45
説明のため出席した者			45
事務局職員出席者			45
開 議			46
日程第 1	町長施政方針に対する質問		46
	◇小林静弥君		46
	◇小池春雄君		54
	◇山崎守人君		63
日程第 2	議案第 24 号	令和 8 年度吉岡町一般会計予算	69

日程第 3	議案第25号	令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	79
日程第 4	議案第26号	令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	80
日程第 5	議案第27号	令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	83
日程第 6	議案第28号	令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	85
日程第 7	議案第29号	令和8年度吉岡町水道事業会計予算	86
日程第 8	議案第30号	令和8年度吉岡町下水道事業会計予算	89
散 会			93

○第3号（3月5日）

議事日程 第3号	94
本日の会議に付した事件	94
出席議員	95
欠席議員	95
説明のため出席した者	95
事務局職員出席者	95
開 議	96
日程第 1 一般質問	96
◇藤多ゆかり君	96
◇廣嶋 隆君	112
◇秋山光浩君	127
◇宮内正晴君	142
◇飯塚憲治君	149
散 会	165

○第4号（3月6日）

議事日程 第3号	166
本日の会議に付した事件	166
出席議員	167
欠席議員	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	167
開 議	168
日程第 1 一般質問	168

◇飯島 衛君	168
◇小池春雄君	182
散 会	197

○第5号（3月19日）

議事日程 第5号	198
本日の会議に付した事件	200
出席議員	201
欠席議員	201
説明のため出席した者	201
事務局職員出席者	201
開 議	202
日程の追加	202
追加日程第1 第1 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正について	
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）	203
日程第 2 議案第 8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例	211
日程第 3 議案第 9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	211
日程第 4 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例	211
日程第 5 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	212
日程第 6 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例	213
日程第 7 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	213
日程第 8 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例	213
日程第 9 議案第15号 町道路線の認定・廃止について	214
日程第10 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	214
日程第11 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	215
日程第12 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	215
日程第13 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	215
日程第14 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	216
日程第15 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補	

		正予算（第3号）	216
日程第16	議案第22号	令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）	217
日程第17	議案第23号	令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）	217
日程第18	議案第24号	令和8年度吉岡町一般会計予算	218
日程第19	議案第25号	令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	219
日程第20	議案第26号	令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	219
日程第21	議案第27号	令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	220
日程第22	議案第28号	令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	220
日程第23	議案第29号	令和8年度吉岡町水道事業会計予算	221
日程第24	議案第30号	令和8年度吉岡町下水道事業会計予算	221
日程の追加			222
追加日程第2	第1	議案第31号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）	
日程第25	陳情の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）		223
日程第26	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について（陳情第1号 「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める」意見書提出の陳情）		225
日程第27	陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情		226
日程第28	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について（陳情第3号 「新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める」陳情）		226
日程第29	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227
日程第30	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227
日程第31	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227
日程第32	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227
日程第33	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227
日程第34	自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		227

日程第35 議会議員の派遣について.....	228
町長挨拶.....	228
閉 会.....	229

# 令和8年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和8年3月2日（月曜日）

## 議事日程 第1号

令和8年3月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第 8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第 9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第15号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
(提案・質疑・付託)

- 日程第16 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第17 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第18 議案第22号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第19 議案第23号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第20 同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第23 陳情第1号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防  
止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐため  
の環境整備等を求める意見書提出の陳情  
（付託）
- 日程第24 陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業の  
中止の意見書提出を求める陳情  
（付託）
- 日程第25 陳情第3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁  
舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める  
陳情  
（付託）
- 日程第26 町長施政方針

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和8年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

## 町長挨拶

議長（富岡大志君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

令和8年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本日、令和8年第1回定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

本定例会には、条例関係9件、令和7年度補正予算関係6件、令和8年度当初予算関係7件、その他4件の合わせて27件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員各位皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

## 諸般の報告

議長（富岡大志君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（富岡大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、9番飯塚憲治議員、10番廣嶋 隆議員を指名します。

## 日程第2 会期の決定

議長（富岡大志君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、廣嶋 隆委員長より委員長報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 廣嶋 隆君登壇〕

議会運営委員長（廣嶋 隆君） 議会運営委員会からの報告を行います。

令和8年2月20日金曜日、午前9時30分から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行からは、町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和8年第1回定例会について、会期及び会期日程等について協議を行いました。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月19日までの18日間とすることに決定しました。

議事日程は、本日3月2日は、当初予算以外の議案等の提案、質疑、付託及び町長施政方針、3月3日が施政方針に対する質問、当初予算の議案の提案、質疑、付託、3月5日と6日が一般質問、3月9日が総務産業常任委員会、3月10日が文教厚生常任委員会、3月11日と12日及び16日、17日が予算決算常任委員会、3月19日に委員長報告、討論、表決となります。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

廣嶋委員長、自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を3月2日から3月19日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月2日から3月19日までの18日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりです。

### 日程第3 報告第2号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

議長（富岡大志君） 日程第3、報告第2号、令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 令和6年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校校庭拡張工事  
変更請負契約の締結に関する専決処分報告について、ご報告を申し上げます。

本拡張工事変更契約の締結を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した  
ので、同条第2項の規定により報告するものです。

内容といたしましては、別添専決処分書のとおり、勝野建設株式会社と5,258  
万円で工事請負契約を締結したものを、契約金額、5,255万8,000円に変更  
する専決処分を令和8年1月29日に行ったものです。

詳細については、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくお願い申し  
上げます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは報告第2号について、町長の補足説明をさせさ  
せていただきます。

それでは2ページ、専決処分書をご覧ください。

現契約についてですが、契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方につい  
ては記載のとおりとなります。

続いて、変更内容の主な変更内容について説明します。

次のページが建設工事変更請負契約契約書の写し、その次のページが今回工事のう  
ち撤去図になります。その次のページは平面図となり、赤字に着色した部分が変更  
した部分となります。

また、次のページが変更工程表の写しとなります。

それでは3ページをご覧ください。

北側の着色部分に被覆コンクリートを行う必要が生じたこととなり、被覆コンクリ  
ート施工に伴い、図面では着色した部分の下側の全天候型舗装の施工面積が減少す  
ることとなり、全体として減額した変更契約となります。

以上の変更に伴い、専決処分書変更内容3の契約金額が変更前の5,258万円を  
2万2,000円減額し、5,255万8,000円としたものです。

なお、本工事は、1月30日に完成し、完成検査後2月10日に引き渡しを受け、  
今月中速やかに吉岡中学校に引き渡しをする予定となっております。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

#### 日程第4 議案第8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例

議長（富岡大志君） 日程第4、議案第8号、吉岡町職員等の旅費に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の全部を改正するものでございます。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、近年の経済社会情勢の変化への対応や事務の適正化及び負担軽減を図ることを目的として、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、その取扱いに準じ吉岡町の旅費制度を整備するため、全部改正を行うのであります。

それでは、主な改正内容について、概要説明書に沿ってご説明させていただきますのでご覧ください。

まず、旅費の支給対象の見直しにつきまして、第3条及び第8条関係としまして、これまで原則として、旅行者へ支給していた旅費を、町と旅行役務提供契約を締結した旅行者に対して、直接旅費に相当する金額を支払うことができることとするものです。

次に、旅費の種類及び内容について関する改正でございます。

1点目は、第10条関係としまして、鉄道賃の支給において、これまで片道100キロメートル以上の場合のみ、急行料金を支給することとしておりましたが、この距離による制限を撤廃するものでございます。

2点目は、第14条関係としまして、これまで定額支給としていた宿泊料について、宿泊する都道府県ごとに定める額を上限として、実費支給とするものです。上限額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき規則で定める額とします。

3点目は、第16条関係としまして、車以外での県外の旅行1日につき定額支給を行っていた旅行雑費を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として、1夜あたりの定額支給である宿泊手当を新たに定めるものでございます。

続いて、附則の関係についてご説明します。

第1条において、施行期日を令和8年4月1日とすることとしております。

次に第2条の経過措置については、施行日前に、改正前の条例に規定する旅行命令等を発した旅行について、施行日以後に新条例により旅行命令等の変更を行った場合は、この旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分の旅費については、新条例の規定を適用し、当該変更の日前の期間に対応する分の旅費については、改正前の条例の規定を適用して支給することとするものです。

第4条から第8条については、本条例の全部改正に伴いまして、本条例を引用するほかの関連条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第5 議案第9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第5、議案第9号、吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、人口増及び業務量の増に対応するとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、職員定数の見直しを行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明させていただきます。

本条例につきましては、人口増に伴う各種業務量の増加や持続可能なまちづくりの推進に向け新たに取り組む業務への対応のほか、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などの想定外の事態が発生し、一時的に業務が増大した際に任期付職員等により対応することも想定し、職員定数の増員を行うものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、概要の1、職員定数の見直しについてですが、第2条第1項第1号の改正関係としまして、町長の事務部局の職員を職員数を115人から127人に12人増員し、第2条第1項第6号の改正としまして、教育委員会の事務部局の職員数を20人から22人に2人増員するもので、これにより定数の合計を146人から14人増員し、160人とするものであります。

次に、2、施行期日についてですが、附則の関係としまして、施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

以上、町長の補足説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第6 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例

議長（富岡大志君） 日程第6、議案第10号、吉岡町公共施設等整備基金条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公共施設等の整備、改修等の計画的な実施に当たり、必要な財源確保を実施するため、基金を設置するものです。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、吉岡町が公共施設、公用施設などの整備や改修をする場合において、これらの整備、改修等を計画的に実施するために必要な経費を積み立てるための基金の設置を行おうとするものでございます。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、第1条関係として、地方自治法第241条の規定により、基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項については、条例で定めることとされていることから、その旨を定めるものでございます。

続きまして、第2条関係として、基金の設置の目的を町の公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物及び工作物の計画的な整備、改修または除却を行うための事業に要する経費を確保するためのものとしております。

続きまして、第3条関係として、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

続きまして、第4条第1項関係として、基金に属する現金を金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとするとしておられるほか、同条第2項関係として、必要に応じて基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとするとしており、基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

続きまして、第5条関係として、基金の運用から収益が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする運用益の処理について定めるものでございます。

続きまして、第6条関係として、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるものとする繰替運用について定めるものでございます。

続きまして、第7条関係として、基金の処分については、第2条に規定する公共施設等の整備、改修等に関する事業に係る財源に充てる場合に限り、処分することができるものとするものでございます。

最後に、附則の関係として、施行期日については、公布の日としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第7 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第11号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金を徴収するにあたり、所要の改正を行うものです。

令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度では、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済性主体に、支援金を拠出いただく内容となっております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの事業に充てるため、令和8年度から令和10年度までに段階的に導入され、毎年度、医療保険者が医療保険料あるいは保険税と併せて、徴収することになるものです。

なお、改正内容の詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書の概要欄をご覧ください。

吉岡町国民健康保険税条例の一部改正の内容になりますが、子ども・子育て支援納付金の課税に必要な事項を定めるものとなります。

（1）は、第2条第1項第1号及び第4号関係で、国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものとなります。

（2）子ども・子育て支援納付金課税額の算出方法と賦課限度額の定義（第2条第5項関係）は、課税額については、所得割額・平等割額・均等割額の合算額に、18歳以上の被保険者均等割額を加算した額であることを定義し、賦課限度額については3万円と定義するものです。

なお、18歳以上被保険者均等割額が加算される該当は、高校生世代を除く18歳以上の被保険者となります。

（3）字句の整理（第3条関係）は、地方税法を以下「法」とする定義が第2条第5項に追加されたことにより、第3条から重複部分を削除するものです。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額、18歳以上被保険者均等割額、平等割額の算出方法及び定義は、第9条の4から第9条の7に規定しています。

所得割額については、基礎控除後の総所得金額に0.3%を乗じて算出すること。均等割額は、1人につき1,200円とすること。18歳以上被保険者均等割額は、1人につき100円を加算すること。世帯別平等割額は、1世帯800円とするこ

とを定めるものです。

なお、当該に規定の税率等は、県内市町村で統一を図るため、県が各市町村国保からの納付金徴収額の推計をもとに算定した群馬県統一保険税率となっています。

続いて、(5) 7割軽減額の定義(第23条第1項第1号)関係は、軽減判定所得による7割軽減該当世帯の均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を定める規定となります。

均等割額の7割軽減額は、1人につき840円、18歳以上被保険者均等割額の7割軽減額は70円、世帯別平等割額の7割軽減額は、特定世帯が280円、特定継続世帯が420円、特定世帯と特定継続世帯以外が、560円と定めるものです。

(6)は、第23条第1項第2号関係で、5割軽減額の定義となります。

均等割額の5割軽減額は、1人につき600円、18歳以上被保険者均等割額の5割軽減額は50円、世帯別平等割額の5割軽減額は、特定世帯が200円、特定継続世帯が300円、特定世帯と特定継続世帯以外が400円と定めるものです。

(7)は、第23条第1項第3号関係で、2割軽減額の定義となります。

均等割の2割軽減額は、1人につき240円、18歳以上被保険者均等割額の2割軽減額は20円、世帯別平等割額の2割軽減額は、特定世帯が80円、特定継続世帯が120円、特定世帯と特定継続世帯以外が160円と定めるものです。

(8)未就学児がある世帯の軽減額について、第23条第2項第3号関係では、軽減判定所得による7割、5割、2割軽減後の未就学児1人当たりの均等割額を規定するものです。

7割軽減該当世帯は、未就学児1人当たり180円、5割軽減該当世帯は、未就学児1人当たり300円、2割軽減該当世帯は、未就学児1人当たり480円、軽減非該当世帯は、未就学児1人当たり600円の均等割額と定めるものです。

(9)出産被保険者に係る産前産後軽減額については、第23条第3項第7号から第9号の規定で、算出方法を定めているものとなります。

具体的には、7・5・2割等の軽減後の額に、所得割、均等割、18歳以上被保険者均等割額の各12分の1の額に、産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を掛けた額が、軽減額となる規定となります。

(10)18歳未満被保険者がある世帯の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額については、第23条第4項の規定で、全額を減額する内容となります。

なお、18歳未満被保険者は、高校生世代以下の被保険者となります。

次の(11)から、3ページの(20)までは、附則の改正となり、附則第3項から第4項及び第6項から第13項に掲げる課税の特例の規定に子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を追加するものです。

次に、2の施行期日等になりますが、施行期日は、公布の日で、令和8年4月1日から適用するものです。

適用区分につきましては、改正後の規定は令和8年度以後の年度分に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第12号、吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第12号、吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、群馬県市町村総合事務組合による災害弔慰金の支給等に関する事務を共同処理を取りやめることに伴い、災害弔慰金の支給等に関する事務に必要な事項を制定するものです。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

概要の1総則（第1章関係）については、本条例の目的及び使用される用語の定義を定めるものです。

2災害弔慰金の支給（第2章関係）については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条の規定による災害により死亡したとき、その遺族に対し支給する災害弔慰金について、支給する遺族、金額、死亡の推定、支給の制限、手続を定めるものです。

3災害障害見舞金の支給（第3章関係）については、町民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる

程度の障害があるときに支給する災害障害見舞金について、金額を定めるものです。

なお、支給の制限及び手続については、災害弔慰金の規定を準用するものとします。

4 災害援護資金の貸付け（第4章関係）については、災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するためにため行う災害援護資金の貸付けについて、限度額、保証人及び利率、償還、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金を定めるものです。

5 雑則（第5章関係）については、吉岡町災害弔慰金支給審査委員会の設置、委任について定めるものです。

6 施行期日（附則関係）については、令和8年4月1日から適用するものとなります。

最後に、7 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則関係）については、吉岡町災害弔慰金支給審査委員会の設置に伴い、委員の報酬を定めるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第9 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第9、議案第13号、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受けたことによる条例の改正を行うため、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） それでは、議案第13号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

群馬県では、小口資金の返済負担の軽減策として、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について、令和7年度までに融資申込があった場合に限り、要綱に基づく融資により借換えができるものとしております。今般、その申込期間を1年間延長し、令和8年度末まで継続することになったものでございます。

条例制定当初の附則につきまして、第2項中の令和8年3月31日を令和9年3月31日に改めることにより、令和8年度中の借換えに対応するものとなります。

附則といたしましては、本条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この制度は毎年毎年更新をしてるんですけども、利用状況の実態ってのはどうなんですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 今年度ですが、2月の審査分まででございますが、21件、借換えについては3件となっております。

議長（富岡大志君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第10 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第10、議案第14号、吉岡町公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

よしおか温泉公園における休養施設として、一般の利用を想定した公衆浴場を定める等、所要の改正を行うものです。

なお、よしおか温泉公園は、現在の天神東公園に道の駅よしおか温泉を加えた一体的な公園とする区域でございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決い

ただきますようお願い申し上げます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

概要の1 よしおか温泉公園の公園施設について、第10条の2項関係は、よしおか温泉公園に所在する公衆浴場を都市公園法施行令第5条第2項第2号の規定による条例に定める休養施設に位置づけるものです。

都市公園として開設する手続きに当たって、建蔽率の要件を充足させるためです。

2行為の禁止、第13条関係は、公園内における飼い主のいない動物の取扱いについて、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の2（飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項）の規定と同様の対応を求めるよう改めるものです。

3附則関係としまして施行日は公布の日からです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第11 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

議長（富岡大志君） 日程第11、議案第15号、町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第15号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備を行うためでございます。

主に駒寄スマートインターチェンジ西側産業団地関連、民間・開発事業に伴う寄附道路の申請等に伴い、他の路線も含め、道路網の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案書資料の町道路線認定調書の1ページから5ページをご覧ください。

最初に、町道の認定路線について説明をいたします。

こちらの表は、町道認定路線の一覧表で、路線番号と路線名はそれぞれ個別の認定路線を示しております。

また、起点と終点は、認定区間を番地で示したものです。

町道認定路線、1ページの整理番号1大久保・南下線は、産業団地に関連する産業系の通過交通の円滑な処理に向けて、道路網を形成するものです。既存の大久保・南下線と認定が重複することから廃止し、再度認定を行うものです。

2ページの整備番号2原沢町2号線、整理番号3町裏4号線及び整理番号4町裏5号線、3ページの整理番号5麻草原10号線、整理番号6池端・南下線。

次に4ページの整理番号7原中5号線、整理番号8大久保東13号線、続いて、整理番号9上新田11号線、最後に、路線番号10大原6号線、合計で10路線でございます。

認定路線の理由としましては、駒寄スマートインターチェンジ西側産業団地関連と民間開発事業による道路寄附等のためでございます。

次に、資料の6ページから10ページの道路網図をご覧ください。

これらの図は、1ページから5ページの町道路線認定調書と対応しており、路線の位置を示しております。

新規認定路線は青色のラインで着色しており、丸の中の数字は整理番号を示しております。その脇の数字は、路線番号を下3桁まで表示しております。

続いて、廃止路線について、町道路線廃止調書の1ページと2ページをご覧ください。

こちらは、廃止の該当路線の一覧表で2路線ございます。路線番号と路線名は、それぞれ個別の廃止路線を示しております。

整理番号1番大久保・南下線については、先ほども申し上げたとおり、既存町道認定と重複するため、駒寄スマートインターチェンジ西側産業団地関連に伴う用途廃止及び再認定、整理番号2大下1号線につきましては、民間調査の結果、私道と判明したため、町道を廃止するものです。

続いて、3ページと4ページの道路網図をご覧ください。

廃止路線は、2路線で、黄色のラインで着々しており、1ページから2ページの路線廃止調書と対応しております。

なお、次のページ以降は参考資料の位置図です。道路網図では、場所が分かりづらいときに確認をお願いいたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第12 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第12、議案第16号、吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

災害その他非常の場合において、給水装置の迅速な復旧等できるようにするため、給水装置の工事ができるものについての特例を定めるとともに、吉岡町水道事業の経営基盤の安定強化を目的とした検針周期の変更に伴い、所要の改正を行うために、条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるところでございます。

概要につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第16号につきまして、概要説明書により説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず、概要の1としまして、災害その他非常時の場合における給水装置工事の施工に係る改正です。災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、ほかの水道事業者が指定した給水装置工事業者による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するために特例を定めるものでございます。

次に、概要の2は、検針周期の変更に係る改正です。吉岡町水道事業の経営基盤の安定化を目的とし、経費削減のため、水道検針周期を毎月検針から隔月検針に変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

(1)は、料金に係る改正です。隔月検針に合わせ、料金は、隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該隔月分の額を合計したものとし、併せて料率区分の用途変更に係る対象期間を、連続する3月から4月に変更するものでござい

ます。

続いて、(2)は、料金の算定に係る改正です。

料金算定の基準日を隔月の定例日に変更し、計上した使用水量をその日の属する月分とその前月分に均等に分け、使用量として料金を算出する方法に改めるものでございます。

併せて、町長が必要と認めたときは、毎月の定例日に計量し、その使用水量をもって料金を算定する方法に改めます。

(3)は、料金の徴収方法に関する改正です。料金の徴収方法に口座振替を加え、2か月分をまとめて徴収する方法に改め、併せて、町長が必要と認めたときは、この限りではないとするものです。

最後の概要の3施行期日等につきましては、(1)施行期日を令和8年4月1日とします。

また、(2)経過措置として、この条例の施行日前に計量された使用水量に係る料金については、なお従前の例によることとするものです。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(富岡大志君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(富岡大志君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務産業常任委員会に付託します。

### 日程第13 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長(富岡大志君) 日程第13、議案第17号、吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

水道の検針周期の変更に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めらるものでございます。

概要につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長(永井勇一郎君) それでは、議案第17号につきまして、概要説明書により説

明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず、概要の1としまして、下水道事業の使用料の徴収月の変更に係る改正です。

水道の検針周期の変更に伴い、下水道使用料の徴収について必要な事項を定めるものでございます。

次に、概要の2は、技術的改正であり、(1)本条例による改正に伴う条項ずれの対応を行うものと(2)その他字句の整理を行うものでございます。

概要の3は附則関係です。(1)の施行期日につきましては、令和8年4月1日とします。

また、(2)経過措置として、この条例の施行日前に算定された汚水の量に係る使用料については、なお従前の例によることとするものであります。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務産業常任委員会に付託します。

#### 日程第14 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（富岡大志君） 日程第14、議案第18号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,529万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,613万8,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入は、町民税や軽自動車税（環境性能割）で現在の収入実績などを勘案した増額、地方消費税交付金の増額、国の補正予算による地方交付税の増額、歳出における各種事業費の変更に伴う国及び県負担金や補助金の補正、各種町債の補正などとなっております。

本補正における歳入歳出全体の共通事項として、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

その他、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正など詳細につきましては、企画財政課長に説明させますさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額については、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条については、繰越明許費の補正で、第2表繰越明許費補正によるということで、7ページをご覧ください。

まず、繰越明許費の追加です。

1段目、2款総務費1項総務管理費シェアサイクル事業550万円は、前橋市との連携事業の中で、国の新しい地方経済・生活環境創生事業交付金（いわゆる第2世代交付金）を受ける関係で、今年度予算に計上し繰越を行う必要が生じたためのものでございます。

同じく2段目、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍振り仮名追加対応業務99万円は、年度内での完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

3段目、6款農林水産業費1項農業費、数値情報化業務委託事業37万8,000円は、国への認証請求手続に不測の期間を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

4段目、7款商工費1項商工費、駒寄スマートインターチェンジ産業団地用地取得支援等業務156万9,000円は、事業工程の調整に不測の期間を要し、年度内での業務完了が困難であることが想定されるため、年度内での完了が困難となり、翌年度に繰り越すものでございます。

5段目、8款土木費2項道路橋梁費、道路長寿命化事業970万2,000円は、施工方法及び施工内容の調整に時間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

同じく6段目、渋川吉岡連携道路事業837万5,000円は、国補正予算がついたことにより、事業を前倒しにて実施するため、年度内での完了が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて7番目、4項都市計画費、駒寄スマートインターチェンジ産業団地道路新設

事業9, 413万円は、事業計画の再検討及び国補正予算がついたことにより、事業を前倒しにて実施するため、年度内での完了が困難となり、翌年度に繰り越すものがございます。

同じく8段目、都市計画道路漆原総社線新設事業、1,794万4,000円は、用地交渉に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものがございます。

同じく9段目、天神東公園再整備事業1,733万円は、天神東公園の園地内整備内容の決定に不測の期間を要し、年度内の完了が困難になったため、翌年度へ繰り越すものがございます。

次に10段目、10款教育費6項給食センター費、給食センター整備に伴う用地買収事業8,113万9,000円は、用地交渉の前段階である事業認定申請業務に不測の期間を要し、本業務に対して、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものがございます。

以上が、第2表繰越明許費補正となります。

1ページに戻っていただき、第3条については、債務負担行為の補正で、第3表債務負担行為補正によるということで、8ページをご覧ください。

債務負担行為の廃止です。

12月補正でシェアサイクル事業として、期間令和8年度、限度額550万円を設定させていただきましたが、繰越明許費補正でもご説明したとおり、国の新しい地方経済・生活環境創生事業交付金（いわゆる第2世代交付金）を受ける関係で、今年度予算に計上し繰越を行う必要が生じたため廃止するものがございます。

1ページに戻っていただき、第4条については、地方債の補正で、第4表地方債補正によるということで、9ページをご覧ください。

地方債の追加です。

こちらは、国補正予算の補助金の活用による事業追加に伴い、追加するものがございます。

1行目は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算債）（特定農業用管水路等特別対策事業）で、起債限度額は180万円です。

2行目は、公共事業等債（補正予算債）（渋川吉岡連携道路事業）で、起債限度額500万円です。

3行目、公共事業等債、補正予算債、産業団地関連道路事業で、起債限度額1450万円です。

4行目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算債）（産業団地関連道路事業）で、起債限度額は630万円です。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続いて、10ページをご覧ください。

地方債の変更です。

1行目緊急防災・減災事業債（J-A L E R T新型受信機設置工事）から3行目デジタル活用推進事業債（小中学校学習者用情報端末購入事業）までは、事業費の変更等に伴い、限度額を変更するものでございます。

4行目公共事業等債（特定農業用管水路等特別対策事業）から6行目社会福祉施設整備事業債（私立保育所等施設整備補助事業）については、事業費の変更等に伴う限度額の変更と現下の金利情勢を踏まえて利率の引上げを行うものでございます。

7行目一般事業債（庁舎空調整備改修工事）から11ページ4行目公共施設等適正管理推進事業債（道路長寿命化事業）までは、現下の金利情勢を踏まえて利率の引上げを行うものでございます。

以上が第4表地方債補正となります。

次に、歳入歳出予算補正の内容となります。先ほど町長が提案説明でも申し上げましたが、本補正は、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正が主となりますので、補正増減額の大きいものなどを中心に、事項別明細書でご説明を申し上げます。

まず、歳入です。15ページをご覧ください。

1款町税1項町民税3項軽自動車税は、これまでの収入実績と今後の収入見込みなどを勘案し、増額計上しました。

19ページをご覧ください。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税1億5,071万3,000円は、国の補正予算による追加交付に伴い計上しました。

20ページ下段、15款国庫支出金から23ページ16款県支出金6項教育費県補助金までの補正は、歳出の各事業における増減に伴うものとなります。主なものについてご説明いたします。

21ページをご覧ください。15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、就学前教育・保育施設整備交付金3,639万5,000円の減は、吉岡町第四保育園増築工事の進捗状況に応じた事業費の減額に伴うものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（道路改良事業）2,085万円の増は、道路改良事業費の増に伴うものでございます。

23ページをご覧ください。

1 6 款 県支出金 2 項 県補助金 2 目 民生費 県補助金 7 節 福祉医療費 補助金 8 0 0 万円の減は、事業費の減額に伴うものでございます。

同じく、6 目 教育費 県補助金 1 節 教育総務費 県補助金 9 4 1 万 5, 0 0 0 円の減は、事業費の事業の実績に伴う減額でございます。

次に、2 5 ページをご覧ください。

1 9 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 1 節 財政調整基金 繰入金は、町税など歳入の増及び歳出の減に伴う財源不足額の縮小などにより、3 億 9, 6 9 6 万 5, 0 0 0 円の減となります。

次に、2 6 ページをご覧ください。

2 1 款 諸収入 5 項 雑入 3 目 雑入 1 節 総務費 雑入、ふるさと市町村圏基金出資金等返還金は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、出資金等が精算されることに伴うものでございます。

2 7 ページをご覧ください。

2 2 款 町債の補正については、先ほどの第 4 表 地方債補正の追加及び変更に伴う増減でございます。

次に、歳出の主な増減内容です。

3 0 ページをご覧ください。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 6 目 企画費 1 8 節 負担金、補助及び交付金、シェアサイクル共同運営負担金 5 5 0 万円の増は、前橋市との連携事業の中で、国の新しい地方経済・生活環境創生事業交付金（いわゆる第 2 世代交付金）を受ける関係で、今年度予算に計上し繰越を行うものでございます。

3 1 ページをご覧ください。

同じく、1 2 目 電子計算費 1 2 節 委託料、統合型及び公開型 GIS 導入事業 1, 2 4 4 万 6, 0 0 0 円の減は、プロポーザルによる選定実績等による減額です。

3 6 ページをご覧ください。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 3 目 児童保育費 1 8 節 負担金、補助及び交付金、私立保育所等施設整備補助金 4, 0 9 4 万 3, 0 0 0 円の減は、歳入でもご説明した吉岡町第四保育園増築工事の進捗状況に応じた事業費の減額でございます。

4 1 ページをご覧ください。

8 款 土木費 4 項 都市計画費 2 目 都市施設費 1 2 節 委託料 4, 4 7 0 万円の増は、産業団地関連道路の用地測量によるものでございます。

4 7 ページをご覧ください。

1 0 款 教育費 2 項 小学校費 3 目 学校建設費 1 2 節 委託料、駒小校庭拡張に伴う開発申請業務委託料として 1, 7 5 0 万円を計上してございます。

以上が歳出の主な補正内容となります。

53ページから57ページは、給与費明細書となっております。

58ページから61ページまでは、債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書を、最後の62ページは、地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 地方債補正分でお伺いしますけれども、利率が3%が5%になったと。

確かに、利率というのはちょっと上がったようですけれども、これは3%が5%に上がるってことは要するにもうこれ議会でも議決をしていますから、当然のことながらも地方債補正も議決案件ですからね、5%でいいんだということになっちゃうんですけども、実際に5%というものが想定されるんだろうかどうかというので、金利の上昇があったとしても、ここは4%までにするという考えはなかったでしょうか、また要するに、5%は白紙委任ということではありませんけれども、5%で議会に委任したということですから。特段ね、今までの3%であっても特に問題があるということであれば、また、その時は個別に、それこそ可能だったわけなんですけれども、これ一挙に、3%を5%にしなければならなかった理由は何か、また、それを5%にするというその正当な理由はどうなのかということの確認をしたいんですけど、いかがでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申したとおりですね、金利上昇の状況というものも勘案して今回3%から5%に引き上げさせていただいたものでございます。

予算で定めた範囲内の利率でないと、希望の条件で借入れが今後できない可能性がございます。借入れの利率は、借入れ年数や措置年数、借入れ先によって異なっております。例えば3%から5%に引き上げを行わず、25年償還、3年措置で借入れを希望し、利率3%を超えていない場合、希望した条件では、償還期限等が20年に短くされ借り入れる等の対応等もございます。

そのため、4%というご意見もございましたが、金利上昇等の状況も勘案し、5%

にさせていただきました。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 言い分は、分かるんですけどね。言い分は分かるですよ。

しかし、3%から急に5%と。要するに議会とするともう、これで議決しておく、後は、皆さん疑ってるわけじゃないですよ。でも、5%までいいですよというふう  
に議会がお墨つきを与えちゃうということになるわけなんですよ。それは、後は執行のほうで自由なんだということなんです。

でも、議会とするとやっぱり、そういう、皆さんは真剣にやるんでしょうけども、やはり議会としても、一定の歯止めって、議会として必要だと思うんですよ。

だから、そこで私は、ここで一気に3%から5%、皆さんがやり良いかもしれないですよ、以前はもうそんな10%ぐらいなってるっていうのもありましたから、低金利によって下がってきたんですけども、でもそれでもまだ、私はこれ見て5%っていうのは、いかんせん高いんじゃないかなと。

皆さん確かにそういうのが事業進めやすいんですよ。でも先ほど言ったように、どうしてもということであれば4%にしておいて、どうしてもという時があれば、それはもう一度、議会の議決を得るというふうにしても良いんじゃないんですかという私の考えなんですけども、それについて皆さんがどう考えるかということをもう一度確認したいんですよ。回答がなければ、また、改めて委員会でもしたいと思うんですけども。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員ご指摘の4%でもいいんじゃないかというご意見なんですけれども、あくまでも5%としましても、町としてはですね、なるべく金利の安いところから借り入れる努力っていうものは、していきたいと思います。

あくまでも5%っていうのは、一定の上限でございまして、4%なり、かなりそれに近い低いものとして、今後とも県のほうとも協議してなるべく安い利率のものに変えて地方債のほうはしていきたいと考えてございます。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第18号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。

再開を11時とします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

## 日程第15 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（富岡大志君） 日程第15、議案第19号、令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,649万円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に基金繰入金の減額及び前年度分の清算金の増額に伴うものとなります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入になりますが、5款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金（特別交付金）では、補助配分の変更に伴う予算の組替え等により、保険者努力支援分が413万3,000円の増で、特別調整交付金（市町村分）が、454万9,000円の減となっています。

その下の県繰入金2号分につきましては、県の算定に基づき、320万8,000円の増を予定し、特定健康診査等負担金につきましては、実績に基づき、42万円の増を予定するものです。

次の6款財産収入では、国保基金利子で9万8,000円の増を計上しています。

次に、7ページの下になりますが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の60万3,000円の減は、それぞれの繰入金の算定基礎の実績等に基づき補正するものとなります。

8ページの下をご覧ください。

7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金339万3,000円の減は、現在の歳入歳出の実績等を勘案し、基金からの繰入金を減額するものとなりま

す。

次に9ページになりますが、9款諸収入3項雑入は、1目一般被保険者第三者納付金の交通事故等第三者納付金42万4,000円の増及び2目一般被保険者返納金の不当利得等返納金2,000円の増は、1月末時点での実績に応じたものとなります。

その下の、4目の雑入110万円の増は、診療報酬等誤請求分の返還金を計上したものです。

続きまして、10ページをご覧ください。

歳出になりますが、2款保険給付費1項療養諸費3目審査支払手数料は、医療費審査委託料の3月支払い分の際に、予算不足が生じないように5万円を増額するものです。

その下の3款国民健康保険事業費納付金と、11ページになりますが、4款保健事業費につきましては、財源変更のみの補正内容となっています。

次の5款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金は、現在の歳入歳出の実績を勘案し、積立額を14万7,000円増額するものです。

続いて、12ページをご覧ください。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、令和6年度保険給付費等交付金（特別交付金）の清算に伴う償還金で64万3,000円を予定するものです。

補足説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第19号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第16 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第16、議案第20号、令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,037万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億1,651万2,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、総じて事業の完了や保険給付費の現在までの執行状況に伴い予算を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

歳入の7ページをご覧ください。

1款1項介護保険料につきましては、現在までの歳入執行状況による補正となります。

続く、2款国庫支出金から9ページの4款県支出金までは、歳出の2款保険給付費及び4款地域支援事業費の支出見込み額に対応する公費等負担額の補正となります。

続いて、10ページをご覧ください。

6款1項一般会計繰入金の1目から3目までは、先ほど説明した保険給付費や地域支援事業費の補正に対応する一般会計からの繰入金の減額となります。

次に、5目その他一般会計繰入金は、歳出の12ページ、1款総務費の1項総務管理費及び3項介護認定審査会費の変更に伴う繰入金の減額となります。

6款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、現時点での歳入歳出の見込みを勘案し、繰入額を132万1,000円減額するものです。

8款諸収入105万8,000円の増は、渋川地域介護認定審査会の令和6年度における各市町村負担金の精算金となります。

続いて、歳出に移ります。

12ページ下段をご覧ください。

12ページ下段から15ページの2款保険給付費の減は、現在までの給付実績から勘案した決算見込額による調整となります。

続いて、16ページから17ページ上段にかけての4款地域支援事業費は、先ほどの保険給付費と同様に各種事業の執行状況から決算見込額を勘案しての減額となります。

17ページ中段をご覧ください。

5款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、歳入の項目で説明した介護保険料及び保険給付費等に対する公費負担額の補正等、現在の歳入歳出の実績を勘案し、積立額を2,088万9,000円増額するものです。

7款諸支出金1項2目償還金、国庫支出金等過年度分返還金388万円の増は、令和6年度地域支援事業における国庫支出金及び県支出金の受入超過分の返還金とな

ります。

最後に、18ページの7款2項1目一般会計繰入金105万8,000円の増は、歳入で説明した渋川地域介護認定審査会の精算金を一般会計に返還するための補正となります。

補足説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第17 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第17、議案第21号、令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億2,285万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に歳入の保険料増額等によるものとなります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

6ページ、歳入をご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料については、調定見込額等により、1目特別徴収保険料が924万4,000円の増、2目普通徴収保険料が滞納繰越分を含め1,562万円の増で、計2,486万4,000円の増額を計上するものです。

次の3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金の32万1,000円の減及び2目保険基盤安定繰入金の403万9,000円の減は、それぞれの繰入金の

算定基礎の実績等に基づき補正するものです。

7ページをご覧ください。

歳出になりますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、介護予防の一体的実施の実施実績に伴い、合計で32万1,000円を減額するものです。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金18節負担金、補助及び交付金の保険料等負担金2,486万4,000円の増は、歳入の保険料の増額見込みに伴うものです。

その下の、保険基盤安定負担金403万9,000円の減は、広域連合の算定額に基づき補正するものとなります。

補足説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第21号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第18 議案第22号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第18、議案第22号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号、令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の支出について、第1款水道事業費用を699万円の増額補正とするものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第22号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款水道事業費用1項の営業費用199万6,

000円増額の内訳から説明します。

まずは、1目の配水及び給水費2万1,000円の減額及び2目の総係費56万9,000円の増額は、職員給与費関係です。

手当のほか、賞与及び法定福利費引当金の増減による補正となります。

次に、3目の減価償却費137万4,000円の増額及び4目の資産減耗費7万4,000円の増額は、固定資産の減価償却費や除去費など、年度末の計数整理による補正です。

続いて、2項の営業外費用2目消費税及び地方消費税499万4,000円の増額は、決算期における消費税申告の見込みに基づく増額補正でございます。

そのほか、議案書の3ページにお戻りいただきますと、キャッシュフロー計算書が4ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第22号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第19 議案第23号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第19、議案第23号、令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第23号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

まず、第2条収益的収入及び支出の収入について、第1款公共下水道事業収益を53万7,000円増額し、第2款農業集落排水事業収益を152万7,000円の増額補正とするものです。

支出については、第1款公共下水道事業費用を152万増額し、第2款農業集落排水事業費用については608万3,000円の減額補正とするものです。

続いて、第3条資本的収入及び支出の支出については、第1款公共下水道事業資本的支出を363万1,000円減額し、併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額についても改めさせていただくものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第23号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の14ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入について、1款公共下水道事業収益1項の営業収益141万8,000円の減額は、1目の下水道使用料で当初の試算より減少が見込まれることによる減額です。

続いて、2項の営業外収益195万5,000円の増額理由は、3目の長期前受金戻入で194万9,000円。5目の雑収益で6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、2款農業集落排水事業収益1項の営業収益152万7,000円の増額は、1目の農業集落排水施設利用料について、当初の試算より増加が見込まれることによる増額となります。

続いて、15ページの支出になります。

1款公共下水道事業費用1項の営業費用32万7,000円の増額内容として、職員給与費等の関係で2目の総係費が29万8,000円の増額、3目の流域下水道管理運営費負担金では、令和7年度分の負担金精算額の確定により、14万8,000円の減額、4目の減価償却費では年度末の計数整理により17万7,000円の増額となります。

続いて、2項の営業外費用119万3,000円の増額は、1目の支払利息の増額に伴うものでございます。

次に、16ページの2款農業集落排水事業費用1項の営業費用608万3,000円の減額は、1目の管渠費が594万8,000円の減額、2目の総係費が13万5,000円の減額でございます。

次に17ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業事業資本的支出1項の建設改良費363万1,000円の減額は、1目の管渠建設改良費で20万円を増額し、2目の流域下水道建設負担金では、令和7年度分の負担額の確定に伴い383万1,000円を減額するものです。

そのほか、議案書の6ページにお戻りいただきますと、キャッシュフロー計算書が、また、7ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願い

します。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第20 同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について

議長（富岡大志君） 日程第20、同意第1号、吉岡町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町農業委員会委員が、令和8年4月26日をもって任期満了となることに伴い、次の者を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により、委員の定数は8名となっておりますので、同意を求める者は8名でございます。

それでは対象者8名の氏名等を読み上げさせていただきます。

まず、1人目の小林洋一氏は2期目となり、認定農業者で主にイチゴを栽培しております。

続いて、佐藤康之氏も2期目となり、同じく認定農業者で主にブドウを栽培しております。

続いて、萩原隆夫氏は現在、農業委員会長で4期目となり、同じく認定農業者で主に肉牛を飼育しております。

続いて、大澤恵里子氏は1期目となり、農業兼業で甘藷を栽培しております。

続いて、星野治代氏は2期目となり、主に米と野菜を栽培しております。

続いて、永田雅信氏は現在、農業委員会職務代理で4期目となり、認定農業者で主にブロイラーを飼育しております。

続いて、志塚淳氏は4期目となり、認定農業者で主に米と野菜を栽培しております。

続いて、石倉一也氏は4期目となり、税理士の資格を有しております。農業委員の

中で中立的な立場の方を1名以上置かなければいけないとなっておりますので、中立的な立場の方となります。以上の8名となります。

住所及び生年月日につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりであります。

この8名につきましては、公募に応じられた者であり、本年1月30日に吉岡町農業委員候補者選考委員会に審査を諮問したところ、8名全員が要件を満たしているとの答申結果を得ております。

なお、任期につきましては、令和8年4月27日から令和11年4月26日までの3年間となります。

なにとぞ、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

この同意議案は、8名をそれぞれ分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議します。

表中1番目、小林洋一氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

小林洋一氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中2番目、佐藤康之氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

佐藤康之氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中3番目、萩原隆夫氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

萩原隆夫氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中4番目、大澤恵里子氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

大澤恵里子氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中5番目、星野治代氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

星野治代氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 賛成多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中6番目、永田雅信氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

永田雅信氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中7番目、志塚淳氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

志塚淳氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

表中8番目、石倉一也氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

石倉一也氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、原案のとおり同意されました。

## 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（富岡大志君） 日程第21、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の辞任に伴い、後任候補者の推薦を行うにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。

任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、増野明彦さんです。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりです。

同氏は、本町のご出身で、定年退職後は、自治会長として地域社会の要職を務めております。子供の人権課題に関心を持ち人権啓発活動に意欲を示しております。堅

実かつ温厚な人柄で地域の相談役として重要な役目を担う人権擁護委員に最適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定しました。

## 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（富岡大志君） 日程第22、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の辞任に伴い、後任候補者の推薦を行うにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、栗田卓さんです。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりです。

同氏は、本町のご出身で、長年に渡り、公共交通機関の要職を務め、地域観光の発展にも深く関わっておりました。管理職時代には常に人権について向き合ってきた経験をお持ちであり、人権擁護委員の活動に意欲を示しております。堅実かつ温厚な人柄で地域の相談役として重要な役目を担う人権擁護委員に最適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員をお願いするものでありますが、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は、原案のとおり答申することに決定しました。

## 日程第23 陳情第1号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備を求める意見書提出の陳情

議長（富岡大志君） 日程第23、陳情第1号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備

備を求める意見書提出の陳情を議題とします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情書のとおり、陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

#### **日程第24 陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業 の中止の意見書提出を求める陳情**

議長（富岡大志君） 日程第24、陳情第2号、mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情を議題とします。

陳情第2号は、お手元に配付の陳情書のとおり、陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

#### **日程第25 陳情第3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の 庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情**

議長（富岡大志君） 日程第25、陳情第3号、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情を議題とします。

陳情第3号は、お手元に配付の陳情書のとおり陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。

午前11時37分休憩

午後 1時00分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

#### **日程第26 町長施政方針**

議長（富岡大志君） 日程第26、町長施政方針を行います。

柴崎町長は登壇して、施政方針を述べてください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町政施政方針を述べさせていただきます。

1 町政運営の方向性について、我が国全体の行政課題は、急速な人口減少と超高齢化に伴う財政難、社会保障費の増大、そして地域インフラの老朽化です。

また、人手不足による公共サービスの維持やデジタル化の推進による行政の効率化、頻発する自然災害への対策も緊迫しています。これらに対応するため、今まで以上に官民連携や地方活性化が強く求められています。

本町におきましては、緩やかながら人口増加傾向にあることは、今後の地域活性化に向けた大きな強みであると捉えています。しかしながら、子育て世代の増加や高齢化に伴う扶助費の増加などにより、依然として厳しい財政状況が続いており、将来にわたり持続可能な行財政運営を実現することが喫緊の課題であると認識しています。

そうした中で、令和8年度の施政方針を申し上げます。

まず、昨年度同様、国及び県の政策動向に対応した政策運営については、原材料価格の高騰や物価上昇という経済環境の変化を踏まえ、引き続き、経済状況を注視してまいります。

雇用政策については、国や県との連携を一層強化し、地域経済の安定と成長を支える施策を推進していく所存です。

次に、中長期の町政運営については、第6次総合計画に基づく計画的な事務執行を引き続き堅持しつつ、社会情勢の変化や新たな課題が生じた場合には長期的視点から従来の計画に柔軟に組み込み、迅速かつ的確に対応してまいります。

その中で、特に重要な課題として認識している財源確保については、人口増加に伴い教育・福祉関連予算が増え、経常経費の増大が生じることで、予算の柔軟性が低下している現状を踏まえ、最低限必要な事業を確実に実施できる財源基盤を確保することが重要であると認識しています。財源確保を確実にするためには、国・県の補助金・支援制度の最大活用、PPPやPFI等の民間資金活用の検討、基盤整備事業や企業立地促進による地域経済の安定化、さらには地域間連携を深めた連携型の財政運営を推進することが不可欠です。これらの取り組みを通じて、財政の健全性を保ちながら、教育や福祉といった町民生活の質を高める施策を着実に実施してまいります。

2 令和8年度の方向性について、令和8年度の方向性につきましては、第6次吉岡町総合計画に掲げる将来像を土台として、これまでの歩みを踏まえつつ、社会経済情勢の変化や新たに生じた課題に的確に対応できるよう見直しを進めてまいります。4年間の計画期間を経過する中で、施策の進捗が一部遅れた点や新たな課題が生じた点を正面から捉え、町の運営方針を再認識することが不可欠であると認識しております。その上で町民の生活を最優先に据え、財政状況を踏まえつつも、将来に向けた必要な投資は、積極的に進めていく姿勢を堅持してまいります。

まず、私たちが果たすべき使命は、町民の生活を守り、町の発展を図ることであり、企業誘致を含む事業実施においては、規模と財政状況を厳しく見定めつつ、無駄を排しつつも将来性のある投資を選択するという基本方針を貫きます。新年度以降は、総合計画で掲げる、6つの基本目標を戦略の大綱として、具体的かつ実現性の高い

施策を順次展開してまいります。

吉岡町総合計画に掲げる6つの基本目標を改めて整理します。

第一は、全ての住民に優しい健康・福祉施策の充実を図り、誰もが安心して暮らせる基盤を整えます。

第二は、学びのまち・吉岡の推進であり、学校教育と生涯学習の一層の充実を図ります。ICT環境の有効活用や教員の研修、地域と連携した教育の推進を通じ、子供から大人へと学びをつなぐ仕組みを強化します。

第三は、次世代につなげる生活環境の充実であり、安全・快適な居住環境の確保、交通・防災基盤の強化を着実に進めます。

第四は、地域産業の持続性発展支援であり、地場産業の振興・観光の促進・雇用の創出を図るとともに、中小企業への様々な支援をはじめ、地域資源を活用した新たな事業創出を後押しします。

第五は、緊急時対応への備えの充実であり、災害に強いまちづくりとして、消防団の災害対応力強化、民間事業者との連携強化、住民への防災啓発促進による地域防災力の強化を進めます。

第六は、将来を見据えた行財政運営の推進であり、財政健全性を保ちながら長期視点での投資判断を徹底し、透明性の高い説明責任の実現と持続可能な財政運営を確立します。

以上の方針により、令和8年度を思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくりを一層具体化する年とし、もっと住み続けたいくなるまちづくりを実現してまいります。

3結びに、本町の町政運営における基本方針は、町民目線で、町民の生活を最優先に考えるという原点のもとで、これまで培ってきた取り組みを継承・深化させつつ、第6次総合計画の基本構想を核として、未来へつなぐまちづくりを推進してまいります。第6次総合計画は、人口動態の変化、社会経済構造の転換、財政環境の厳しさといった現実を踏まえ、長期的視野に立って持続可能な行政運営を実現するための指針となるものであり、私たちはこの基本構想を具体的な施策に落とし込み、町の取り組みを着実に展開してまいります。

その上で、議会の皆様には、引き続きご支援とご助言を賜りたいと考えております。ご提案・ご指摘は、私たちの施策をより実効性のあるものへと高める貴重な知見です。適切な場を設け、委員会を通じた協議や町民の声を反映させられる機会を積極的に確保してまいります。

結びに、私たちは思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり、吉岡を実現するため、町民生活の安定と幸福の向上を最優先に、財政の健全性を保ちつつ、新時代の施策を着実に展開してまいります。

皆様方の温かいご支援と建設的なご提案を、心よりお願い申し上げます。終わります。

議長（富岡大志君） ただいま町長施政方針が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は明日3月3日火曜日の本会議議事日程【日程第1】で通告のあった3名の議員によって行います。

## 散 会

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後 1時12分散会

# 令和8年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和8年3月3日（火曜日）

## 議事日程 第2号

令和8年3月3日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙質問表による No. 1～No 3）
- 日程第 2 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第28号 令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第29号 令和8年度吉岡町水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第30号 令和8年度吉岡町下水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により会議を進めます。

### 日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

通告がありました3名の議員による質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の30分以内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間が無くなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

それでは、質問者7番小林静弥議員を指名します。

〔7番 小林静弥君登壇〕

7 番（小林静弥君） 議長への通告に基づき、町長の令和8年度施政方針について質問いたします。

今回の施政方針では、全国共通の行政課題である人口減少・超高齢化、財政制約、インフラ老朽化、災害対応などを踏まえた上で、本町が緩やかな人口増加傾向にあることを大きな強みとして位置づけておられました。一方で、人口増加に伴う教育・福祉費の増大、経常経費の拡大による財政の硬直化という課題にも率直に言及されており、本町がまさに転換期にあることを示す施政方針であると受け止めています。

まず、人口増加をどう町の力に変えていくのかについて伺います。施政方針では、人口増加を地域活性化の強みと捉える一方、子育て世代の増加や高齢化の進行により、扶助費や経常経費が増大し、財政の柔軟性が低下している現状が示されました。人口が増えれば、自然と町が豊かになるわけではなく、増え方や支え方を誤れば、現場の負担や財政の硬直化を招くことにもなります。

そこでお伺いします。町長は、今後の吉岡町において、どのような人口構成を見据え、人口増加を財政負担ではなく、地域力や持続可能性の向上につなげていくのか、その基本的な考えをお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小林委員より、施政方針の質問をいただきました。

まずは、人口増加についてですが、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研推計において、令和17年、2035年をピークに下降に転じとされており、言い換えますと、それまでは増加傾向にあるということとなります。

同じく社人研推計では、人口を3区分、これは年少人口、生産年齢人口、老年人口の区分となりますが、令和32年、2050年における推計では、特に年少区分、0歳から14歳の区分において、国・県が10%を割り込む中、町は12.3%と高い比率を保つとされています。

令和6年度に策定した第3期 吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、将来の方向性として、町の魅力を高め、定住人口を増やす、子育て支援策の充実により、年少人口比率を維持するとしております。

施政方針の中でも、人口増に伴う教育・福祉関連予算の増により予算の柔軟性が低下しているとさせていただきましたが、事実は事実として真摯に受け止めた中で、それを補うべく、様々な事業を通じて町の魅力を高めていく取組を行っていきたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 分かりました。

年少人口、それから生産年齢人口ですね、こちらが大事になると思いますので、その辺を意識して、今後、人口の増減を注視していただければと思います。

次に、必要な投資の考え方について伺います。

施政方針では、教育・福祉関連予算の増加により、予算の柔軟性が低下している現状が示されました。限られた財源の中で、全てを同時に進めることはできません。

そこで伺います。今後、必要な投資と抑制すべき支出をどのように考えていくのか。施政方針の中で最低限必要な事業、また、後のほうで将来に向けた必要な投資とありましたが、特に重点を置く分野どこなのか、町としての優先順位と判断基準をお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 必要な投資の優先順位についてでございますが、先ほどの質問に通ずるところもありますが、現在、吉岡町は人口が増加しており、これに伴った年少人口も増加しております。これまでは、この年少人口の増加対策のために、保育園・幼稚園については、待機児童解消のために施設の増改築等を行い、また、小中学校においても施設の増改築及び校庭拡張等に重点を置き事業を行ってまいりました。

しかし、人口増加傾向にある吉岡町においても、人口推計においては、2035年に減少へ転じる推計となっております。

また、全国的に人口減少となっている状況では、吉岡町も人口推計より早く減少へ転じる可能性もあり、このまま対策を講じなければ、人口減少へ転じることは目に見えております。人口が減少すれば、税収の確保は困難となり、道路及び上下水道等のインフラ設備の老朽化対応等にも影響は及びます。

まだ先のことは言うておられず、今から人口減少の歯止めをかける対策を行い、来る人口減少に備えなければなりません。

その対策を含めた対応として、施政方針では第6次吉岡町総合計画に掲げる将来像を土台とした6項目について触れさせていただき、その前提として、私たちが果たすべき使命は、町民の生活を守り、町の発展を図ることであると申し上げました。その上で、財政的措置の一面から捉えると現在進行形で行っている地域産業の持続的発展支援、これは産業団地、あるいは道の駅関係を並行して行うことであります。雇用促進のための重点事業として進めてまいりたいと考えております。

しかし、財政支援がないその他の項目を疎かにすることなく、人、技術、情報等のソフト面では、職員を適材適所に配置して事業を実施していきたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 次に、雇用政策について伺います。

施政方針では、国や県と連携を強化し、地域経済の安定と成長を支える雇用政策を推進するとされています。人口が増加する中で重要なのは、住む場所としての魅力だけでなく、働く場を町の中、あるいは身近な圏域でどう確保していくかだと考えます。

そこで伺います。本町の雇用政策において、若い世代や子育て世代が安定して働き続けられる環境をどのように整えていくお考えか。

また、企業立地や既存事業者支援を通じて、雇用の質と量をどのように高めていくのか、町の考えをお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、若い世代や子育て世代が安定して働き続けられる環境の整備は、地域経済の活性化に直結する重要な政策であると認識しております。

本町は、昼夜間人口比率が県内で最も低く、町外への通勤者が多いベッドタウンであります。若い世代、子育て世代が地域で働く選択肢を広げ、活躍できるよう産業団地の整備を進展させるとともに、保育受入体制の充実など子育てと仕事の両立支

援を一体的に推進してまいります。

また、雇用の質の向上につきましては、町商工会を通じた経営相談、各種セミナー、働きやすい職場づくりへの支援を行うほか、補助制度等の活用支援により賃金水準の上昇と企業の競争力強化につなげてまいります。

次に、雇用の量の確保につきましては、引き続き産業団地事業を推進してまいります。これにより安定した雇用機会の拡大、また、既存事業者の受注機会の拡大につながるものと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君）　そうですね。雇用の質と量、質のほうでは正規雇用ですとか平均所得などを見ていただきまして、また、先ほどから出ています産業団地こちらもですね、ぜひ雇用増大、または促進に成功できるような、そういった町の取組でよろしくお願いたします。

次に、官民連携について伺います。施政方針では、PPPやPFIなど民間資金やノウハウの活用が示されています。官民連携は、財政負担の軽減や効率化につながる一方で、事業規模や契約内容を誤れば、将来世代に新たな負担を残すことにもなりかねません。

そこで伺います。本町では、PPPやPFIについて、どの分野を想定し、どの程度の規模感で検討していくお考えなのでしょうか。

また、他自治体の成功・失敗事例をどのように検証し、有効利活用・リスク回避に生かしていくのか、町の認識を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君）　PPPいわゆる官民連携ですが、官民が連携して公共サービスの提供を行う手法であり、PFIについては、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというPPPの代表的な手法の一つとされております。

これらの手法は、地方公共団体が直面する財政的な課題を克服し、効率的なサービス提供を実現するための重要な選択肢として位置づけられているところです。

PPPやPFIを検討する際の分野についてですが、主に上下水道や公共施設の整備・管理、さらには交通インフラに関連する事業が想定されます。

これらの分野は、民間の技術力や資金を効果的に活用することで、効率的に整備を進めることが可能であり、利用者にとってもより良いサービスを提供できるのではないかと考えております。

具体的には、すでに策定されている水道事業基本計画、公共下水道事業経営計画や

農業集落排水事業経営戦略について、PPPやPFIの導入について言及しております。

また、給食センターの建て替えについては、PFIとして取り組んでいる予定となっております。

また、具体的な事業規模についてですが、本来は中小規模から始め、実績を積み重ねながら徐々に大規模なプロジェクトに拡大していくのが最良かとは思いますが、状況に応じて取組を進めてまいりたいと考えております。

また、他自治体の成功・失敗事例についてですが、給食センターの建て替え事業において、PFIを活用していく予定であるものの、町全体として、他自治体の成功例、失敗例などを取りまとめ、分析はできていないのが現状であります。

給食センター建て替え事業については、町としても初めてのPFI活用事案であることから、PFI手法に伴うアドバイザー業務、事業者の選定を行う業務を含め発注し、基本計画書を基にした要求水準書を作成する予定となっております。

また、事例についてとのことですが、内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP、PFI推進室）のホームページにおいて、PPP/PFI事例集として掲載されているところであります。

今後、PPP/PFI事業を活用するにあたり、こういったものを参照し、また、必要に応じて直接他自治体様にお伺いするなどして取組を進めていきたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） PPP/PFIについては、リスクの管理が大変重要になると思いますので、その辺を注意していただければと思います。

次に、地域間連携について伺います。施政方針では、連携型の財政運営の必要性が示されています。単独での事業実施に限界がある中で、近隣自治体との連携により、行政コストの削減と住民サービスの向上を同時に図る視点が重要だと考えます。現在、具体的に検討している連携分野があるのか。

また、デジタル分野や生活関連サービスにおける広域的な連携について、町の考えを伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 広域連携としますと、当然、渋川地区広域市町村圏振興整備組合における共同処理、そして、前橋さんとの車のナンバープレート事業や駒寄スマートインターチェンジ大型車化事業などが挙げられます。

また、榛東村さんと連携して、開催の榛吉マルシェが好評を博しているところでございます。その他、現在検討している具体的な事案としましては、前橋が運営して

いるシェアサイクル事業への参画となります。

シェアサイクル事業については、一定の区域に自転車の貸出と返却が可能な拠点（ポート）を多数設置して、どのポートでも自転車の貸出・返却ができるサービスであります。レンタサイクルとは異なり、自転車を借りた場所と同じ場所に返却する必要はありません。

シェアサイクル事業における位置情報のデータを確認したところ、吉岡町においては、群馬総社駅から産業道路バイパス沿いに軌跡があることから、吉岡町にシェアサイクルを利用して訪問していることが分かっております。こういった点も踏まえ、シェアサイクル事業について、吉岡町も参画することで、シェアサイクルの定義としての回遊性の向上、地域活性化への繋がりを実現したく、連携事業として取り組むものとなります。

また、ポートの設置する企業様におかれましても、交通手段の停留所として設定されることで、来客が見込まれるメリットも想定されるところであります。

今後も前橋様はもちろん、隣接・近接する市町村との新規事業の立ち上げ、また、既存事業への参画については、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のデジタル分野や生活関連サービスにおける事業展開については、いわゆる導入経費であるイニシャルコストはもちろん、運用経費となるランニングコストがかかってきます。

小規模自治体に向けたサービス等であれば、比較的安価なシステムなども提供されているところですが、使いやすさなどを検討していくと、それなりに多額の経費がかかることはほとんどとなります。

先ほどのご質問の答弁と重複する部分もございますが、新規事業の立ち上げや各自治体が行っている事業へ参画することで、イニシャルコストやランニングコストの軽減を図っていく、また、その中で新たな取組を進めていくという視点は、とても重要なものと認識しております。

以上を踏まえた上で、今後も各自治体との情報共有はもちろん、情報収集にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 次に、健康福祉施策について伺います。子育て世代の流入と高齢化が同時に進む本町においては、世代間の分断を防ぎ、全ての町民に優しい健康福祉施策の充実とあるように、地域全体で支え合う仕組みづくりが一層重要になると考えます。高齢者福祉と子育て支援を別々の施策として進めるだけでなく、見守りや交流など、地域を基盤とした支援をどのように構築していくのか、町の考えを伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 高齢者福祉施策と子育て支援施策の連携については、地域社会の活性化に繋がる非常に有用な手段であり、それぞれの施策を個別に進めるのではなく、相互連携を図りながら取り組むことは大変重要なことであると認識しております。

高齢者と子育て世代が共に支え合う環境を構築するために、地域での見守り活動を推進し、高齢者の孤立防止、子育て家庭との総合支援を行い、地域の中で見守りの輪を広げることで、お互いに助け合う共助の関係性を育むことができ、地域全体のつながりが強化できるものと考えます。

また、交流の場を提供することも重要です。社会福祉協議会では、子供から大人まで誰でも、地域や世代を越えた交流の場が持つ地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていけるよう地域の集会所やロバロバ、デイサービスJ Aげんきを活用したカフェを定期的を開催しております。

これらの施策により、地域のコミュニティーが活性化され、お互いに支え合える関係が築かれていることを期待しております。

さらに、老人会、民生委員会、自治会、子供会、育成会などの地域の多様な団体が連携をより強化することで、高齢者と子育て家庭の地域のつながりを強化し、より身近な相互に支援内容を高め合うパートナーシップを形成することができるようになると思われまます。

このように高齢者福祉と子育て支援を地域基盤でしっかりと結びつけることで互いに支え合う豊かな地域社会が構築されていくものと考えております。今後も町民の皆様のご意見を伺いながら、様々な課題について調査研究を進めてまいります。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 次に、教育と学びについて伺います。学校教育現場でのH i B A L Iプラン5.0は、バージョンアップから1年経とうとしていますが、その成果はいかがでしょう。ICT環境の有効活用は十分に機能していますでしょうか。

また、学校教育と生涯学習の一層の充実、子供から大人へと学びをつなぐ仕組みとあるように、学校と地域・家庭、子供と大人をつなぐ取組とは、具体的には何をどのようにつないでいくのか、町の考えを伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） H i B A L Iプラン5.0は、児童生徒全員に貸与した情報端末を初めとするICT環境を有効に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの充実を期した授業改善を主眼としました。

その結果、文科省からリーディングDX事業の指定校として認められた町内3校の公開授業の際には、遠く鹿児島県や岩手県からも参加が訪れました。私も吉岡中の

研修状況を見学させていただきました。

また、先月は、群馬県教育委員会が主催して、県内全市町村教育委員会の幹部を対象とした吉岡中学校の生成AI活用事業の公開が行われました。

それら事業は、HiBALIプランの目標である、考えて行動できる人の具現化を目指すにふさわしいものであったと聞いております。このように、県内外から注目される子供主体の授業実践が行われていることが、HiBALIプラン5.0の大きな成果を物語っていると考えております。

また、学校と地域、子供と大人をつなぐ具体的な取り組みの視点からお答えいたします。

この数年間、子供たちが地域社会の中で多様な大人と関わり、共に学び合う環境づくりを重視し、次の3つのつながりを強化してまいりました。

第1に、放課後の学びを通じたつながりです。

小学生が地域の集会所で過ごし、地域の高齢者の方々に勉強を教わったりもし、昔ながらの遊びを楽しんだりする活動を行っております。これは、知識や文化の伝承だけでなく、世代を超えた心の触れ合いの場となっております。

第2に、地域貢献を通じたつながりです。

中学生ボランティアが自治会や町の行事に参加することで、地域の一員としての自覚を育み、中学生が、地域社会や地域の大人との絆を深めております。

第3に、スポーツ・文化活動を通じたつながりです。

休日の中学校部活動の地域展開を全面的に進め、指導を地域の方々に担っていただく体制を確立いたしました。これは、今の中学生が大人となって将来の町のスポーツや文化活動の推進役になることへの期待も含まれております。

これらの活動が、子供の学びや健全な成長、同時に大人にとっても、子供たちに関わることが生涯学習としての学びの一環となるよう、今後も子供と大人をつなぐ活動をより活性化させたり課題を解決したりすることを通じて、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

〔7番 小林静弥君発言〕

- 7 番（小林静弥君） 次に、防災について伺います。施政方針では、消防団の強化や民間事業者との連携、防災啓発の推進が掲げられています。転入者が多い本町においては、防災を特別なものではなく、日常の暮らしの中にどう根付かせるかが重要です。若い世代や新しく住まわれた方々に対し、防災意識をどのように高めていくのか町の考えをお伺いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 若い世代や新しく転入されてきた方に対しましては、防災イベント

など、誰もが気軽に楽しく参加できる機会を通じて、防災意識の向上を図っていき  
たいと考えております。

実例を挙げますと、令和7年4月に開催されたよしおか防災デイズがこれに当たり  
ます。

この防災イベントは、町と包括連携協定を締結している株式会社ジョイフル本田、  
群馬トヨタグループ株式会社を中心に多くの民間事業者、関係機関のご協力をいた  
だき、ジョイフル吉岡店で盛大に開催されました。

また、今月の14日、15日には、第2回目のよしおか防災デイズが開催される予  
定であります。現在準備を進めているところです。この防災イベントには、昨年も  
多くの若い世代や親子連れに会場いただいております、今後も定期的開催する予定で  
あるこのようなイベントを通じて、防災意識の啓発、向上を図っていきたくと思  
っております。

また、この他にも、令和8年度に予定しているよしおかふるさと祭りや町総合防災  
訓練の場でも、防災を身近に感じてもらえるような工夫を凝らして、住民の防災意  
識の向上を図っていきたくと思っております。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 次に、町民目線の具体化について伺います。施政方針では繰り返し、  
町民の生活を最優先に考える、町民目線での町政運営が示されています。非常に大  
切な理念である一方で、それがどのように施策へ反映され、どう検証されているの  
かが、町民にとって分かりにくい場面もあると感じています。

そこでお伺いします。町として、町民生活の安定と幸福の向上を最優先に考えた時、  
町民の声や満足度をどのように把握し、それをどのように施策の改善や見直しに生  
かしているのか。また、アンケートや意見募集が実際の政策判断にどのようにつな  
がったのかを町民にどのように示していくお考えなのか、伺いたいところですが、  
時間が来ました。これは、また後ほど、後日、一般質問等でお伺いしたいと思  
います。

以上で小林の町長施政方針の質問を終わります。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、小林静弥議員の質問が終わりました。

次の質問の用意を行いますので、ここで休憩をとります。

再開を10時10分とします。

午前10時01分休憩

午前10時10分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは質問者13番、小池春雄議員を指名します。

〔13番小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは施政方針に対する質問を行います。

緊縮政策ということで出しておきました、緊縮財政というのは、緊縮財政だと思っ  
たら、緊縮財政というのは、国家予算のことを緊縮財政というので地方自治体の場  
合には、緊縮政策と、いうらしいですね。

これまでの年度別施政方針を確認しました。前年度踏襲ではなく、時代に応じた施  
策を進めていくことは、当然のことですが、方針が時代を的確にとらえての、施策  
となっているかが重要です。

限られた財源の中で、時代に即した施策を進めていくことは、私も同じ考えですが、  
それを進める中では、慎重な議論が必要だと考えます。

伺いますけれども、この数年間、廃止したもの、見直しをしたものを、上げていた  
だきたい。以後これから、取り組む中で、検討廃止と考えているものが、どのよう  
なものかと、があるのかということをお尋ねをしておきます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから見直し、廃止した事業についてのご質問です。

事業の廃止に着目していることについては承知しておりますが、限りある財源での  
予算編成においては、無駄や効率を含め、全ての事業について見直しを行っている  
ところであります。その結果、やむを得ず事業を廃止せざるを得ないものもござい  
ました。

昨年の9月定例会では、小池議員の一般質問の中で含まれていたとおり、議会の議  
事録の外部委託や放課後児童見守りパトロール事業などは見直し、廃止の対象とな  
った事業でございます。

また、その後の委員会において、質問内容についての情報を一覧として提出させて  
いただきました。

改めて読み上げることも可能でございますが、また、今後検討、廃止予定の事業に  
つきましては、私立保育所等おむつ処理費用の補助金、これは広域での処分が可能  
となったためでございます。

また、吉岡健康No. 1プロジェクト事業、こちらは、事業のマンネリ化による見  
直しと負担軽減のため、また、両小学校学習診断委託、芸術鑑賞補助金、そして、  
移住支援金等がございます。

しかし、事業の見直しに伴う廃止や縮小による歳出の削減だけでは限界がございま  
す。そのため、歳入の確保に努めていきたいと考えております。小池議員をはじめ  
とした他の議員からもふるさと納税による歳入確保について、一般質問の中で多く  
の質問や指摘がされている中で、歳入確保にも力を注ぐよう職員に指示をしている

ところでございます。

歳入が増えれば、その分、歳出の見直しによる事業の廃止を避け継続的に事業を実施できるものと考えております。

また、現在着手している大型事業等は、将来を見据えた中での歳入手段の最たるものだと考えております。

それでは、以下、主な廃止事業、主な縮小事業について報告読み上げをいたしましたほうがよろしいか。

はい。それでは報告させていただきます。

先ほども申しあげました議会事務局では、会議録委託料、子育て支援では母子父子家庭祝い金、福祉では社会福祉総務費、障害者福祉費、介護高齢室では、任意事業として身元確認支援システム使用料、それから老人福祉でスマホ教室、財政関係では水道事業費、住民環境では、灰塵処理費、産業振興室では、商工総務費、教育総務室では、明小デマンドコントローラーリース事業、駒小デマンドコントローラーリース事業、また吉中デマンドコントローラーリース事業、生涯学習ではフロアマット使用料、それから共同安全室では放課後児童見守りパトロール事業などとなっております。

また、主な縮小事業では、介護高齢室でひとり暮らし高齢者保養事業、介護用品支給事業、障害者福祉事業、それから産業振興室では、道の駅事業、さらに教育総務費では、明小学習支援ソフト、駒小、吉中等の支援ソフト、それから共同安全室では、防犯カメラ設置工事、道路交通安全施設工事、幼児用補助用具購入補助、備蓄用食料購入事業、等々を縮小しているところでございます。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、今まで以上に官民連携が求められているとありますけれども、実際には、官民連携、どのようなものを指していますか、具体的に示していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） まず、官民連携の必要性についてですが、地域社会が直面している課題は多岐にわたります。

例えば、少子高齢化や人口減少、環境問題、地域経済の停滞などが挙げられますが、これらの課題は、単独の行政機関だけでは解決が難しいものです。民間企業は技術やノウハウ、資金力を持っており、それを活用することで行政の取組を補完し、より効果的な解決策を生み出すことが可能でございます。技術やノウハウに関する具体例としては、現在10事業者と包括連携協定を締結しているほか、いくつかの個別連携協定を結んでいます。日々の講座やイベント等でも多くの支援を受けて実

施しているところであります。

資金面では、PPP（公連携）やPFI（民間資金による公共インフラ整備）なども官民連携の一環であり、給食センター建設が具体例となります。さらには、水道事業基本計画や公共下水道事業経営計画及び集落排水事業経営戦略についても、PPPやPFI導入が言及されております。

また、一般的に言われている分野としては、公共施設の整備、管理のほか、交通インフラ関連事業は想定されます。これらの分野では、民間の技術力や資金を効果的に活用することで、効率的な整備が進められ、利用者にとっても、よりよいサービスを提供できると考えられています。加えて、現在、カーボンに向けたゼロカーボンに向けた諸事業についても、企業提案の申出もいただいているところでございます。

以上から明らかなように、今まで以上に官民連携が求められる背景には、地域社会の複雑な課題があります。それらを解決するためには、様々な視点やリソースが必要です。今後も官民連携を進めることで、地域の持続可能な発展に寄与していきたいと考えておるところでございます。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 分かりました。

先ほど小林議員の質問にもありましたけれども、その財源の確保をするためには、やっぱり今生じる町長の答弁もありましたけれども、PFIであるとかPFIなどの民間資金活用の検討を考えているとありますけれども、これも私は慎重でなくてはならないというふうに考えております。民間資金の検討活用、これは民間業者は営利が目的です。お金もうけになると思えばどこにでも入ってくるでしょう。最終的には債務は町が負担するのですから、本当に慎重でなくてはなりません。

今考えているのは、学校給食センターと思われませんが、給食センターを民間委託した経過がありますけれども、当時は経費の削減と雇用の確保と言っていましたけれども、今は実態はどうでしょうか。この時代は地産地消というのが大きく、クローズアップされている時代でもありました。

これは教育にも役立つ農業の育成にもなると言われてましたけれどもどうでしょう。民間の活力を民間の力を活用すること全てを、否定することはしませんが、相手は民間であり、営利を目的としているのですから、慎重でなくてはなりません。

これについてどのように考えるか。先ほど町長の答弁にもあった、また、小林議員の答弁の中にもありましたけれども、私、1点大きく気になったのは、水道事業の民間活用という話がありましたけれども、これはもう、社会問題になりましたよね。大きな問題になって、飲料水までもそういう民間に出していいのかと。安全はどう

確保されるかと。

要するに、民間活力に利用するというけれども、安全安心モデルが奪われるのではないかというので、それをまた元に戻すと。いうことも今進められてるというふうにも聞いております。そう考えると本当に慎重でなくてはならない。

先ほども言いましたけれども、企業というのは営利が目的です。だからその企業の営利目的目的、そのえさにされては困るわけですよ。だって、町は、お願いしても、債務負担になるわけですから、そうであれば、そこを民間に委ねるノウハウがあるって言うけれども、ノウハウだけでいいのでしょうかね。ノウハウというのは皆さんが知恵を出してあちこちの、ものを、知恵を使えば、優秀な職員がいるわけですから、そういう中でも私は可能だと思うんですよ。ただ、危険性を感じるのは何でも民間委託をすればいいという考え方がどうかというふうに思っておりますけれども、その部分ってのは本当に慎重に、慎重になくてはならないと思いますけれども、その部分についての見解をお聞きしたいと思います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 初めに学校給食センターの調理業務の民間委託については、経費の削減と雇用の確保という側面や専門業者が持っている高い衛生基準確保による安全かつ安定的な学校給食の供給という目的もございました。民間委託が始まり、委託業者と協力し、町産のお米や野菜を活用して給食を提供してきたところがございます。現在、進めている新たな学校給食センター建設については、国が制度化した新たな枠組みであるPFI制度で導入を予定しており、PFIを導入することにより、事業費の平準化、民間の技術力やノウハウを活用し、効率的で質の高いサービスが提供できます。

議員ご指摘の部分については、町がこれまで以上に、業務状況を把握し、管理指導し、サービスの低下が起らないようにする必要があると考えております。また、項目等につきましては、慎重に検討を進めていかなければならないと考えております。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あと、制度を信頼してということなんですよね。いうことなんですよ。けれど、やはり私はそこに一抹の、不安があるということだけは理解していただきたいというふうに思ってます。

先ほど町長のほうからも発言もありましたけれども学校給食センター、雇用の確保だと。でもこれまで、結構伊香保の長、在住の方がその長になっていましたけれども、あと聞いてると人数も減ってるというふうにも回答もありました。その材料の確保ということになると、やはり相手は東洋何だっけ。何とかという、会社に委託

しまして、今してますよね。

でもそうすると、その会社がやっぱりそういうものを一括仕入れをして、そして給食、給食を提供するというふうになるので、当初町が私は思っていた見ていたような形とちょっと違ってきてるんじゃないかなと。

先ほど町長が、衛生面とかというような話もあったけれども、それは町の教育の中でも、給食センターの職員にもできることだと思うんですね。ですから実際にだけれど東洋食品ですね、が、給食センターの中に入ってきてそれをやることになったということによって、中身がよくなったとかという話は余り聞いてないんですよ。でも、先ほど言いましたけれども業者というお金になるから入ってくるんだと金もうけできるか入ってくるかということだけはしっかりと押さえておいてほしいというふうに思います。

続きまして、町の発展に企業誘致も含む投資を選択の基本方針を選択するとありますけれども、地方自治体の本旨というのは、1条2項にあるように、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてと、いうふうになっております。全てがだから、そこに置かれなければならないわけです。住民の福祉のために何をするのか、何をでき何ができるかが大事であり、ここをしっかりと押さえておかねばなりませんけれども、この地方自治法の本旨についての見解を改めてお伺いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員おっしゃるとおり、地方自治法第1条第2項において、地方公共団体は住民の福祉を増進を図ることを基本とする、と定められております。

本町の施政運営におきましても、この理念は、全ての政策の根幹に据えているところであります。その上で、住民福祉を持続的に高めていくためには、安定した財政基盤の確立が不可欠であります。

人口構造の変化や社会保障関係経費の増加が見込まれる中、将来にわたり必要な行政サービスを確保し、子育て支援や高齢者福祉、生活基盤整備などの施策を充実していくためには、歳入の確保と財源の多様化が求められております。

このため、産業団地の整備や企業誘致は、単に企業を呼び込むこと自体を目的とするものではなく、固定資産税や法人関係税などの安定的な税収を確保し、その財源をもって住民福祉の向上につなげる、将来への投資として、居着く位置づけております。

また、企業の立地は雇用の創出や地域経営の活性化をもたらし、結果として住民の暮らしの安定にも寄与するものである。そのように考えております。

施政方針で申し上げた規模と財政状況を厳しく見定めつつ、無駄を排しつつも将来性のある投資を選択するとの基本方針は、限られた財源を最大限に生かし、将来世

代に過度な負担を残さないものであり、最終的には住民福祉の向上という自治体の本旨を実現するための判断基準であります。今後の町の発展と住民福祉の向上が相乗効果を生むよう、財政規律を保ちながら、必要な投資と施策の充実を、着実に進めてまいります。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 中小企業への支援、地域資源の活用と事業の創出の後押しとありますけれども、実際にはどのようなことが考えられておりますか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 中小企業の支援に関しては、所管課による補助制度や各種施策を実施してまいります。中小企業は地域経済の根幹を支える重要な存在であり、その成長を促進するための支援は不可欠であります。

具体的な施策の一つとしては、中小企業の取引拡大を後押しする小規模事業者販路開拓等支援補助金の実施を通じて、地域産業の持続的発展を支援します。

次に地域資源を活用した新たな総合事業創出に関しては、スマートIC産業団地事業を引き続き推進してまいります。交通の利便性が高く、企業の立地に適した当該環境を最大限活用することで、企業集積総合連携につなげ、新たな事業創出を後押しし、地域経済への波及、地域全体のさらなる発展を目指します。

これらの取組を通じて、地域の活力を高め、より良い未来を次世代につないでまいります。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最後になりますけれども、子育て支援策についてお尋ねします。

学校給食費の無償化が小学校までが国の方針で、実施されることがほぼ決まっておりますけれども、踏み切れずにいた吉岡町でも実施が決まり、保護者は喜んでおりますことと思います。

これを機に、中学校とまでとする市町村は群馬県では、この今の時点では、みなかみ町が分からなかったんですけれどもみなかみ町は、中学校3年生を基本として無償化をするというような私、情報を得ました。恐らく中学校1年生2年生がまた未実施で新年度で未実施になるかと思うのですけれども、吉岡町にあるところ、ないのでそうすると、35市町村の中で吉岡町だけが中学校全く未実施と、いうことになろうかというふうに思います。遅れることなく私は、35市町村の中で足並みをそろえて、中学校までの学校の給食費はおよそ3,000万ぐらい。3,000万ちょっとあれば可能ではないかと思うんですよね。ぜひ、実施をすべきだと、いうふうに思っております。

それと、気になるのが、子供を育てるなら、吉岡町というふうに標榜してありまし

たけれども、ここ6年、失礼7年、8年、この2年ほど子供を育てるなら吉岡町の標榜が聞いていますけれども、これをしてたのか。これらの子育て支援策について特にソフト面での、対応、今後の方針と、独自政策の取組についての町長の抱負をお伺いするものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て支援策については、財政状況の厳しい中でも、住民サービスができる限り低下させないことを念頭に、現在実施している保育完全無償化を継続します。

また、保育環境の充実のため、保育所等の定員増加に取り組んでおり、令和8年4月から定員増加が予定されております。

さらに、乳児等通園支援事業が令和8年4月から開始され、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に機能するこども家庭センターの令和8年度中の設置を目指しております。

中学生の学校給食費の無償化については、新年度についても、食材費の高騰が続いている中、保護者負担の増加が増えないよう、一般会計からの補填で対応していければと考えております。

また、引き続き、不登校対策、吉岡町独自のひまわりの家、Y`ODS吉岡町オープンドアサポート事業、スクールカウンセラーの勤務時間増による子供、保護者の相談体制の充実、学級補助員やマイタウンティーチャー配置による多様な子供への対応や、きめ細かな指導体制、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、町に生きる誇りの育成につながる地域の言葉とのつながりをつくる施策の充実、休日部活動の地域移行、吉中ボランティア、地域と学校の学習共同活動に取り組めます。このような子育て支援策などを地道に、そして着実に進めていきたいと。考えております。

そして、やはり子供を育てるなら吉岡町の掛け声は、我が町のフレーズにぴったりではないかと自負しているところであります。先ほども申し上げましたが、子供家庭センターの設置を令和8年度中に向けた準備を進めている旨を伝えさせていただいたところですが、子供真ん中政策、子供が増加する我が町として、子供らを中心に据えたきめ細かい対応がかなえられるよう、近隣市町の先進事例を学ばせていただきながら、もろもろの施策を展開していければと考えているところであります。子供を育てるなら吉岡町、吉岡町のために、当たり前のフレーズとして生き続けているものと捉えております。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、先ほど言いましたけれども、中学校までの学校給食のこの中心というのは、学校給食費の無償化なんですけれども、とりの、35市町村の中で、

吉岡町だけが、先ほど言い、聞いた話はね、みなかみ町は3年生までをとということなんですけれども、もう、この辺に足並みをそろえるべきでは私はないかと思うんですよ。吉岡町だけが中学校が完全、給食の無償になってませんよ、というのはやっぱり恥だと思うんですよ。

でもやっぱり万難を排して、ここはもう足並みをそろえると。やってると。そうではなくてやっぱり町民が、何で吉岡町だけと、いうふうに思うと思うんですよ。実施点はね、4月からですからまだこれから予算、これから審議をするわけですけれども、教育委員会に聞きました。

教育委員会は予算は確保してるけれども、国会が通らないから、今すぐこういう状況なんですと、それも分かります。

でも方針としてね。もうここで、もうその中学校3年生まで、給食の無償化をする、国が中学校までする、小学校までする。それで群馬県自治体が、それでは県と県内でそれぞれ市町村がやるという中で、吉岡町だけ取り残されると。いうことは私は本当に不名誉なことだと思うんですよ。

ほかのところでね、職員を増やしたりとかそれはそれぞれの希望もあるようなんですけれども、私はこちらのほうが先だと思うんですけれども、再度確認したんですけれども、吉岡町だけ残るってことじゃなくてやっぱり、少なくともこの一、二か月の中には、ちゃんとした結論を出す。というふうにしていただきたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は今も県内唯一の活気あふれる人口増加の町として、児童生徒の増加が見込まれる現状でございます。これまでも、まだ現在も、まずは増加する児童生徒の教育環境を整備していくため、様々な施策展開を進めさせていただきます。なお今年度も大東建託グループさんのまちの幸福と住み続けたいまちランキングで、2年連続の北関東ナンバーワンのまちとして、好評価いただき、光栄であり、大変うれしく思っているところであります。今後も、現在町の状況等をしっかり見据えながら、将来のまちづくりを言われていく中で、しっかりと判断していく所存でございます。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここで町長、もう、いや、やってると。いうふうには言い切れませんか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 結論はしっかり見極めてからしていきたいと思いたす。

〔13番小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これにて終わります。はい。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、小池春夫議員の質問が終わりました。

次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩をとります。

再開を10時50分とします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。1番山崎守人議員を指名します。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1番（山崎守人君） 議長への通告に従いまして、町長施政方針に対する質問をいたします。

まず、次世代につなげる生活環境の充実についてということで、施政方針に書かれていることですが、快適な住環境の確保、交通防災基盤の強化、と施政方針でおっしゃっていますが、快適な住環境の確保とは具体的にどんなことを町長は進めたいと考えておられるのでしょうか。

言葉の意味として捉えるならば、住環境とは住宅そのものの性能や周辺の環境、社会的インフラ、利便性だったり防犯などですね、合わせた、暮らしを支える総合的な環境のことのことです。例えば、町長が思い描く快適な住環境の確保とは、さらなる住民移住を促進するために、今まで住宅として用途が認められていない地域でも、住宅ができるようにするとか、無計画に宅地が開発されてきたことを反省して、例えば町道の幅員を拡張するとか、安心安全なまちづくりのために、防犯に、防犯を強化するために、防犯カメラを増設したりとか、それとも、いつ大きな震災が起こるかもしれないので町内にある旧耐震住宅の補修工事を進めたいとか、具体的な何か施策があると思うんですが、町長が考えていらっしゃる具体的な方針や施策がありましたら、ご説明いただければと思います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 山崎議員の質問にお答えします。

まず、質問の前に、答弁の前にいただいた質問書は、箇条書きでいただいております。大ざっぱな概要でありましたので、その要旨に沿って答弁書を準備しております。よって本日、詳細な今質問の内容を伺っても準備はできておりません。答弁がかみ合わないこと、あるいは答弁を控えさせていただきたいと思います。

町では、昨年からの都市計画マスタープランの改定に着手し、来年度末の公表に向けて作業を進めているところであります。これまでに吉岡町の課題や町民ニーズの整理を行い、現在まちづくりの方針や、将来都市構造、具体的な施策の検討を進めているところであります。快適な住環境の確保について、現在町では、住宅のばら建ちなど、無秩序な開発が進行しており、このような状況が続くと、住宅と農地や工

場等が混在して、住環境が悪化したり、地域コミュニティの維持も困難になるなどの問題が出てくるため、このようなことを防ぐための施策を検討しております。

交通基盤の強化については、吉岡バイパス延伸の着手を県に強く要請し、また、自動車以外の交通手段を確保、選択できることにより、誰もが移動しやすくなるための施策を検討しております。

防災基盤の強化としては、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の点検業務なども実施する予定でございます。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 次に、先ほど交通についても、ご回答いただいたところではあるんですが、こちらの交通。すいません、私のちょっと認識も違っていた部分もあるかと思うんですが、交通について以前、公共交通マスタープランの改定をされていたように記憶しているところではあるんですが、この質問を作成していた時点では、町のホームページ等に改定というようなところを特に記載、掲示されていないようなところではあるんですが、現在、改定の進捗というのはどれぐらい進んでいるのか、ご説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどの答弁にもありましたように、公共交通マスタープラン等も含めた新たな都市計画マスタープランを改定しているところでございます。

公共交通については、町民の移動の実態を把握するため、昨年6月から7月にかけて実施した町民を対象に、移動に関するアンケート調査を実施したところであります。このアンケート結果では、通園、通学の送迎負担が大きいことや、通院や買物先への支援、前橋市方面へのアクセス向上の要望などが把握できましたので、自動車以外も選択できる移動手段を確保するための施策等の検討を行っていきたいと考えているところであります。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 先ほど都市計画マスタープランと一緒に合わせてということではあったんですが、先ほど町長のほうもお話あったところではあるんですが、子育て世代。子供であったりとか高齢者の方の移動というところも見据えて前橋方面にということ、お話、回答いただきましたが、今、町のタクシー運賃助成事業があると思うんですが、私、最近地元のほうからですね、吉岡町は少ないと。ほかの自治体はもっと多い枚数でやっている。つい最近、4枚では渋川からも帰ってこれなかったというふうなちょっとお叱りをいただいたりもしました。

ほかの議員からも同様な一般質問が過去に出ていたと思うんですが、今後、都市計画マスタープランであったり、公共交通マスタープランを改定する中で、タクシー

券を増やす考えだったり、デマンドバス導入に向けた検討などを、公共交通の利便性に向けた、町長の所感をお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、公共交通が脆弱なことから、特に町民の移動手段の確保は大きな課題となっております。現在改定中の都市計画マスタープランの中で、自動車以外の多様な移動手段を選択できるようにするため、デマンドバスやタクシー券補助も含めて、持続可能な手段を検討しているところでございます。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 自家用車を使用できない高齢者の方だったり、また、中高生など、公共交通に頼らざるを得ない人というのがこの町にはたくさんいらっしゃいますし、いろんな保護者の方とお話しする中で、保護者うちでも、やはりどこかに行く際、公共交通機関がないということが吉岡町、ちょっとマイナスだよねというような意見も聞いたりもします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、高齢者で不便を感じていらっしゃる方も多数いらっしゃると思いますし、手段として、公共交通の整備についても、検討実現に向けた、検討いただきたいといますし、今後、今、子供も増えているという中で、ますますこの公共交通利用するという利便性というのは求められていくと思いますので、これからの検討のほう、お願いしたいといます。

次の質問なんですけど、防災基盤ということで先ほど橋梁の点検等のお話もあったんですが、町内に29か所、指定避難場所があるんですが、ホームページのほうで拝見するとですね、13か所ですね、地震の対応は不可というふうに掲載されています。この防災基盤の強化ということを明記されている中でこの状況というのどのように考えておられるのでしょうか。

住民の方が何か、大きな天災等があった際、真っ先に思い浮かべる避難する場所というのが、指定避難場所に指定されている公民館だったり住民センターではないのかなと思います。恐らく、適さない理由とすると、老朽化によることが原因なのかなと思うんですが、こちらの老朽化に対する、現在検討しているようなことがあれば、ご説明いただければと思います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 29か所ある町内指定避難所とのことでありますが、29か所というのは、指定緊急避難所になりますので、37か所の指定避難所についてお答えいたします。地震災害時の適用に適さない13か所の指定避難所の老朽化対策ですが、この13か所は、自治会制度移行時に、自治会に譲渡されたものであり、現状、自治会の所有、維持管理となっております。そのため、町が主体で、耐震化工事等の

改修工事を施工できるものではなく、自治会の判断に委ねるほかならない状況でございいます。

この課題解消に向けて、町としては、これらの施設の耐震化等も対策にこだわらず、民間施設も含め、ほかに避難所となり得る施設等を探していくことが現実的な策ではないかと考えております。またそれに伴い、さらなる民間事業者との災害協定の締結も視野に検討を進めていきたいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 今、13か所、地震で適さないものに関しては自治会の所有物であって、町としては、特にそういうことはできない。なので逆に代わりに、民間の施設等にそういう場所を探していくほうが現実的じゃないかというようなことであつたんですが、もう一つ質問を上げさせていただいておつたところではあるんですが、そもそも、国の補助金等を活用してこちらの老朽化の整備の対策というのはそもそも難しいというような認識ということで、理解しました。

なので、次の質問に移らさせていただきます。緊急時の備えの充実とのことで、民間事業者との連携強化を今どのぐらい締結できているのかということなんですが先ほどもちょっと避難場所、民間事業者のほうと提携していくですとか、包括連携協定であつたり防災の協定を結ばれているのは重々承知しているところではあるんですが、私ごとですが昨年、防災士のほうを取得させていただきまして、日頃の対策の重要性というのが重要だということも学ばさせていただきました。

災害時の復興には、自分で自分を守る自助で、周りの人たちと協力しながらする共助で、自治体からの助けをいただく公助というのをよく言われるんですが、防災士の教本には、自助、共助、協働、協力の協に働くですね、協働原則としてというふうに書かれています。

協働というのは、住民企業、自治体防災機関等が協力して復興に向けて活動していくことが重要というふうに言われておるんですが、先ほどの話とちょっと繰り返しくなってしまうんですが、民間企業さんとも、町は、いろんな協定を進めていると思うんですが、過去に一般質問させていただいた福祉避難所も、民間事業者さんと締結したというような記憶もあります。

それらも含めて今後、民間企業さんと、これからも協定を進めていく計画があるのかお伺いしたいと思います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 民間事業者との災害協定の締結数ということにご質問いただきましたが、令和8年3月1日現在、34の災害時応援協定を締結しております。なお、民間事業者との災害協定締結につきましては、今後も積極的に進めていきたいと考

えております。

- 1 番（山崎守人君） ありがとうございます。次の質問なのですが、昨年度からかと思うんですが、吉岡ささえ愛マップづくりを各自治会のほうで進められているかと思うんですが、近いコミュニティーの人たちと共通認識として、非常時の対策等を話し合うということはとても重要なことかなと思います。

現在、ささえ愛マップづくりはどのぐらいの自治会で実施できているのか、また今後、全ての自治会で実施する予定があるのかお伺いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町長（柴崎徳一郎君） 吉岡ささえ愛マップづくりは、現時点で、町内の九つの自治会で取り組んでいただいております、今年度は新たに四つの自治会で取組を開始したほか、五つの自治会でマップの更新に取り組んでいただきました。

なお、令和8年度には四つの自治会で新たに取組を開始したいと考えており、これで全ての自治会において、ささえ愛マップづくりの取組が行われることとなります。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 今年度で全ての自治会でささえ愛マップ作りのほうが完了するということが、非常にいいなと思います。こういうことでコロナ禍でなかなか交流ができなかった方々とも交流のほうが進むのかなとも思いますし、いざ何かあったときには、やはり周りの人たちの助け合いというのが大事だと思うのでこういう事業についてはこれからもぜひ、積極的に進めていただければと思います。

最後の質問に移ります。将来を見据えた行財政の推進についてということで書かれておまして、今定例会中にも委員会がありますので、町の方針をよく伺いたいとは思っていますが、将来を見据えた行財政運営の推進というのは、具体的にどのようなことを進めていかれるのか、どうやって財源を確保される計画なのか、具体的な説明をお願いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

- 町長（柴崎徳一郎君） 財源確保についてでございますが、第6次吉岡町総合計画では、将来を見据えた行財政の運営の推進において、健全な行財政の推進を目標としています。この健全な行財政を推進するため、補助制度や町債等の活用、必要性及び緊急度を重視した予算編成を行っております。

また、歳入におきましては、ふるさと納税の拡充、企業版ふるさと納税を初めとした自主財源の確保を図っていくこととしております。

財源確保の具体的具体策を分類して説明いたします。

まず、徴収、税徴収面におきましては、第1に、町税等の収納率の向上に取組を進めることとしまして、具体的には、早期催告や厳正な滞納処分に努め、収納率のさ

らなる向上に努めます。第2に、適正課税の推進を取り組むこととし、課税漏れを防ぐなどの、課税客体の適正な把握を進め、税収向上に努めます。次に、資産運用面についてでございます。具体的には、町有財産、遊休財産の売却です。町有地の現況を把握し、公共的な利用は見込めない土地は、積極的に売却処分を行い、歳入の確保に努めます。

また、今後、公共施設の閉鎖を検討し、閉鎖となった場合で、その施設の活用方法がないときは、遊休地を売却できるよう手続を進めます。

次に、税、税源涵養、その他の区分としまして、第1に、ふるさと納税の増収です。ふるさと納税型クラウドファンディングの活用や返礼品の確保により、ふるさと納税の増収を図ります。

そのため、予算作成時に限らず、事業を実施する場合は、ふるさと納税型クラウドファンディングの活用可能性を検討することとします。

また、町内産業を育成し、新たな返礼品を発掘いたします。

第2に、公の施設の使用料見直しです。今後、施設の更新や維持管理等にかかる経費は増加していくことが見込まれています。施設における対応、多種多様な活動へのさらなる支援を図るとともに、町有施設の更新を見据えた、安全安心で持続可能な施設サービスを実現することを目的として、使用料の改定は必至なことから、体育施設、その他公の施設の使用料の見直し方針を策定し、実施します。

第3に、多様な財源確保に向けた検討です。町が所有する財産を有効活用した町有施設のネーミングライツ制度の導入など、新たな収入確保に向けた検討を行います。

第4に、基金の運用です。基金の有価証券等での運用を活用し、運用益の確保をするとともに、基金への積立てや目的を明確化し、財政調整基金の特定目的基金への振替を検討して、適切な運用に努めます。

第5に、債権管理の適正化です。町の債権管理については、各担当課において適切な収納に努めているところですが、債権の一部において生じている滞納や不納欠損などの各種債権について、町民の負担の公平性を確保し、全庁的に共通認識を持って債権管理の適正化を図り、さらなる収納率向上を目指します。

これらのことを主軸として、財源確保、努めてまいりたいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） ありがとうございます。具体的なことをご提示いただきました。その中でもやはり、ふるさと納税増収を目指す返礼品の開発というようなこともおっしゃられていたんですが、町としても自主的に税収を増やす施策として、何か検討していることはありますかというふうに、聞こうと思ったところではあるんですが、そのようなことをかなというふうに認識をしたところではあるんですが、ふるさと

納税を増やしたりするということの中で、私、専門的な部署というのが今後必要になってもいいのかなというふうに思うんですが、町長の所感としてはいかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご提案の件ですが、現在のふるさと納税制度では、人件費を含めた総経費をふるさと納税額の5割に納めるとされています。残念ながら現在のふるさと納税額では、単独で専門部署を設けることはかなわない状況であります。

また、今後はその経費割合も引下げられることとされております。ふるさと納税増額に向け、引き続き増額に向け、担当部署として努力することと、これに加え、庁内職員で構成したグループを立ち上げ、ふるさと納税増収を検討してまいりたいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） いろんな制限がある中で、専門の部署を立ち上げるのは難しいということではあるんですが、そのグループとして新たな何か、増収を図る方法を考えてくださるということでは是非そちらのほうは期待したいと思っております。

時間ちょっとあまりりましたが、これで1番山崎の施政方針に対する質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、山崎守人議員の質問が終わりました。

以上で、町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を11時30分とします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

## 日程第2 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算

議長（富岡大志君） 会議を再開します。日程第2、議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額9億4,300万円で、対前年度プラス4.5%、4億4,000万円の増となっております。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税については、納税義務者数の増や物価上昇による賃金上昇等を勘案し、対前年度プラス3.0%、9,187万9,000円

の増の31億7,229万2,000円を計上しています。

地方譲与税については、総務省の地方税収見込みや令和7年度における交付状況等を勘案し、対前年度マイナス2.1%、176万4,000円の減、8,339万4,000円を計上しています。

株式等譲渡所得割交付金については、総務省の地方税収、地方税収見込等を勘案し、対前年度プラス79.8%、1,330万6,000円増の2,997万3,000円を計上しています。

地方特例交付金については、税制改正に伴う補填分を勘案し、対前年度プラス57.6%、2,480万円増の6,783万9,000円を計上しています。

地方交付税については、地方財政対策の増減率を勘案し、対前年度プラス11.6%、1億3,000万円増の12億5,000万円を計上しています。

町債については、天神東公園再整備事業や駒寄スマートIC産業団地道路新設事業等の実施に伴い、対前年度プラス127.3%、2億2,610万円増の4億370万円を計上しています。これらにより、一般財源総額は対前年度プラス0.1%、636万円増の60億2,360万6,000円となっております。

特定財源総額は、保育所運営委託料、私立保育所等施設整備補助金、駒寄スマートIC産業団地道路新設事業等の実施に伴う国庫支出金の増を主な要因として、対前年度プラス13.1%、3億9,764万円増の34億2,939万4,000円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、事業の見直しや、町債を活用したことにより、対前年度マイナス26.7%、2億7,624万7,000円減の7億5,984万7,000円を計上します。

それでは令和8年度の主な事業について説明します。保育料無償化事業は、保育料の無償化を継続します。また0歳6か月から満3歳未満の未就学園児が月一定時間までに保育所などを利用できる制度、乳児等支援給付事業を実施します。

福祉医療事業は、高校生世代までの医療費の無償化を県内統一で引き続き実施します。高齢者福祉施策としても、高齢者に対する支援事業を引き続き実施します。

これらの福祉に係る事業等の継続を図りながら、将来に向けた取組として、漆原総社線新設事業は、引き続き、都市計画道路漆原総社線第一工区分の整備を行います。令和8年度は、工事及び補償を行います。

次に、駒寄スマートIC産業団地道路新設事業は、文化財調査業務委託をはじめ、駒寄スマートIC産業団地周辺の幹線道路の工事及び補償を行います。

また、快適な学校生活環境の実現のため、明小空調設備更新工事に向けて、令和8年度は設計業務の委託を行います。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和8年度予算は、人口増加や高齢化による扶助費の増加を背景とした義務的経費の増加をはじめ、産業団地の造成に向けたインフラ整備等による、投資的経費の増加が見込まれ、引き続き財政調整基金の減少が予想されます。このような厳しい財政状況にあっても、未来へつなげるまちづくり実現のため、可能な限り歳出削減、財源確保を図り、将来を見据えた持続可能な予算編成といたしました。よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議案第24号、令和8年度一般会計予算について、町長の補足説明をいたします。予算書5ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ94億5,300万円と定めるものです。前年度当初予算と比較すると、プラス4.5%、4億400万円の増です。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるので、後ほど事項別明細書でご説明します。

第2条の債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるので11ページをご覧ください。

第2表債務負担行為、1段目、議会広報印刷製本業務委託、期間は令和9年度、限度額は90万円です。

2段目、県議会議員選挙費、期間は令和9年度、限度額は280万7,000円です。

3段目、町長、町議会議員選挙費、期間は令和9年度、限度額は495万2,000円です。議案書の5ページにお戻りください。

第3条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるので12ページをご覧ください。

令和8年度に予定している起債は14件です。

第3表地方債1段目及び2段目の一般事業債は、庁舎空調設備改修事業及び庁舎電気設備改修事業に対するもので、充当率は75%で交付税措置はございません。

3段目、地域活性化事業債は、小規模農村整備事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は30%となっております。

4段目から8段目までは公共事業等債です。4段目は、特定農業用管水路等特別対

策事業に対するもので、5段目は用排水施設整備事業に対するもの。6段目は、都市計画道路漆原総社線新設事業に対するもの、7段目は、産業団地関連道路事業に対するもの、8段目は、天神東公園再整備事業に対するもので、それぞれ充当率は90%、交付税措置は22%程度となっております。

9段目は、公共施設等適正管理推進事業債（道路長寿命化事業）に対するもので、充当率は90%、交付税措置は財政力指数に応じ、30から50%となっております。10段目の公営住宅建設事業債（町営住宅本宿団地改修事業）は、充当率は100%、交付税措置はございません。

11段目は、一般補助施設整備等事業債（天神東公園再整備事業）に対するもので、充当率は90%、交付税措置は30%となります。

12段目、緊急防災減災事業債（消防ポンプ自動車購入事業）は、充当率100%で、交付税措置は70%です。

13段目は、社会福祉施設整備事業債（私立保育所等施設整備補助事業）は、第4保育園の増築工事への補助金に対するもので、充当率は80%、交付税措置はございません。

14段目は、公共施設等適正管理推進事業債（保健センター空調機更新事業）に対するもので、充当率は90%、交付税措置は財政力指数に応じ30から50%となっております。

以上、14の対象事業の起債額の合計4億370万円を予定しました。起債の方法、利率、償還の方法については表記載のとおりでございます。再び議案書の5ページにお戻りください。

第4条の一時借入金は、昨年度と同額の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用については前年と同様です。

予算の内容につきましては歳入歳出予算、事項別明細書によりご説明いたします。予算書の15ページをご覧ください。

なお、詳細な増減内容については予算書と一緒に配付した別冊の総括に記載されてございます。

まず歳入の町税です。1款の町税全体では、対前年度3%増、9,187万9,000円増の31億7,229万2,000円を計上しました。

詳細は、1款町税1項町民税1目個人は、納税義務者数の増などを勘案し、対前年比5.1%増の12億8,200万円、2目法人は、法人均等割分の増などを勘案し、対前年比16%増の1億9,469万3,000円、町民税個人、法人合計で対前年度比6.4%増の14億7,669万3,000円を見込んでいます。

2項1目固定資産税は、住宅新築に伴う土地家屋分の増、商業施設における償却分の減などを勘案し、対前年比1.0%増の14億2,762万円、3項の軽自動車税は、軽自動車税環境性能割の廃止もあり、対前年比2.2%減の8,866万1,000円を計上しました。

次に、16ページ、17ページの2款地方譲与税は、全体で2.1%減の8,339万4,000円を、3款利子割交付金は、238.8%増の263万9,000円を、4款配当割交付金は、44.7%増の2,429万円を、5款株式等譲渡所得割交付金は79.8%増の2,997万3,000円を、18ページの6款法人事業税交付金は、前年度比19.3%増の4,222万3,000円、7款地方消費税交付金は、前年度比3.8%増の5億3,196万円、8款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比14.3%増の117万3,000円、それぞれ総務省の地方税収入、地方税収見込み、令和7年度の交付状況などを勘案して計上しました。

19ページ、10款地方特例交付金は、決算実績、自動車税及び軽自動車税環境性能割廃止による減収に対する補填分などを勘案し、前年度比57.6%増の6,783万9,000円を計上しました。

11款地方交付税は、国の地方財政対策の増減、増減率などを勘案し対前年度比11.6%増の12億5,000万円を計上しました。内訳は、普通交付税が11億7,000万円、特別交付税が8,000万円です。

12款交通安全対策特別交付金は、令和7年度実績などを勘案し、0.1%減の319万1,000円を計上しました。

13款分担金及び負担金は、老人保護の単価見直しに伴う老人保護費負担金の増を要因として、対前年比10.7%増の350万6,000円を計上しました。

20ページ、21ページ、14款使用料及び手数料は、土木使用料の増を要因として全体で対前年比0.1%増の5,050万6,000円を計上しました。

22ページから24ページの15款国庫支出金は、全体で対前年比16.2%増の20億2,251万7,000円を計上しました。増加の主な要因としては、保育所運営委託料、私立保育所等施設整備補助金、駒寄スマートインターチェンジ産業団地道路新設事業に伴う事業費の増などです。

24ページから28ページの16款県支出金は全体で、対前年比9.7%減の8億9,590万9,000円を計上しました。

29ページ、18款の寄附金は、令和7年度の納税寄附状況を勘案し、前年比2.5%増の2,065万円を計上しました。

30ページの19款繰入金は、全体で対前年比26.3%減の7億6,693万8,000円を計上しました。主なものは2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金

7億5,984万7,000円です。同じく20款繰越金は同額の937万1,000円を計上しました。

31ページから34ページの21款諸収入は、全体で対前年比23.7%減の5,404万1,000円を計上しました。減額の主な要因としては、地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金の皆減などがございます。

35ページの22款町債は、繰り返しとなりますが、天神東公園再整備事業や駒寄スマートインターチェンジ産業団地道路新設事業の実施に伴い、対前年度プラス127.3%、2億2,610万円増の4億370万円を計上しています。

以上が歳入です。引き続き、歳出についてご説明を申し上げます。

冒頭町長の説明にもありましたが厳しい財政状況の中、可能な限り歳出削減、財源確保を図り、将来を見据えた予算編成としてございます。それでは、予算書36ページをご覧ください。

1款の議会費は対前年比1.5%減、166万5,000円減の1億695万円を計上しました。

38ページ2款総務費は、全体で対前年比7.1%減、8,772万9,000円減の11億4,959万円を計上しました。主なものとしては、40ページ、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、自治会事務委託料2,839万5,000円は、自治会への委託事務の見直しに伴い、主に広報等の配布を除いた業務となる行政連絡文書等の回覧を自治会に委託する経費となっており、また、宿直業務委託料として850万円を計上しました。

41ページ、2目広報費、12節委託料、毎戸配布ポスティング委託料427万1,000円は前述した広報等の配布をする経費となっております。

44ページ、5目、財産管理費、14節工事請負費、庁舎等整備工事9,716万3,000円は、令和6年度から8年度にかけて行っている庁舎空調設備及び電気設備の改修費を計上しました。同じく6目企画費、10節需用費、返礼品（ふるさと納税）501万円は、歳入のふるさと納税に対応し計上しました。

45ページ、12節委託料、総合計画後期計画基本計画策定業務委託料として1,557万6,000円を計上しました。18節負担金、補助及び交付金は、地域乗り合いバス負担金は、県及び近隣市町村で連携し、運行している地域乗り合いバスの負担金として789万6,000円などを計上してございます。

48ページ、12目電子計算費は、自治体システム標準化移行作業いわゆるガバメントクラウドの移行事業が終了したため、大幅に減額してございます。12節、委託料、一括処理委託料として2,322万4,000円などを計上してございます。13節使用料及び賃借料、システム使用料6,229万2,000円は、標準化後

のシステム使用料などを計上しました。

50ページ、2項徴税費、1目税務総務費、12節委託料、固定資産税システム改修業務委託料は、地方税務手続のデジタル化として132万円を、51ページ、2目賦課徴収費、12節委託料、固定資産税住宅用地調査検証業務委託料は、住宅用地に係る適正課税に資するデータ整備のため、1,095万6,000円を計上しました。

56ページ、3款民生費、全体で対前年度比6.6%増2億5,541万1,000円増の41億3,999万5,000円を計上しました。主なものとしては、58ページ、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会補助金4,852万9,000円などを計上してございます。

59ページ、3目老人福祉費、12節委託料は、老人福祉センター指定管理料2,686万8,000円を計上しました。60ページ、4目障害者福祉費、12節委託料、第8期障害福祉計画第4期障害児福祉計画策定業務委託料は、計画策定のために378万4,000円を計上しました。

63ページをご覧ください。5目福祉医療費、19節扶助費は、子供や重度心身障害者、母子父子家庭等の健康管理に寄与するための事業として、医療費2億5,194万円を計上しました。

66ページ、2項児童福祉費、2目児童手当費、19節扶助費、児童手当の費用として5億7,060万円を計上しました。3目児童保育費、12節委託料保育所運営委託料11億3,156万7,000円、18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費3億2,615万7,000円は、保育園や認定こども園、幼稚園に対する給付費用を計上しました。67ページ、5目学童保育事業費、12節委託料、学童クラブ指定管理料は4,417万1,000円を計上してございます。

68ページ、4款衛生費は、全体で対前年度比6.5%増5,577万6,000円増の9億2,014万7,000円を計上しました。主なものは、70ページ、1項保育衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金として、前年同額の500万円を地球温暖化対策として計上しました。71ページ、2目予防費12節委託料、予防接種委託料1億1,409万6,000円を計上し、新たにRSウイルスワクチン定期接種を行います。

72ページ、3目母子衛生費、12節委託料、妊婦健康診査委託料2,394万4,000円、同じく18節負担金、補助及び交付金では、妊婦のための支援給付金1,900万円などを計上してございます。73ページ、4目健康増進費、12節委託料、健康診査等委託料4,309万6,000円を計上し、新たに前立腺がん個別

検診を実施します。75ページ、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料、一般廃棄物収集運搬委託料6,351万4,000円、指定ごみ袋と製造販売委託料3,207万9,000円を計上しました。

76ページ、5款労働費は全体で対前年比14.4%減の108万2,000円減の643万1,000円を計上しました。主なものは76ページ、1項1目労働諸費、18節負担金、補助及び交付金、勤労者住宅資金利子補給600万円を計上しました。

同じく、6款農林水産業費は、全体で対前年比21.6%減、8,248万8,000円減の2億9,879万8,000円を計上しました。主なものは、78ページ、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、道の駅指定管理料として982万3000円を、79ページ、18節負担金、補助及び交付金、農業経営力向上事業交付金500万円は、認定農業者等の経営力向上、新規就農者の早期経営安定を目的に、機械や施設等の整備のために計上しました。

81ページ、6目地籍調査費、12節委託料、地籍調査業務委託料1,832万1,000円、復元測量等業務委託料704万円などを計上しました。令和8年度は、大久保地区の字下町、字金竹西等を実施予定でございます。

84ページ、7款商工費は、全体で24.4%増の2,079万4,000円増の1億590万4,000円を計上しました。主なものは86ページ、1項商工費、2目観光費、12節委託料、リバートピア吉岡及び緑地運動公園指定管理料3,283万6,000円を計上しました。

議長（富岡大志君） ここで休憩をとります。再開を13時とします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、予算書87ページをご覧ください。8款土木費は、全体で対前年比97.6%増、4億6,807万5,000円増の9億4,759万2,000円を計上しました。主なものは、89ページ、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料、道路清掃委託料1,094万2,000円、14節工事請負費、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、計5,920万9,000円を計上しました。道路長寿命化計画に基づく舗装工事や道路の維持補修工事などを行います。

90ページ、4目橋梁維持費、12節委託料、橋梁点検業務委託料（補助）1,456万4,000円は、橋梁の安全性や長寿命化を図るため、町内橋梁の点検を行

います。

92ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料、公共サイン定期点検業務委託料1,050万円は、群馬県屋外広告物条例の規定により、義務づけられた町内に所在する公共サインの点検を行うものでございます。また、天神東公園等詳細設計業務委託料1億248万4,000円、14節工事請負費、天神東公園再整備工事費6,470万円を計上しました。

94ページ、2目都市施設費、12節委託料、池端南下線用地調査業務委託料（補助）産業団地関連2,500万円、大久保南下線、南下線用地調査業務委託料（補助）産業団地関連630万円、文化財調査業務委託料（補助）産業団地関連1億2,600万円、14節工事請負費、池端南下線建設工事（補助）産業団地関連7,600万円は、産業団地関連の道路整備に伴う計上でございます。

また、漆原総社線（第1工区）建設工事（補助）として1,000万円を計上しました。

95ページ、21節補償、補填及び賠償金5,100万円を前述の工事に対して計上しました。

同じく、5項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料、町営住宅改修工事業務委託料（補助）4,158万7,000円は町営住宅本宿団地改修工事に伴うものでございます。

96ページ、9款消防費は、全体で前年比6.9%増、2,691万3,000円増の4億1,953万4,000円を計上しました。主なものは97ページ、1項消防費、1目非常勤消防費、17節備品購入費、消防車3,308万7,000円は、第5分団消防車を更新するものでございます。

98ページ、3目災害対策費、12節委託料、災害ハザードマップ更新業務委託料176万円は、新たな防災気象情報が令和8年中に運用開始することに伴い、現行のハザードマップを修正するものです。

99ページ、10款教育費は全体で前年比21.4%減、2億4,046万8,000円減の8億8,260万8,000円を計上しました。主なものは102ページ、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料GIGAスクール運営支援センター委託料546万5,000円、学習用情報端末保守業務委託料841万5,000円を計上しました。103ページ、27節繰出金は、学校給食の充実を図るための食材費助成として500万円を昨今の原材料高騰対策として2,000万円を計上しました。また、第三子以降の給食費を無償化する事業として737万7,000円を計上しました。

109ページ、2目教育振興費、13節使用料及び賃借料、明小学習支援ソフト使

用料87万円、駒小学習支援ソフト使用料111万3,000円を計上しました。昨年度に引き続き、情報端末を活用した事業や家庭学習支援の取組を進めます。中学校費は吉岡中学校分として88万7,000円を計上しております。

27節繰出金は、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明小分687万7,000円、駒小分897万7,000円です。なお、中学校費は、吉岡中学校分705万4,000円を計上しております。

110ページ、3目学校建設費、12節委託料、明小空調設備更新工事設計業務委託料1,096万円を計上しました。

115ページをご覧ください。4項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料、業務委託料374万4,000円は、吉岡町大樹町子ども交流事業として計上しております。

118ページ、4目文化センター費、12節委託料、自主事業委託料218万9,000円を、119ページでは舞台音響照明技術操作業務委託料として883万1,000円を計上しております。

122ページをご覧ください。5項保健体育費、1目保健体育総務費、7節報償費、部活動地域展開に係る謝礼として465万7,000円を計上しました。

125ページ、6項1目給食センター費、12節委託料、調理業務委託料6,358万円を計上したほか、新給食センター関連費用として、給食センター整備事業業務委託2,600万7,000円をそれぞれ計上しております。

127ページ、128ページ、12款公債費は、全体で前年比2.1%減、990万2,000円減の4億6,570万円を計上しました。

以上、歳出予算の説明となります。次に、129ページをご覧ください。129ページから138ページまでは給与費明細書、139ページは継続費についての令和6年度末までの支出額、令和7年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書、140ページには、債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書、141ページでは、地方債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び令和8年度末における現在高の見込みに関する調書となります。また、別紙として、令和8年度一般会計当初予算総括、一般会計の主要事業を記した当初予算説明資料、事業別予算概要となります。

お手元に、一般会計当初予算総括のご用意をお願いいたします。その説明資料12ページをご覧ください。渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載して

ございます。広域組合負担金の全体では、対前年比5.0%増、1億5,711万2,000円増の32億9,048万3,000円です。中央、黒の太枠内をご覧ください。

吉岡町の負担割合は、令和7年度は、19.727%、令和8年度では、19.729%で0.002%増です。続いて、13ページをご覧ください。1番左の欄、吉岡町の負担金は、一般経費、夜間急患、ごみ運営などの増に伴い、対前年比5.0%増、3,111万3,000円増の6億4,919万4,000円となっております。

以上町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第24号は、予算決算常任委員会に付託します。

### 日程第3 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第3 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,552万7,000円とするものです。なお、本予算については、現在国で議論されている給食無償化について可決されていないことから、従来どおりの方法で予算計上をしております。国で給食無償化が可決されましたら、速やかに対応したいと考えております。その際には改めてまたご協力をよろしくお願い申し上げます。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。予算書150ページをご覧ください。

初めに歳入です。1款1項1目給食費納入金は、前年度比93万5,000円増の

8,999万8,000円を計上しました。内訳は、説明欄のとおり、現年度分の教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費などと、過年度分給食費となっております。

次に、2款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度比37万5,000円増の5,534万4,000円を計上しました。内訳は、3校分の給食費補助分繰入金の合計として、2,291万6,000円、食材費助成分繰入金500万円、令和4年度から開始した、第三子以降給食費無償化分繰入金737万6,000円を計上しました。人数については183人を見込んでいます。

次に、昨年度に引き続き、食材費の価格高騰に対応するため、物価高高騰分繰入金として、昨年度と同額の2,000万円を計上しました。

次に3款1項1目1節繰越金は11万1,000円を計上しました。

4款諸収入、1項1目雑入は廃油回収等などで、7万4,000円を計上しました。歳入の合計は、前年度比138万6,000円増の1億4,552万7,000円です。

次に歳出になります。152ページをご覧ください。

1款1項1目学校給食費は、前年比138万6,000円増の1億4,552万7,000円を計上しました。

内訳は10節需用費、給食用食材料費1億4,517万7,000円、26節公課費消費税35万円の計上となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第25号は予算決算常任委員会に付託します。

#### 日程第4 議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第4、議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、前年度比で1,490万3,000円の増となる19億6,159万8,000円に定めたいものであります。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

155ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については、最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条の歳出予算の流用については、前年と同様で、記載のとおりとなります。

次に、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。161ページをご覧ください。

歳入の1款国民健康保険税は、対前年度比2,018万7,000円増の4億1,866万円を計上しています。この中では、新たに、1項1目の7節にあります、子ども子育て支援納付金分現年課税分として、916万5,000円を計上しています。計上額については、被保険者1人当たり、1か月250円の換算で算出したものとなっています。

次に、162ページをご覧ください。4款1項の国庫補助金になりますが、子ども・子育て支援事業費補助金は令和8年度においては、システム改修等に係る国庫補助金の受入れは予定しておりませんので、廃目としています。

次の、5款1項1目、保険給付費等交付金は、対前年度比576万1,000円増の13億9,808万1,000円を計上しています。内訳として、1節保険給付費等交付金の普通交付金は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので13億4,997万1,000円を計上しています。第2節の保険給付費等交付金特別交付金には、疾病予防費や特定健康診査などに係る経費分として、4,811万円を計上しています。

次に、163ページの下段をご覧ください。7款1項1目一般会計繰入金は、対前年度比671万8,000円減の1億1,467万9,000円を計上しています。主なものとしては、保険基盤安定繰入金として、保険税軽減分の保険者支援分の計で、9,470万円を計上しています。このうち、4分の3が国及び県の負担分で4分の1が町負担分となります。そのほか、職員給与費や財政安定化に係る繰入金等、計上しております。

また、大きな変更点として、令和8年度予算から一般会計からの出産育児一時金等繰入金が廃止となっています。

出産育児一時金につきましては、令和7年度予算においては、地方交付税措置対象の給付額の3分の2を一般会計から出産育児一時金等繰入金として繰入れ、残りの3分の1は、国保税で賄う形となっていました。令和8年度から、後期高齢者医療制度における出産育児一時金への一部支援が全面的に導入されることに伴い、一般会計からの出産育児一時金等繰入金と、それに係る地方交付税措置が廃止されるものとなったものです。これを受け、前年度の6節に計上しておりました、出産育児一時金等繰入金は廃止としております。なお、出産育児一時金の給付額につきましては、50万円のままで変更はございません。

次に、164ページになりますが、7款2項1目国民健康保険基金繰入金は対前年度比364万5,000円減の2,385万9,000円を計上しています。

次に、9款諸収入は、保険税延滞金で500万1,000円の計上のほか、雑入において、診療報酬等誤請求分返還金の120万を含む121万円の計上が主なものとなっています。また、1項の延滞金及び過料において、近年では過料の該当がないことから、過料は廃目としています。

次に、166ページ、歳出をご覧ください。1款総務費は167ページまで続き、合計で対前年度比145万円減の1,035万8,000円を計上しています。

続いて、168ページをご覧ください。2款保険給付費は、170ページまで続き、前年度比3万3,000円減の13億4,997万1,000円を計上しています。なお、計上額については、群馬県が各市町村の医療費分をもとに算出した保険給付費等交付金の金額を参考に計上したものとなっています。

170ページの上段になりますが、第2項傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類相当であった、令和5年5月7日までを対象期間としていたもので、5類に変更となったときから、相談や問合せ等がなく、2年以上が経過していることから、廃目としています。

次に3款、国民健康保険事業費納付金では、171ページの中段になりますが、新たに子ども子育て支援納付金分を計上し、合計で対前年度比1,728万4,000円増の5億6,689万1,000円を計上しています。計上額につきましては、群馬県が各市町村の被保険者数や所得水準などにより算出したものであり、納付金は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等を財源に納めるものとなります。

続いて、第4款保健事業費については、173ページまで続き、合計で対前年度比89万8,000円減の2,580万8,000円を計上しています。173ページ上段の保健衛生普及費については、他の事業で対応できていることから、廃目としています。

続いて、174ページになりますが、第7款諸支出金は、合計で、356万8,000円を計上し、また、175ページの8款予備費については、前年度と同額となる500万円を計上しています。

176ページから178ページは、給与費明細書で、給与費等について、本年度と前年度の比較等が確認できるものとなっています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第26号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第5 議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第5、議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、前年度比3,253万9,000円の減となる14億8,782万1,000円に定めたものであります。

令和8年度は、3年を1期とした第9期介護保険事業計画の3年目となります。詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

181ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の歳出予算の流用については、前年と同様になります。

それでは、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で、概略を説明させていただきます。187ページをご覧ください。

歳入の1款保険料は、前年度と同額の3億9,590万円を計上しています。2款国庫支出金は187ページから188ページにかけて、項目ごとに法定割合に応じた額で、全体として、対前年度比719万6,000円減の2億6,835万7,

000円を計上しています。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として納めていただく交付金で、対前年度比1,300万1,000円減の3億7,979万7,000円を計上しました。

4款県支出金は、188ページ下段から189ページ中段にかけて、国庫支出金と同様に項目ごとに法定割合に応じた額で、全体として、対前年度比582万4,000円減の2億1,428万5,000円を計上しています。

189ページ下段から190ページにかけての6款1項一般会計繰入金金は、対前年度比515万2,000円の減となる、2億2,947万5,000円を計上しました。こちらも項目ごとに、町の一般会計から法定割合を繰り入れるものです。

続いて、192ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費は194ページまで合わせて、対前年度比416万6,000円の増となる3,010万9,000円を計上しました。主なものとしては、194ページの5項1目計画策定委員会費、12節委託料で、高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託料470万円を計上しています。

194ページ下段をご覧ください。2款保険給付費は199ページ上段まで合わせて、対前年度比4,849万8,000円の減となる13億6,767万1,000円を計上しております。保険給付費は、居宅介護サービスや施設介護サービスなどの利用に対して給付されるものとなります。

199ページ下段をご覧ください。4款地域支援事業費は、202ページ中段まで合わせて、対前年度比414万円の増となる7,687万4,000円を計上しました。地域支援事業は、高齢者の生活支援や介護予防、地域包括ケアシステムの構築を目的とした事業となります。202ページ下段をご覧ください。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和8年度における介護保険料や保険給付費等、公費負担に係る歳入歳出差引きの見込みにより765万4,000円の基金への積立てを予定するものです。

最後に、203ページ、6款予備費及び7款諸支出金については、前年度と同様の金額を計上しています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第6 議案第28号 令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第6、議案第28号 令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第28号 令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、前年度比5,663万2,000円の増となる。3億4,890万円に定めたいものであります。

なお、予算につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合より示されたものをもとに、作成したものとなっております。現在の町の主な業務といたしましては、保険料の徴収、広域連合への納付業務、資格確認書等の発行などとなっております。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

211ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりです。

第2条の一時借入金については、前年度と同様で5,000万円を最高額と定めるものです。

当初予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

216ページをご覧ください。歳入の1款後期高齢者医療保険料は、群馬県後期高齢者医療広域連合により、2年に1度の保険料の見直しが適用される形となります。令和8年度では、主に子ども子育て支援納付金賦課額や、出産育児一時金への支援分が全面的に保険料の算定に組み込まれることなどにより、対前年度比で、5,120万2,000円の増となる2億6,266万5,000円の計上額となっております。

次の、2款繰入金は、対前年度比521万3,000円の増で、7,368万円を計上しています。内訳は、広域連合事務費負担金が、1,588万円、保険基盤安定繰入金が5,780万円となっております。なお、保険基盤安定については、県から4分の3の負担金が入り、これに町負担金、町負担分4分の1を足して、一般会計から繰り入れるものとなります。

次の3款繰越金は、39万7,000円の計上となっています。

次の4款諸収入は、218ページの上段まで、全体で対前年度比60万円増の1,215万8,000円の計上となっています。主なものでは、健康診査の受託事業収入が984万5,000円で、人間ドック補助金が200万円となっています。

続いて、218ページの最後のところになりますが、款が国庫支出金、項が国庫補助金、目が子ども子育て支援事業費補助金については、国庫補助事業の予定がないことから、廃目としています。

次に、219ページ、歳出をご覧ください。

第1款総務費は、対前年度比38万2,000円減の、1,604万8,000円を計上しています。主なものとしては、保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料等が205万7,000円、健康診査の委託料が984万5,000円、人間ドック補助金が200万円となっています。

次に、220ページをご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比5,701万4,000円の増となる3億3,214万6,000円の計上となっています。内訳は、広域連合事務費等負担金が1,167万8,000円、保険料等負担金が2億6,266万7,000円、保険基盤安定負担金が5,780万1,000円となります。

主な増額としては、保険料の見直しに伴い、保険料と負担金が対前年度比で、5,120万3000円の増になっていることが挙げられます。

次の3款諸支出金は、合わせて30万6,000円を計上し、221ページの4款予備費は、40万円を計上しています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第7 議案第29号 令和8年度吉岡町水道事業会計予算

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第29号 令和8年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第29号、令和8年度 吉岡町水道事業会計予算について、提

案理由を申し上げます。

初めに第2条、業務の予定量です。給水戸数8,767戸。年間総給水量257万2,000立方メートル。1日平均給水量7,046立方メートル。主な建設改良事業として、配水管布設工事が962万3,000円。配水管布設替工事が485万8,000円を見込んでおります。

次に第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款水道事業収益が4億3,341万2,000円。支出第1款水道事業費用は4億2,638万2,000円を見込んでおります。

続いて、第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入は第1款資本的収入はありません。支出第1款資本的支出1億628万6,000円を見込んでおり、支出に対する収入の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井雄一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第29号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書2ページの第2条及び第3条並びに3ページ、第4条の予算額については、先ほど町長が申し上げたとおりです。

次に、第5条の債務負担行為ですが、現在、上下水道で使用している企業会計システムの契約が令和9年で終了となり、それ以降は、現システムの運用自体がなくなってしまうことを受けて、新しい企業会計システムを導入するために、債務負担行為をすることができる事項、期間及びその限度額について定めるものであります。

また、第8条では、他会計補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする水道基本料金減免事業を実施するため、一般会計からの補助金3,980万円を受け入れるものです。

主な予算については、予算明細書により説明いたしますので、27ページをお願いします。

第3条の収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴う収益とそれに対応する費用となります。

収入、1款1項1目の給水収益3億1,590万3,000円は水道使用料です。

2目その他営業収益3,560万1,000円は、住宅の新築等に伴う新規加入金や材料売却収益などです。

次に、28ページの2項営業外収益は、1目長期前受金戻入として、3,970万

2, 000円を計上しています。これは水道管や浄水施設など、資産の財源となる工事負担金や国庫補助金など、減価償却に合わせ耐用年数の期間に応じて年度ごとに収益として計上しているものです。

2目の雑収益240万5,000円は、公共下水道事業及び農業集落排水事業から支払われる検針負担金などの収益でございます。

続いて、支出に移ります。30ページをご覧ください。

1款1項の営業費用は1目配水及び給水費2億337万8,000円で、水道水の供給に係る業務経費となります。

主なものは、職員の人件費や31ページ下段からの委託料などがございます。水道施設管理料は、浄水場や配水地などの施設や設備機器の運転の管理業務となります。水質検査業務については、令和8年度から水質基準項目に、有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAが追加されたため、検査委託料が増額となります。また、33ページの4段目、受水費は、群馬県企業局が運営する県央第1水道事務所から受水している水道水の料金です。

同じページの2目総係費3,543万3,000円は、水道事業の運営に係る事務経費であり、主なものは、職員の人件費や35ページの水道メーターの検針業務委託料などとなります。令和8年度から毎月検針を隔月検針に変更することにより、検針業務委託料や口座振替手数料、郵便料金などが前年度と比較して減額となっております。

次に、37ページ、3目の減価償却費1億5,048万円は、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、計上したものととなります。

続いて、2項1目の支払利息1,589万8,000円は、企業債の利子償還金です。

以上が、収益的収入及び支出でございます。

次に、39ページをご覧ください。第4条の資本的収入及び支出は、その効果が年度を越えて、将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入を計上するものです。

まず収入ですが、令和8年度は防衛省の国庫補助事業が令和7年度で一旦終了したため、補助金収入はありません。また、新たな企業債の借入れも行いませんので、資本的収入は0円となります。

続いて支出になります。1款1項の建設改良費、1目の排水設備工事費3,806万5,000円の主なものは、建設改良事業に従事する職員の人件費や、次の40ページにあります工事請負費となります。配水管の布設以外の主な工事としては、第一浄水場の滅菌器の更新や、第二浄水場等の照明設備LED化の改修工事などが

あります。

次に、41ページ、2項の企業債償還金6,738万9,000円は、企業債の元金償還の予定額となります。

以上が資本的支出でございます。

それでは、ページを戻りまして、19ページと20ページをご覧ください。

令和8年度水道事業予定貸借対照表でございます。この表は、水道事業の財務状況を明らかにするため、保有する資産と負債及び資本を示したもので、令和8年度末時点を予測したものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が42億7,743万6,792円。

20ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延べ収益の合計で21億4,111万9,017円。

資本の部の、6の資本金と7の剰余金を合計し、負債の部と資本の部の合計で42億7,743万6,792円となり、19ページの資産合計と同額となります。

そのほか、議案書の9ページに、予定キャッシュフロー計算書が、10ページから17ページには給与費明細書が、23ページから26ページには予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、町長の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第29号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第30号 令和8年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第30号 令和8年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第30号、令和8年度 吉岡町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

初めに第2条の業務の予定量です。処理戸数5,090戸。年間有収水量126万3,000立方メートル。1日平均有収水量3,460立方メートル。主な建設改

良事業は、公共下水道管渠布設工事として1億4,800万1,000円を見込んでおります。

令和8年度は、令和2年度末に下水道事業計画区域として拡大した大久保沼地区の整備を進めます。これにより、令和8年度末をもって計画区域全ての整備が完了し、本町の下水道事業計画は概成となる予定です。

次に、第3条、収益、収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業収益が、3億7,879万8,000円。第2款農業集落排水事業収益が1億388万2,000円。支出第1款公共下水道事業費用は3億6,679万8,000円。第2款農業集落排水事業費用は1億188万2,000円を見込んでおります。

続いて第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業資本的収入が1億9,853万7,000円。第2款農業集落排水事業資本的収入が116万円。

支出第1款公共下水道事業資本的支出は3億4,168万4,000円。第2款農業集落排水事業資本的支出は、2,869万3,000円を見込んでおり、支出に対する収入の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井雄一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第30号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。議案書2ページの第2条及び第3条並びに3ページ、第4条の予算額については、先ほど町長が申し上げたとおりです。

それでは、4ページをお願いします。

第5条の企業債についてですが、公共下水道事業債の限度額を7,350万円。流域下水道事業債の限度額は1,920万円と定めております。

次に、第10条の債務負担行為ですが、先ほどの議案第29号、水道事業会計予算でもご説明したとおり、現在、上下水道使用している企業会計システムの契約が令和9年で終了となり、それ以降は、現システムの運用自体がなくなってしまうことを受けて、新しい企業会計システムを導入するために、債務負担行為をすることができる事項、期間及びその限度額について定めるものとなります。

この後は、主な予算について予算明細書により説明いたしますので、ページが少し飛びますが、26ページをお願いします。

第3条の収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴う収益とそれに対応する費用となります。

収入、1款1項1目では、下水道使用料として1億5,778万8,000円を計上しています。

2項2目の一般会計補助金1億3,306万4,000円は、公共下水道事業の維持運営に係る補助金となります。

3目長期前受金戻入8,781万4,000円は、資産の財源となる国庫補助金などを減価償却に合わせ耐用年数期間に応じて年度ごとに収益として計上しているものです。次に、27ページの2款、農業集落排水事業収益1項1目は、農業集落排水施設使用料として633万6,000円を計上しています。この使用料は、農集排の北下南下地区が公共下水道へ編入されることから、その分について、下水道使用料へと予算を移行しております。

続いて、2項1目の一般会計補助金6,866万7,000円は、農業集落排水事業の維持運営に係る補助金です。2目長期前受金戻入2,887万9,000円は、資産の財源となる国庫補助金など、減価償却に合わせ、耐用年数の期間に応じて年度ごとに収益として計上しているものです。

次は、28ページの支出になります。

1款1項1目の管渠費1,468万4,000円は、マンホールポンプを含む下水道管の維持補修費などが計上されております。

2目総係費の3,518万5,000円は、事業の管理運営に係る事務経費で、職員の人件費や使用料の算定及び徴収にかかる経費などです。

続く30ページの3目流域下水道管理運営費負担金8,019万8,000円は、県央処理区維持管理費の負担金となります。

4目減価償却費、2億1,273万7,000円は、資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、計上したものととなります。

続いて、2項1目の支払利息2,089万2,000円は企業債の利子償還金です。

次に、31ページの2款農業集落排水事業費用、1項1目の管渠費3,621万1,000円は、農業集落排水の処理施設やその設備機器、または管路などの運転管理、維持補修などの費用が計上されております。

2目総係費の904万円は、事業の管理運営に係る事務経費で、職員の人件費や使用料の算定及び徴収にかかる経費などとなります。

続いて、34ページの3目、減価償却費の4,672万円は、資産の目減り分を、それぞれの耐用年数に応じて費用化し、計上したものです。

次に、2項1目の支払利息680万9,000円は企業債の利子償還金です。

以上が収益的収入及び支出でございます。次に、36ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出は、その効果が年度を越えて、将来の収益に対応する

支出と、その財源となる収入を計上するものです。

収入1款公共下水道事業資本的収入、1項1目の企業債9,270万円は、建設改良費の財源とするための企業債借入金です。

2項1目の受益者負担金2,423万7,000円は、民間の開発事業に伴うものや、令和8年度より供用開始を予定している大久保の道城辺玉・沼地区に対する負担金です。また、農業集落排水から公共下水道に編入された上野田地区の受益者負担金を見込んでおります。

次に、3項1目の国庫補助金5,500万円は、国交省所管の社会資本整備補助金です。

4項1目の一般会計補助金、2,660万円は、公共下水道の施設整備に係る補助金です。

続く37ページの2款、農業集落排水事業資本的収入1項1目では、民間開発に伴う小倉地区の受益者分担金として、116万円を見込んでおります。

38ページに移りまして、支出になります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目の管渠建設改良費1億9,231万7,000円の主なものは、建設改良事業に伴う職員の人件費のほか、次の39ページにあります工事請負費や委託料などです。委託料にあるストックマネジメントの詳細版とは、下水道施設全体の長寿命化及び投資の平準化と最適化を図るため、老朽化の進展状況を考慮した適切な施設の点検、調査、改築を行うための計画を策定するものです。

2目流域下水道建設負担金2,329万9,000円は、県央処理区における流域下水道事業の建設整備に対する負担金です。

次に、2項1目の企業債償還金、1億2,536万8,000円は、企業債の元金償還の予定額となります。

40ページの2款農業集落排水事業資本的支出では、1項1目の企業債償還金2,830万3,000円を見込んでおります。

以上が資本的収入及び支出でございます。

それではページを戻りまして、19ページと20ページをご覧ください。

令和8年度下水道事業予定貸借対照表でございます。この表は、下水道事業の財務状況を明らかにするため、保有する資産と負債及び資本を示したもので、令和8年度末時点を予測したものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が67億7,411万2,309円。20ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計で、50億673万6,245円。

資本の部の6の資本金と7の剰余金を合計し、負債の部と資本の部の合計で67億7,411万2,309円となり、19ページの資産合計と同額となります。

そのほか、議案書の10ページに予定キャッシュフロー計算書が、11ページから18ページには給与費明細書が、22ページから25ページには予定損益計算書及び予定貸借対照表が添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第30号は予算決算常任委員会に付託します。

散会

議長（富岡大志君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。これにて散会します。

午後 2時02分散会

# 令和8年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和8年3月5日（木曜日）

## 議事日程 第3号

令和8年3月5日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 1～No. 5）

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開 議

9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日と明日の両日、一般質問を行います。本日は通告のあった7人のうち、5人の通告者の一般質問を行います。ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残りの時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

それではお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

### 日程第1 一般質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。

1番藤多ゆかり議員を指名します。

〔1番 藤多ゆかり君登壇〕

1番（藤多ゆかり君） はい、議長への通告に基づき、一般質問を行います。質問は全部で六つあります。

まず、一つ目の質問です。資源ごみの更なる分別回収の推進について伺います。

1、先月、私たち議員は福岡県大木町へ視察に行かせていただきました。大木町は、日本で2番目にゼロウェイスト宣言を行った自治体です。日本で最初にゼロウェイスト宣言を行った徳島県上勝町には、2年前に視察に行かせていただきましたが、上勝町は山間部に位置し、ごみ収集車が入れないほど細い道が多い地域でした。

一方、大木町は平坦で、町内には総延長215kmに及ぶ掘割がめぐり、その面積は町の14%を占めるという、農業を基幹産業とした風光明媚な町でした。この掘割は荘園時代にまで遡る歴史あるクリーク地帯でもあります。

では、なぜ大木町がゼロウェイスト宣言に至ったのか。当時、大木町は下水道整備を選択せず、浄化槽による生活排水処理を行っていました。そして、浄化槽にたまったし尿や汚泥は海洋投棄によって処理されていたのです。海のない群馬県で暮らしていると、海洋投棄という方法があるのだと驚きを持って受け止めました。

しかし、世界では、海洋汚染を防止するための取組が1972年のロンドン条約、1996年のロンドン議定書へと進み、日本は2007年にロンドン議定書を締結しました。これに伴い、海洋汚染等防止法が大幅に改正され、平成19年4月に施

行されています。SDGS目標14、海の豊かさを守ろうに通じる取組は、既に50年も前から始まっていたこととなります。

海洋投棄の禁止により、大木町は陸上での処理を余儀なくされました。さらに、地球環境問題や地球温暖化、京都議定書などが注目される中、町として適正処理を真剣に検討することとなり、生し尿や浄化槽汚泥を資源と捉え、メタンガス発生を利用したエネルギー化施設の建設へと繋がりました。

また、燃えるごみの約半分を占める生ごみはメタンガス発生資源となるため分別回収しプラントへ投入、焼却コストの削減につながりました。大木町も当町と同じく、町内に焼却施設はなく、近隣市町村と提携して焼却処理をしているそうです。CO2を中心とした地球温暖化ガスは、世界全体に様々な影響を与えている現状にあります。温度上昇による海面変化、沈みゆく国南太平洋の島国ツバルは、2050年には潮位の上昇により50%が浸水すると言われていています。そして、異常気象が増加傾向の中、大木町では掘割が町中をめぐるため、水面の上昇による影響は他人事ではない問題です。そのような様々な事情から、ごみを資源に変える取組を真剣に考え、ゼロウェイスト宣言へとつながります。

当町でも、プラスチックごみの分別回収が軌道に乗り、町のストックハウスを設置され、分別回収は着実に前進しています。大木町では45分別、上勝町でも、45分別が行われていますが、これも最初からではなく、段階的に細分化されてきたものです。そこで伺います。まずは、町ストックハウスのさらなる進化や拡充など、今後のご予定がありましたらお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今日、明日の2日間、7名の議員各位から一般質問をいただきました。本日トップバッターとして藤多議員から、資源ごみの更なる分別回収の推進について、町内のストックハウスのさらなる進化について、質問を頂きました。

お答えいたします。町ストックハウスは令和6年度に設置、令和7年度には1基増設し、新たに布類の回収を始めたところでもあります。回収量についても順調に増加しており、令和6年度に、1か月当たり2.4トンであった回収量は、令和7年度には1か月当たり3.8トンに増加し、1番多かった令和7年12月は、5.2トンと増加しているところでございます。

なお、詳細につきましては、住民課長より答弁をさせます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 町のストックハウスの回収量は順調に増加しているところですが、ごみステーションには段ボールが入った緑の袋やプラスチック類が入った緑

の袋が排出されているなど、まだまだ、分別が徹底されているとは言いがたい状況であると認識しております。

そのため、現状としては、分別の細分化よりも、段ボール、雑紙、布類、プラスチック類といった基本的な分別の徹底を推進していきたいと考えているところであります。担当課としては、児童生徒が使用する教科書や副教材、宿題等で使用されるプリント類が相当な量であることから、これを回収することで、相当量の紙類がリサイクルできるのではないかと考えており、町内の各学校にストックハウスを設置し、児童生徒が毎日少しずつ登校の際に、不要になった教科書類、プリント類、参考書等を持ち寄って、リサイクルできる取組ができないかと考えております。

また、こうした取組をすることで、子供のうちから、紙は燃えるごみではなく、資源であるという考え方が身につけられるものとも考えております。

ただし、ストックハウスの設置や施錠管理、業者への搬入等の管理運営方法については人員等の課題もありますので、実現に向けて、学校や教育委員会とも協議を進めていきたいと考えております。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番 (藤多ゆかり君) はい。方向性は理解しました。なかなか分別の細分化というのは難しいようすけれども、学校に設置を予定しているということで、回収場所は拡大となるということなので、徐々にですけれども、回収量も増えているということなので今後の成り行きに期待させていただきたいと思っております。

大木町では卵の殻や貝殻を生ごみに混ぜずに分別し、土壌改良材などの資源として活用していました。また、紙おむつについても専用袋で分別回収し、再資源化に取り組んでいました。

2年前に上勝町を訪れた際には、紙おむつなどの衛生用品はリサイクルが難しく、専門業者に引き取ってもらっているとの説明を受けました。ところが、今回の大木町では紙おむつの再生技術が進化し、自治体として資源化に踏み出していることを確認しました。わずか2年の間にも技術が確実に前進していることを実感したところです。

また、大木町では、面白い取組も行っています。それは子供を対象にしたごみゼロチャレンジです。町と学校が連携して、各小学校の4年生が家庭ごみの調査をする、燃やすごみの量、プラスチックの量がどのくらい出ているのかを把握して、分別することによって、燃やすごみの量を減らしていけることを認知していく取組です。これは子供たちの将来にツケを残さない循環のまちづくりの一環として行っていますが、当事者になる子供たちの意識づけに、とてもよい活動です。このような取組を導入するにはいろいろな準備が必要ですが、検討の余地はあると思っております。

一方、当町では、最終処分場の建設計画はなくなり、現在稼働している渋川市の焼

却場も老朽化が進んでいます。これまでのように、燃やしてしまえば済むという焼却依存の発想では、従来にわたって持続可能な廃棄物処理を続けることは難しくなっています。焼却すれば、確かに、目の前のごみは減ります。しかし、CO<sub>2</sub>は確実に排出され、環境負荷は未来に積み上がっていきます。

私たちは、100年後の未来にツケを残さないためにも、焼却処理から一歩進んだ資源化、循環化への転換を真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。技術は進化し、他自治体では既に新しい取組が始まっています。当町としても、焼却依存から脱却し、資源循環型の仕組みをどのように構築していくのか、改めて問われ、問われていると考えます。これはSDGSの7番、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、13番、気候変動に具体的な対策をにつなげる取組です。

続きまして次の質問に参ります。二つ目の質問です。

燃えるごみ回収袋について伺います。プラスチックごみの分別回収が始まったことで、ごみの量は大きく減少しました。さらに、雑誌や牛乳パックを分別することで、我が家では家族5人ですが、週2回の回収日でも、中サイズの袋がスカスカの状況です。ひとり暮らしの世帯であれば、なおさら排出量が少なくなると考えられます。

吉岡町には全世帯の約17から18%に当たる約1150世帯の単身世帯があります。現在、当町の燃えるごみは大と中の2種類ですが、プラスチックごみの分別が始まる以前であれば、この構成でも適正だったかもしれません。しかし、分別が進んだ今となっては、大きければよいというものではなく、実際の排出量に合った袋の選択肢が必要ではないかと感じています。

用意しました資料、資料番号1をご覧ください。これは大木町のごみ袋の料金体系ですが、燃えるごみの指定袋には大サイズが存在しません。そして、価格も比較的高く設定されています。これはしっかり分別して、燃えるごみを減らすほど値段の高い袋を使わずに済み、家計の節約にもつながるという仕組みになっています。つまり、分別を促すインセンティブが料金体系に組み込まれているのです。

一方、当町では、分別を頑張っごみの量が減ってきたにもかかわらず、選べる袋が大きいサイズに偏っているため、袋の中がスカスカのまま出さざるを得ないケースもあります。これは住民にとって無駄であり、環境負荷の観点からも望ましい姿とは言えません。分別が進み、排出量が減っている今こそ、住民の実態に合った袋のサイズ、特に小サイズの導入は必要性が高まっていると考えます。

そこで伺います。プラスチックごみの分別回収が開始されてからの燃えるごみの排出量の推移、プラスチックごみの排出量の推移の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） プラスチック類の回収を始めた令和6年度と、前年度の令和5年度

で比較しますと、燃えるごみの排出量は、令和5年度は4587.52トン、令和6年度は4334.14トン、燃えるごみは253.38トン減少しており、プラスチック類については、令和6年度の回収量は154.04トンとなっております。

1か月当たりの排出量としては、燃えるごみが令和5年度は382.3トン、令和6年度が361.2トン、令和7年度が342.3トンと減少しており、プラスチック類は、令和6年度は12.8トン、令和7年度が15.4トンと増加しているところであります。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

1 番（藤多ゆかり君） 燃えるごみの量は、少しずつですが減っておりまして、プラスチックごみの排出量は着実に増えているということだと思います。分別の進展に伴い、燃えるごみ袋に小サイズを追加することについて、町としてどのようにお考えでしょうか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 指定ごみ袋につきましては、それ自体もごみと一緒に燃やされますので、大、1種類のみとして、袋がいっぱいになるまではごみステーションに出さないということが1番理想的にはないかと考えております。

ごみ袋がスカスカのまま出さざるを得ないのは、生ごみが入っていることによる臭いや衛生上の理由から、収集日の都度、排出するためであると認識しており、このことは、令和6年度にプラスチック類の回収を始めてからも、燃えるごみの、緑の袋の製造数がほとんど減っていない状況からも伺えるところであります。

畑等持っている方であれば、生ごみを土に埋めることで、燃えるごみの袋に生ごみを入れられないことができますが、吉岡町のように、分譲住宅が多い状況では難しいものとも考えております。

そのため、町では、生ごみ処理機を使用することで、においや衛生面の問題をクリアすることにより、燃えるごみを収集日の都度出さず、袋がいっぱいになったら出すことも可能になるという考えから、生ごみ処理機の普及のために、補助金の補助率と限度額を上げたところです。

こうした理由から、現状、町としては小サイズを追加することについては考えておりませんが、指定ごみ袋については、渋川広域組合で統一化に向けた協議を進めているところであり、その中で、渋川市には小サイズがあることから、統一後は、小サイズが追加される予定となっております。ただし、町としては、統一後の小サイズ追加後も、生ごみの排出抑制、ごみの減量化について周知徹底、啓発を図っていきたいと考えております。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

1 番（藤多ゆかり君） なかなか小サイズの袋の導入は難しいということですね。

また、私が調べた渋川市もあるということなんですけれども、前橋市も小サイズがあります。前橋市の小サイズは、あれですね。20リットルで、これが小サイズなんですけれども、このくらいのサイズがあれば、ちょうどいいのではないかなと考えていたところですが、広域との関係もあるかと思いますので、私としては今後、検討していただきたいと考えます。

大木町では、実際に小サイズの袋15リットルを見てきましたが、当町の中サイズ30リットル、大サイズ45リットルに慣れている私には、最初は少し小さく感じました。しかし担当者によれば、4人家族でも、小サイズで十分とのこと十分とのことでした。

その理由は、生ごみが分別されているからです。ちなみに前橋市の20リットルの袋がありますが、無駄をなくし、分別の成果を住民に実感できるようにするためにも、小サイズの袋の導入は検討に値するのではないのでしょうか。先ほど、いっぱいになるまで置いといて、いっぱいになったら出すというお話がありましたが、ごみの中にはおむつですとか、そういうものもありますので、なかなか家の中に貯めておくというのも、ちょっと難しいというか、どうなのかなあというふうに感じます。

大木町のゼロウェイスト宣言は、もったいない宣言として位置づけられています。もったいないの心を育て、無駄のない暮らしを創造することを目的とした取組です。吉岡町にも、かつて中学校の制服や体操着を先輩から譲ってもらうというすばらしい伝統が一部でありました。存在していました。家計にも助かり、3年間大切に着て、また次の子へ回す、まさにもったいないの精神が自然と受け継がれていたよい文化だと感じています。

現在は、社会福祉協議会で制服体操着のリユースが行われ、児童館にもリユースコーナーがあります。私自身も以前、児童館のリユースコーナーに絵本を出したことがあります。しばらく忘れていた頃、偶然にも、娘の名前の入ったその絵本を持っているお子さんに会いました。不要になったものが、別の場所で必要とされ、再び生き返る。そう実感した瞬間で、とても感動しました。

また、粗大ごみの日にオイルヒーターが出されていた際、粗大ごみシールと一緒にクリアファイルにメッセージと保証書が丁寧に添えられていました。パソコンでつくったメッセージには、このオイルヒーターはほとんど未使用でまだ使えます。小さいお子さんがいても、安全に使えます。ご希望があればぜひお持ち帰りくださいと書かれていました。オイルヒーターはオイルを抜かないと業者にも引き取ってもらえず、たとえ抜き取れたとしても、オイルの処分が難しいと。聞きました。そこで、小さなお子さんのいる方に連絡したところ、ちょうど欲しかったとのことで、

見事にウィン・ウィンのマッチングが成立しました。持ち主のほうも、まだ使えるものを粗大ごみとして出すのは忍びなく、手間をかけて丁寧なメッセージを添えたのだと察することができます。その思いが次につながった素晴らしい成功事例でした。

大量消費の時代、まだ使えるものまでごみになってしまう現状は、やはりもったいないと感じます。大木町にはまだ使えるものを集めたリユースプラザがあり、町民なら誰でも利用できます。上勝町にもリユースコーナーがありました。丁寧に不用品を回収し、次のユーザーにつなげるためには、こうした拠点が不可欠であり、非常にうらやましく感じました。将来的には分別が進み、当町にもリユースコーナーが設置されてほしいと思います。はい。

次の質問、三つ目の質問に行きます。先ほども出ましたが、生ごみ処理機の補助金について伺います。私の周りでも、生ごみ処理機を購入して便利に使っているという声をよく聞きます。生ごみは、焼却処理において大きな負担となります。分別が進み、燃料にもなるプラスチックごみが減ってきたことにより、燃焼効率が下がってきています。今までのように、生ごみを燃やしていくために、新たに燃料源を用意していくのでは本末転倒になってしまいます。

そこで、生ごみ処理機を使用すると、水分が飛んでカラカラになり、燃えやすくなります。なおかつ家では匂いもなくなり、家庭内の快適さが格段に向上します。大木町では生ごみを専用コンテナで回収し、そのままプラントへ投入していました。生ごみが減ることで、焼却処理にかかるコストは飛躍的に削減できたと考えられます。

当町でも同様に、生ごみの減量は焼却場の負担軽減、CO<sub>2</sub>削減、そして将来の処理コストの抑制につながる重要な取組です。そのため、生ごみ処理機の普及は、町としても積極的に後押しする価値があると考えます。現在、当町では生ごみ処理機の購入に対する補助金制度がありますが、実際にどれほど利用されているのか、住民の関心や普及状況を把握することは、今後の政策判断においても重要です。

そこで伺います。生ごみ処理機購入補助金の利用実績について、これまでの件数や推移、また住民からの反応など、町としてどのように把握されているのか説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 生ごみ処理機の補助金は、平成12年度に開始され、コンポスター8件、電動式64件の実績がありましたが、その後減少し、平成23年度には、コンポスター11件、電動式5件となり、補助金等審査委員会の廃止の答申を受け、平成24年度に一度廃止された経緯がございます。

しかし、その後も時代の変化等を受け、令和4年度に補助を再開し、実績としてはコンポスター14件、電動式9件となりましたが、町では、さらなるごみの減量化に向け、令和6年11月に、補助率と上限額を上げたところ、非常に反響が大きく、2週間で予算が終了し、実績としては、コンポスター6件、電動式36件となりました。

令和7年度についても、非常に好評であり、約半年で予算が終了し、実績としては、コンポスター5件、電動式、51件となっております。住民からの反応につきましては、住民課長より答弁をさせます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 住民からの反応につきましては、令和6年11月の補助率引上げ後に電動式の申請のあった74名を対象に、昨年11月にアンケートを行っております。概要を申し上げますと、使ってみて感じたメリットについては、生ごみの量が減るが最も多く、65件で、次いで、生ごみのおいが減るが54件となっており、使ってみて感じたデメリットについては、特にデメリットは感じていないが最も多く、29件、次いで生ごみの処理時間が長い22件となっております。また、生ごみの重量はどれくらい減っていると感じますかの質問では、80%以上減少しているが最も多く36%、次いで60から70%くらい減少しているが32%、50%くらい減少しているが23%で、これらを合わせると実に91%の方が、50%以上減少していると感じているという結果となっております。また、燃えるごみを出す頻度に影響があったかの質問では、47%の方が燃えるごみを出す頻度が半分くらいに減った。27%の方が、頻度は変わらないが、小さいサイズのごみ袋で足りるようになったと回答しており、生ごみの減量化に非常に効果的である結果となっているものと認識しております。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

1 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。分かりました。大分人気もあり、今年度は終了ということですが、生ごみ処理機の普及をさらに進めるために、町としてどのような課題を認識しているのか。またその課題に対してどのような改善策や支援策を検討しているのかお聞かせください。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 先ほど申し上げましたアンケートでは、生ごみ処理機の購入に当たり、補助金制度がどのくらい影響があったかについて、現在の補助率でなければ購入しなかったが84%となっており、故障などで使えなくなった場合、再度購入したいかについては、現在の補助率であれば、購入したいが78%となっているほか、自由意見では、長年購入を検討していたが、高額で躊躇していたといった意見も出

ており、やはり価格が高いということが、普及に向けた課題であると認識しておりますので、補助制度を継続していきたいと考えております。

また、窓口に申請に来た方の中には、補助金の回覧を見て、生ごみ処理機を初めて知ったという方もいらっしゃいましたので、次年度の補助金の回覧の際には、アンケートで寄せられた声等も掲載して、周知、啓発を図っていきたいと考えております。ただし、現在の補助率は全国でもトップクラスに高いものとなっておりますので、公益性の観点から、おおむね3年程度の時限措置として想定していたところとなります。

今後の補助率等については、今回のアンケート結果や今後の申請状況等を踏まえながら、適切に判断していきたいと考えております。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番（藤多ゆかり君） 分かりました。生ごみ処理機は、一時期は三種の神器と呼ばれるほど注目され、あれば便利だと感じていた方も多かったはずですが、しかし、価格が高く、なかなか手が届かないというのが実情でした。

だからこそ、補助金が活用できれば購入に踏み切れた方が、少なからずいたのではないかと考えています。生ごみ処理機の購入を検討する方は、もともと分別意識が高く、特に夏場の生ごみのにおいや生ごみの重さに日々苦慮していた方々だと想像できます。

そうした方々に、補助金が有効に使われ、生ごみの減量にもつながるのであれば、補助金制度の目的は十分に達成されるはずです。焼却場への持ち込まれるごみの重量体積が減少し、運搬費用や、焼却費用が、抑えられれば、補助金の成果があるということになると思います。

次の質問に参ります。四つ目の質問です。

12月議会で、町在住の高校生から、図書館でのフリーW I - F I 導入に関する陳情が提出されました。これは、町民の皆さん、特に今回は若い世代の方が、地域社会の一員として、また同じ要望を持つ仲間たちの代表として、主体的に政治に関わっていただけたこととても頼もしく感じていました。

付託された文教厚生常任委員会としては、今後、人口増加に伴い、子供や学生の利用者がさらに増えることが見込まれる中、吉岡町の未来を担う子供たちの学習環境を整備するため、町に対し、導入の検討を求めるものとなりました。

現在、図書館は、町内で貴重な学習スペースとして多くの子供や学生、社会人が利用しています。しかし、図書館で町内の小中学生が学校配付の端末を使う場合には、W I - F I につながる一方で、それ以外の高校生や社会人は、W I - F I を利用できない状況にあります。学習や調べ物において、インターネット環境が不可欠とな

っている今、見過ごせない課題だと考えます。

そこで伺います。フリーW I - F I 導入について、費用面、運用面、そして懸念される点など、町としてどのような検討を行ってきたのか、現時点で整理されている内容について説明を求めます。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私も高校生が、町を変えたいという思いを表現してくれたことをとてもうれしく思います。教育の一つの成果ではないかなあというふうに感じて、藤多議員と同感です。

それで、町図書館にフリーW I - F I を設置することは、利用者が学習や情報収集するに当たって利便性を向上させるための一つ的手段として、その有効性を認識しているところです。

そこで、現在、教育委員会では近隣公立図書館のフリーW I - F I 設置状況調査、また費用、運用面、懸念される事項等について調査研究を行っている状況です。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

1 番（藤多ゆかり君） いろんな調査研究比較検討は必要なことは理解しています。ですが、現時点で町がどこまで整理ができているのか。具体的にご説明をお願いします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今、多方面について調査しているところなんですけどまず費用的なものを、費用的なものに関しましては、まず初期費用をいわゆるイニシャルと言われてるものですがこれが約170万円程度。あといろいろ機器を入れますので、ランニングコストかかります。

ランニングコストに関しましては、約年間12万円程度というようなことで今、試算のほうをさせていただいております。またあとはインターネットにつながるということになりますので、セキュリティー的なものというのがやはり課題ということになりますので、図書館でW I - F I につなぐということでもありますので、どんなサイトでもつながるといのはちょっと問題があると思いますので、その辺はフィルタリングであるとか、あとはセキュリティーですね、この辺について、今検討していると、というような形になります。

それとあと近隣の市、自治体の状況も調査しておりまして、近隣ですと渋川、前橋が、W I - F I のほうを導入していると、高崎市さんのほうは導入はしていたんですが現在はしていないというような形になっており、あとは玉村町ですね、玉村町も今年まで、業者のW I - F I を入れていたという現状がありまして、その業者のほうが終わるということで、新年度から町で導入するというような形では、お話を聞いております。

あと設備面に関しましては、いろいろあるんですが引き込みとかあと機器の設置今こういったところのスペース、こういったところの課題というのもありますのでこの辺に関しましては、今後入れると導入するということになればその辺課題として検討していきたいと、いう形になっております。

現在町としてはですね、今述べてきたようなことを課題として、調査を行っており、町として引き続き図書館にW I - F Iを設置するかどうかということは今、調査研究をしているというようなところが今の現状となります。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番（藤多ゆかり君） 調査研究していただいているということで、ありがとうございます。なかなか費用もかかるということなので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

私の知っているライブラリースペースは、企業が社会貢献の一環として提供している学習学習スペースがあります。フリーW I - F Iが利用でき、25席ほどの席は、学生から社会人まで幅広く利用されています。平日は夜7時まで開放されており、土日も開いています。朝から夜まで1日勉強している人など、昼間も夕方も大分埋まっている状況です。特に、社会人にとっては、リスクリングが求められる時代です。技術革新やDXの進展に伴い、環境の変化に対応するために、新しいスキルや知識を身につける必要があります。

ある社会人の方は、ここで勉強させてもらって本当に助かりました。おかげさまで、資格試験に合格できました。いつか恩返しがしたいですと話していました。学び直しの場合として、W I - F I環境のある学習スペースがどれほど価値を持つか実感した言葉でした。

もちろんカフェなどで勉強する人もいます。しかし、中学生や高校生にとっては経済的負担が大きく、毎回、飲み物を注文することは簡単ではありません。今はお年玉や小遣いを使い、当たり前にかフェで勉強する光景が見られます。確かにカフェはW I - F Iもあり、居心地のいい空間ですが、学生にとっては、静かで落ちついていて、お金のかからない居場所が必要です。

その点、図書館はまさにそうしたニーズにこたえる場所であり、学習環境としての役割はますます重要になっています。また、A Iを活用した学習や調べものが与え当たり前になっている今、W I - F I環境は不可欠です。

学生の多くは、ギガの少ない割安プランで携帯を持たせてもらっているため、通信量は非常に貴重です。だからこそ図書館でのフリーW I - F Iは、学習機会の公平性を確保するうえでも、大きな意味を持つと考えます。

さらに文化センターは、指定一時避難所のため、たくさんの避難者が来ることが想定されます。今までの地震災害時にスマートフォンのインターネットが使用できな

くなり、情報難民となって、家族との安否確認や災害情報は得られなかったことがありました。そのようなときでも、W I - F I が使える可能性があると思います。

以上の観点からも、図書館へのフリーW I - F I 導入について、ぜひ実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。五つ目の質問です。3月8日の世界女性デーに向けた啓発活動の取組について伺います。

世界女性デーは、1904年にアメリカで婦人参政権を求めたデモが起源とされ、女性の地位向上、ジェンダー平等の推進、女性差別の解消を目的として、国連により制定された国際的な記念日です。世界中でこの日に合わせて、女性の権利や社会参画について考える様々な取組が行われています。

先日、男女共同参画計画の会議に参加させていただきました。会議を通じて、男女共同参画は特定の人だけの問題でなく、社会全体で取り組むべき重要な課題であることを改めて実感しました。少子化の進行が深刻化する中で、男女がともに働き、家庭を支え、子育てを担う環境が整わなければ、社会の持続性そのものが危うくなると感じています。先日も出生数が過去最少70万人。推計より17年早いペースで進んでいるとのニュースがありました。危機迫るものを実感しました。

一方で、平成生まれの若い世代では、家事や育児、料理を自然に担う男性が増えていくことを身近に感じます。男性の育児休暇取得も徐々に進み、産まれたばかりの赤ちゃんの育児を夫婦で分かち合う家庭も増えてきました。育児の喜びも大変さも共有することで、夫婦の関係性がより深まり、子供にとって安心できる家庭環境が整うのではないかと思います。また、子供が病気になった際には、夫婦で交代して仕事を休むことも一般的になりつつあります。

私が育児をしていた頃には、男性が子供の看護で休暇をとる姿はほとんど見られませんでした。今では有給休暇とは別に、子供の看護休暇が設けられ、全て使い切る方もいるほどです。それだけ小さなお子さんの体調管理は大変であり、社会全体で子育てを支える意識が少しずつ広がってき証だと感じています。

こうした変化は長年にわたる啓発活動の積み重ねの成果でもあると思います。行政、学校、地域団体、企業など、多くの主体が、地道に取り組んできた結果として、社会の意識が少しずつ変わり始めているのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。世界女性デーに向けて、町としてどのような啓発活動に取り組んでいるのか、また、町としてどのような課題を認識しているのか。その課題に対してどのような改善策や工夫を検討しているのかお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では、世界女性デーに向けた啓発活動の取組として、3月8

日の国際女性デーの周知と、女性の権利や平等について考える日、行動を始める日というメッセージを込めて、イエローライトアップを実施いたします。実施日時については、3月6日から8日の午後5時から午後10時を予定しております。なお実施内容については、3月広報への掲載等で町のラインで周知しております。

次に町としての課題の認識についてですが、第2期吉岡町男女共同参画基本計画の開始から2年経過する中、各課で担当分野ごとに事業を取り組んでいますが、男女共同参画の視点から事業を進めるための全庁的な意識統一が難しく、住民に対しての男女共同参画への意識づくりがなかなか浸透できないことが課題であると認識しております。

そしてその課題についての改善策などについては、第2期基本計画で計画の進行管理について定められておりますが、年に1度、今年は2月、施策の進捗状況の確認を行うため、吉岡町男女共同参画推進協議会を開催し、業務の見直し、改善や新たな施策立案を協議するとしております。この推進協議会での委員皆様の意見を、計画内容に反映できるよう、進行管理を実施し、改善に努めてまいります。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番（藤多ゆかり君） 分かりました。ライトアップも実施予定ということで、ありがとうございます。

学校現場でのジェンダー平等に関する学習や啓発活動について、どのように支援しているのか、学校や地域団体の連携はどこまで進められているのか、説明を求めます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君）学校現場での啓発活動についてですが、男女共同参画週間の周知とともに、町内3校に協力を依頼し、学校の図書館に男女共同参画関連図書のコナーを設置して、ジェンダー平等に関する学習の支援を行っています。また、町図書館にも、男女共同参画関連図書のコナーを設置しています。

学校や地域団体との連携については、毎年、町の人権擁護委員が、小中学校へ出向き、人権教室を行っています。内容は、人権擁護委員がいじめ防止や思いやりとともに、ジェンダー平等や多様な生き方についての紙芝居やクイズ形式で講話を行っています。この人権教室を継続することで、性別による固定的な役割分担にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。先日、当町で、男女共同参画の一環として、夫婦で参加するお料理教室が初めて企画され、新聞にも紹介されていきました。昭和生まれの世代には、男女共同参画の理解を深めるよい機会になると感じ、大変すば

らしい取組だと思いました。家庭の中での役割分担を見直すきっかけにもなり、夫婦のコミュニケーションの促進にもつながるのではないかと期待しています。

また、この4月には改正女性活躍推進法が施行され、女性管理職比率の公表義務が101人以上の企業にも拡大されるほか、男女間賃金格差の開始義務義務も広がります。

こうした法整備は、企業や社会全体に対して、女性の活躍を後押しする環境づくりを促す重要なステップです。しかし、男性の育児休暇取得率が上がったとしても、取得期間が数週間から1か月程度と短かったり、女性管理職比率が目標に届かなかったりと、まだ課題は多く残されています。社会の意識や働き方の分化は一朝一夕には変わりません。

だからこそ、法改正の内容を知っていただくための啓発活動や、身近な事例を紹介する取組は、これからも欠かせないと考えています。現在、この議場には女性は私ひとりしかいません。しかし、来年は統一地方選挙の年でもあり、この景色が変わる可能性は十分にありますし、変えていかなければならないとも感じています。女性が政治に参画しやすい環境づくりは、町の未来をより豊かにするための重要な視点です。

そのためにも、行政が主体となって、ジェンダー平等の推進や女性の活躍を後押しする取組をさらに進めていただきたいと期待しています。これはSDGSのジェンダー平等の実現にもつながります。

最後の質問です。スポーツ協会などの団体に対する補助金についてです。私が役員を務める吉岡町スポーツ協会では、毎年その年に活躍した選手や団体を表彰しており、今年も約164名の選手が対象となっています。町民の皆さんが努力を重ね、成果を上げている姿は、地域の誇りであり、私自身も大きな励ましをいただいています。

そのような中、会議で、各種団体への補助金が減額される予定との話がありました。自治会事務委託費の減額の話も耳にしており、スポーツ協会でも同様の見直しが行われるのではないかと不安の声が上がっています。行政が財政健全化のために、効率化を進めていることは理解しておりますが、どのような理由や基準のもとで削減を検討されているのか。現場には十分な説明が届いているのか、まずはその点の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 各種団体への補助金については、その団体の設立の趣旨や目的に応じて行われる活動などに対して交付をさせていただいております。

町ではスポーツが町民の健康や交流に果たす役割は極めて重要であると認識してお

ります。スポーツ協会の皆様のご尽力に対し深く感謝しております。

現在、町の限られた財政状況の中で、従来どおりの一律、継続の補助金を見直す時期に来ていると考えられます。今回の見直しは、持続可能な仕組みへの再構築であると考えております。次世代に負担を先送りせず、より効果的、重点的な支援体制を構築するための苦渋の決断でありました。今後も、町のスポーツ環境がより健全で持続可能なものとなるよう、共に歩んでまいりたいと考えております。

また、自治会補助金の減額に係るご質問もありましたが、今見直しをしようとしているのは、自治会との事務委託契約の内容でございます。これは、これまで町と自治会が交わっていた事務委託契約の内容について、区域内の全世帯に町広報紙及び行政連絡文書等の配布、回覧をする事務から配布に関する事務を削除し、行政連絡文書等を回覧する事務のみとするものであり、今まで自治会への大きな負担にもなっていた広報等を全戸配布する事務がなくなることで、自治会の負担は大きく軽減されるものと考えているところであります。

ただこれまで自治会に広報等を全戸配布していただいた事務がなくなりますので、その分の事務委託費を減額させていただくこととなりますが、自治会振興を目的として、町から自治会に支出している補助金等については、一切減額しておりません。各自治会の中には、全戸配布事務が減少することにより、減額となる事務委託料を単純に自治会に対する補助金が減額されるものと誤解している方もまだいらっしゃる感じておりますので、今後も引き続き自治会連合会定例会などを通じて丁寧な説明に、努めていきたいと考えております。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

- 1 番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。先月のミラノコルティナオリンピックでは、連日のメダル獲得に多くの国民が元気づけられました。特にフィギュアスケートのペア、りくりゅうペアの逆転金メダルには、心を動かされた方も多かったのではないのでしょうか。スポーツには、人を勇気づけ、人生を豊かにする力があると改めて感じました。さらに、3年後には、湯けむり国スポ全スポは46年ぶりに群馬県で開催され、吉岡町でも協議が予定されています。

これから町全体でスポーツを盛り上げていこうという時期に、従来の予算が減額されることは、運営面での影響が避けられません。スポーツは健康づくりや医療費の抑制、地域のつながりにも大きく寄与しており、町としても大切にしてきた分野だと認識しています。また、スポーツ協会だけでなく、自治会を初めとする地域団体でも同じような不安が広がっていると聞いています。

そこで伺います。今回の見直しについて、団体の活動への影響をどのように考えているのか、お聞かせください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 補助金の削減により各団体の運営体制や事業規模の見直しを余儀なくされるなど、一定の影響が生じることは十分に認識しております。

これまで地域スポーツ振興を支えてこられた関係者の皆様のご苦勞には深く敬意を表するものでございます。

先ほど町長が答弁したとおり、本町を取り巻く厳しい財政状況やスポーツを取り巻くニーズの多様化を鑑みますと、これまでの一律、継続的な財政支援から各団体が自立し、持続可能な運営形態へと転換を図る時期に差しかかっていると考えています。町としては、単に予算を削減して終わりとするのではなく、活動の質を落とさないための知恵の支援に注力してまいります。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 自治会事務委託料の見直しにおける団体の活動への影響についてですが、各自治会長から上がっている声を聞きますと、少なからず影響あるものと考えております。

しかしながら、自治会振興助成金等の自治会活動に対する補助金、助成金は減額しておりません。また、広報等の配布事務が減ることは確実に自治会の負担軽減にもなりますので、これまで、配布事務に割いていた労力を本来の自治会活動に充てていただくこともできるようになるのではないかと考えているところでございます。

〔1 番 藤多ゆかり君発言〕

1 番（藤多ゆかり君） 説明ありがとうございます。今回の補助金見直しは単なる数字の調整ではなく、地域の未来に直結する問題だと考えています。スポーツ協会だけでなく、自治会を初めとする地域団体の活動も、コロナ禍を乗り越えての自治会祭りの復活など、地域活性化のため、鋭意努力を重ねてきました。また、自治会役員の成り手不足解消のため、役員報酬の見直しが行われたことも耳にしています。

そんな中、今までどおりの予算が確保できず、地域活動の基盤が弱まれば、まちの活力そのものが揺るぎかねません。もし予算の見直しが避けられないとしても、活動を維持するための別のサポートなど、お金以外の支援策も十分に考えられるはず です。

町の未来を支えるのは、地域で活動する人たちの力です。その力は弱まらないように、そして、これからも地域が元気であり続けられますように、町として知恵を出し、寄り添った支援をぜひお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わりにします。

議 長（富岡大志君） 以上を持ちまして、3番藤田ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時45分とします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。10番廣嶋隆議員を指名します。

〔10番 廣嶋 隆君登壇〕

10番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

1、吉岡中学校の部活動の地域移行は、令和4年12月に国から、休日部活動の段階的な地域移行の方針が具体的に示され、群馬県においては、令和5年7月に地域移行に関する推進計画が策定されました。

吉岡町では、吉岡町地域移行検討委員会を組織し、休日部活動の具体的な地域移行の準備、取組を行ってきました。

令和5年11月、国と県の方針を受けて、吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画を策定しました。公立中学校の地域移行が進められる理由は、教員の負担（特に休日の練習や試合の引率が長時間労働の原因となっている）、次に、少子化の影響日本の中学生の数は年々減少しており、1986年の約589万人から2021年には約296万人まで半減しております。

最後に、専門的な指導を受けることができる環境の必要性、多くの先生は、特定の競技が競技経験がないまま、部活動の指導を任されている状況はあります。これらの理由から文部科学省は部活動の地域移行を進める方針を固めました。

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、まずは休日行っている学校部活動を、地域の実績に応じて可能な限り早期に地域のクラブ活動などに移行できるよう取組を進めることとしました。

（1）令和5年度から令和7年度までが、改革推進期間として、休日の部活動を地域クラブへ段階的に移行、吉岡中学校の3年間の経過と実績について伺います。

〔町長 柴崎徳一郎登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では、国が改革推進期間と定める前の令和4年度から、休日部活動の段階的な地域移行の具体的検討を始めました。その後も、国の方針及び群馬県の推進計画に基づき、地域の子供たちは、地域で育てるという理念のもと、持続可能なスポーツ、文化芸術環境の整備を進めてまいりました。

ご質問の経過と実績につきましては、教育委員会事務局長から答弁をさせます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 令和5年からの経過と実績ですが、まず経過として、令和5年11月に吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画を策定し、地域移行の基本方針やスケジュール、移行主体等の運営体制の指針を示し、地域スポーツ指導者の資質向上を狙いとした指導者のためのコーチング研修会を実施しました。

令和6年度は、生徒や保護者、代表者への地域移行の説明をしました。また、教育公務員特例法の規定による兼職兼業を許可する判断基準その他必要な事項を定めました。令和7年度は指導者協議会を定期的開催し、現場の課題抽出と改善策の検討を進めています。

次に、実績としては、運営主体の明確化、これはスポーツ少年団内に中学生部門を設けることを基本とするなど、既存の地域資源を有効活用する枠組みを構築しました。

活動ルールの策定として、休日のどちらか1日3時間程度を基本とするなど、生徒の健康と家庭生活を両立させる運用ルールを定めました。指導者の確保として、スポーツ少年団やスポーツ協会専門部等の協力を仰ぎ、教職員の兼職兼業を含め、指導者の確保を図りました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 現在吉中にはですね、部活動の運動部は15文化部が2部、合わせて17部活、13種類と伺っております。これでよろしいでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） そのとおりであります。

10番（廣嶋 隆君） それではですね、部活動が移行完了している部活動の数は、何部あるのかお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほど議員がおっしゃった17、全て移行しております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） この部活動移行先はどこになるんですか。例えばスポーツ協会とかスポーツ少年団とか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） スポーツ少年団、スポーツ協会の専門部、あとは山田ホールディング、あとは地域指導者です。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 団体ではなくて、地域指導者というのはこれ団体なんですか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 具体的には地域指導者と申し上げたのが、吹奏楽部と合唱部でございます。文化部です。

この文化部につきましてはまだ、どこかの団体ということではなくて、指導者、個人の方ですね、その方が指導に入っていて、その中には、兼職兼業を担っている教員もおりますけれども、そういう形での移行ということになってます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 続いて2番、地域移行の現状と課題についてお伺いいたします。

初めにですね、スポーツ団体が健全な運営を行うには、公的機関の支援が必要だと考えます。そこで、スポーツ団体などの町として支援体制はどのようになっておるのかをお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町及び教育委員会では、地域のスポーツ団体が受皿として、持続可能な運営を行えるよう、次のような支援を行っております。

まず、財政的支援として、吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱を制定し、運営団体に対する対し必要な交付金。これについては、生徒と指導者への保険料及びスポーツ少年団登録料を交付しています。

指導者研修の実施として、適切な指導体制を維持するため、教育委員会が中心となり、保護者や指導者を対象とした食育講座や交流イベントなどの機会を提供しております。

以上です。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 実は令和9年度の予算を見ますと、先ほども、藤多議員から質問があったんですが、スポーツ協会の補助金については、前年度52万減の予算150万を計上しております。なおかつスポーツ少年団の補助金については、24万3000円を全額カットしてるわけですね。この辺について見解をお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今議員が述べられたほうがいわゆる運営補助金と言われるものでありまして、今ご質問の地域移行のほうとは切り離れた補助というふうになっております。

10番（廣嶋 隆君） 地域移行と切り離れたというのはよく分かりませんが、分かりやすくお願いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 地域移行に関する補助に関しては先ほど私が答弁したとおり交付金要綱というのが別にありまして、そこでの交付をして、先ほど申したような、生徒指導の保険料やスポーツ少年団登録料等を支給するというので、先ほど議員が答弁されて202万が150万になったというような答弁されました。そちらに関しては、団体の運営補助のほうの補助金のほうを、減額させていただいたということになっております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 質問の頭にですね、スポーツ団体が健全な運営を行うには、公的機関の支援が必要ですよというふうに私述べましたよね。なのにですね、スポーツ協会がこれ、一つの受皿ですよ。だから、地域移行の予算と団体に対する予算はお話は違うんだというのをされましたよね。だけれど、スポーツ団体として運営していくには、やはり資金が、援助が必要ですよ支援が。

その援助を何で、令和8年度の予算案で52万円もカットしたのか、その理由をお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） こちらに関しましては先ほど藤多議員の質問の中で町長が答弁したとおり、町の財政事情が厳しいと。そういった中での補助金の削減ということであります。

ただ、ただ削減するだけということではなくて町としても、削減された部分、活動が縮小とかままならないとも出ると思いますので、そちらについては町としては十分な支援をしたいというふうに考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 先ほど答弁の中にですね、部活動地域展開に係る交付金のお話がありました。確かにこれは予算計上105万9,000円で、前年比7,000円減の微減ですよ。これを考えると移行に関しては予算は削らずと言えば考えが理解できました。

次にですね、地域移行する上で、課題として94%に当たる33市町村が指導者の確保を挙げております。そこで、吉岡町としては指導者の確保は十分なのか、お伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 指導者の確保については、地域移行を成功させるための最重要課題の一つであると認識しております。

現時点では先ほど、全部の部活が地域移行のほうに進んでいるというような答弁いたしましたが、活動維持できておりますが、今後の全種目の拡大や将来的な継続性、こちらのほう、考慮すると、決して楽観視できる状況ではありません。また、専門的技術指導が必要な競技や競技人口が限られる種目については、人材確保が難しいケースも想定されます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 確かにですね、令和8年度の予算を見ますと、部活動地域展開に係る謝礼ですね。これは前年比、前年度よりも132万1,000円増の、465万7,000円が計上されてます。これを見る限り、確かに指導者の確保したりですねそ

ういうための配慮はされているかなとは感じられます。

次行きます。指導者資格の取得や研修の実施についてお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 地域クラブへの移行において、指導者が競技の専門知識だけでなく、適切な指導法や安全管理の知識を備えることは、子供たちが安心して活動するために不可欠であると認識しております。本町では指導者の資質向上を支援するため、次のような取組を実施、検討しております。

指導者資格の取得支援について、公務員資格である日本スポーツ協会などが認定する公認スポーツ指導者資格の取得を推奨しており、質の高い指導体制の構築を目指しています。その中で、財政的支援として、吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱等に基づき、運営主体となる団体への支援をし、指導者が研修受講や資格取得更新に要する経費等への対応をしています。

研修の実施状況については、指導者協議会を開催し、町では、適切な指導体制を維持するため、定期的に部活動地域移行指導者協議会を開催しています。そこでは、吉岡町教育委員会が中心となり、保護者や使用者を対象とした指導方法、コンプライアンス、食育講座など、現場の指導者が情報共有や課題解決に向けた協議を行う場を設けております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次にですね、今お話が出てきました従事を希望する教職員等の兼職兼業について、手続等はどのようになっているのかお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 休日部活動の地域移行において、専門知識と指導経験を持つ教職員の協力は非常に心強いものであり、本人の希望がある場合には、円滑に従事できるよう環境を整える必要があると認識しております。

具体的な手続についてですが、まず前提として、教職員が休日に地域クラブ活動の指導員として従事し、報酬を得る場合には、地方公務員法に基づく兼職兼業の手続が必要となり、教職員は所属する学校長を経由して、町教育委員会に対し、兼業許可の申請を行い、教育委員会では許可の基準を満たした場合に許可するというような流れになります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 現在の兼職兼業を希望するというかそのような教職員はいるのか、いれば何人なのか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在の先ほどの17あると申しましたがその中で兼職兼

業の教員ですが、5名となります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次に、学校体育施設の活用促進と放課後や休日の施設の管理についてお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 活用の促進についてですが、令和6年9月、吉岡町学校施設の開放に関する条例を制定し、10月1日より施行しました。これにより、地域移行に伴う休日部活動の受皿としての利用や社会教育関係団体の活動場所としての位置づけを明確化し、活用の促進を図っております。

また、吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画に係る基本方針に基づき、休日に活動する地域クラブは優先的に学校施設を使用できるよう調整を行い、子供たちが慣れ親しんだ環境で活動を継続できる体制を整えています。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次にスポーツ団体に支払う会社が、保護者にとって大きな負担となる恐れがあります。教育委員会のホームページには、令和6年度の吉岡町地域クラブにおける収支が載っております。受益者負担なしで、収入は、県、国の委託金280万4,000円、これは全体の76%、町の補助金として88万4,000円、これは全体の24%、合計で368万8,000円が計上されております。

これに対し支出は、スポーツ活動費として、指導者の謝金として328万4,000円、全体の89%、保険料として23万円、全体の6%、そして、旅費交通費として14万7,000円、全体の4%、スポ少を登録料として2万5,500円、全体の1%というふうになっております。

そこで令和7年度の県国の委託金と町の補助金についてお伺いいたします。県、国の委託金及び町の補助金の金額をお知らせください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 令和7年度の途中でありますので見込みということでご了承願いますが、まず収入についてです。受益者負担はなしになっております。県、国の委託金については、353万202円。町の補助金116万1,250円。計469万1,452円となりまして、県、国の委託金が75%、町の補助金が25%ということになります。

支出も述べたほうが。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 収入だけで。7年度についても令和6年度と収入についてはほとんど国と町の補助金の比率は一緒ということですね。次にですね、令和7年度は今途中

なのですが、令和8年度以降について県、国の委託金や町の補助金は続くのか、継続したというかお伺いたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 令和8年度予定ということでご了承いただければと思いますが、令和8年度以降の国、県、町の財政支援についてですが、現在行われている令和7年度までに行われている国の地域スポーツクラブ活動体制整備事業としての委託についてですが、令和7年度をもって終了するという事になっております。

令和8年度からは新たな枠組みで制度設計されておりまして、令和7年度までは委託方式ということで行われていたんですが、令和8年度から補助方式という形になる関係で、国と県が3分の1ずつ、市町村が3分の1ということで、それぞれが3分の1ずつを負担する仕組みというような形に移行するという方針が国から示されております。

ということで、令和8年度からは町としての財政負担が発生するという事になります。令和9年度以降については、現時点では情報がないので分からないということになっております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 委託金は令和7年度で終了してしまい、なおかつ令和8年度から新たに補助方式に切り替えると。それについては県、国、市町村で3分の1ずつと。そうしますと、これはまだ8年度入ってないわけで、吉岡町とするとこの3分の1に相当する予算は当初予算に計上していますか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 当初予算は計上しております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうしますと、今、町も補助金約110万ほど6年度、7年度出しますよね。これがなくなって3分の1のほうへ切り替わるのかどうか、この辺いかがですか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 切り替えるというか、結局この国の制度を委託の補助もそうなのですが、こちらの制度がまずあってそこに対する経費で7年度までは75%と25%、8年度から3分の1ずつということになるんですが、それ以外に補助対象経費というものも当然ありますので、そういったところで、経費、町の財政負担というのはかかるというふうに認識しておりまして、そちらについては、当然当初予算のほうには計上してあるということになります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 部活動の指導に当たる学校職員ですね、部活動指導手当というのがあろうかと思うんですよ。これは現在日当が2,700円だと。これが3,900円に増額するとあります。

これについては国の支援になるのか町の負担になるのかお答えをお願いいたします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 部活動手当につきましては、県費負担教職員ですので、県費で全て賄われてる。もちろんその県費の中には、国からの補助金、国が支給する給料の分も入っておりますが、町の負担はございません。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 町の負担がないということは助かります。

次にですね、受益者負担の導入を検討しているのか、もしも受益者負担の導入を検討していればその内容についてお伺いをいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） これまで学校教育の一環として行われてきた部活動は、指導に当たる教員の献身的な活動により、保護者の皆様の費用負担が極めて低く抑えられてまいりました。しかし、令和8年度から国の支援が委託から3分の1補助に移行する中で、持続可能な活動環境を維持するためには、一定程度の受益者負担の導入は避けられない課題であると認識しております。ご質問の検討状況及びその内容については、現在、次の点で検討を進めております。

一つ目として参加費になりますが、こちらの設定について、地域クラブへ移行した際、指導者への謝礼や保険料、スポーツ少年団登録料などを賄うため、月額1000円程度の参加費を設定する方向で検討をしております。

経済的困難世帯への二つ目として、経済的困難世帯への配慮として、受益者負担の導入により、子供たちの活動機会が失われることがあってはなりません。吉岡町では生活保護世帯や就学援助対象世帯に対して参加費の減免制度や、助成制度の創設についてもあわせて検討しています。

ここまでが現時点での検討内容となっており、町としては、受益者負担は、単なる負担増ではなく、質の高い指導を安定的に受けるための対価としての側面もあり、町としては、行政、家庭、地域がそれぞれ責任を分担し、吉岡町の宝である子供たちが充実したスポーツ・文化活動を継続できる仕組みづくりに全力で取り組んでいきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今、受益者負担の導入として月額約1,000円を見込んでおると。持続可能な運営のためには1,000円というのが必要だということなんですが、

これは経済的困窮者に対しては、町はどのような配慮を考えているのかお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほど答弁したとおり、今検討中ということで、低所得者部分であるとかそういったところについては何かしらの手当てというか、制度仕組みというのは必要かというふうには考えております。その辺はこれからの制度設計ということでご理解いただければ。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 国ですらね経済的困窮者に対して、月額1,000円から3,000円の範囲内で、全額を国と自治体で半分ずつ負担するというような発表がありました。これは去年の12月26日付なんですが、なおかつ文科省はこのための予算を9億円計上しているというデータがありました。

また、新たな財源の確保として、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど、寄附等を活用して、公的資金等、受益者負担以外の財源を多様化させる必要はあるかと思いますが、この辺についての考えはございますか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今、議員がご指摘あったようないわゆるふるさと納税だとかそういったところも、地方財政状況の厳しい中で財源確保というのは重要かと思っておりますので、そういった形で、取り入れるものがあれば、検討していきたいというふうに考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次に部活動の地域移行から地域展開へ、令和7年5月スポーツ庁と文化庁は、有識者会議を開き、地域クラブ活動のあり方について最終報告書を取りまとめました。地域移行という名称を地域展開に変更し、令和8年度から6年間を改革実行期間としてこのうち、令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期に設定した。次期改革期間内に原則、全ての学校部活動で休日の地域展開を実現し、地域クラブ活動への転換を目指すとあります。

そこで、地域移行から地域展開へということで、具体的には何がどのように変わることなのかお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 国が、地域移行から地域展開へと、国が用語を変化させた趣旨は、部活動を単に学校から切り離し、そのまま地域に移すと誤解を払拭するため、そして学校と地域が相互に連携し、地域全体で持続可能な活動環境を構築するという前向きな改革の理念を明確にするためのものであるととらえております。ただ吉岡町で

は、地域移行の検討に取りかかった令和4年度当初から、このたび国が言い換えた地域展開の趣旨で進めており、町にとっては、地域展開への用語変更による影響はございません。

平日の地域展開の取組の加速化については、教育長より答弁をさせます。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） それでは平日の地域展開についても、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、先ほどの廣嶋議員の質問にあって私が答弁した内容で、ちょっと誤解が生じると後で訂正になってしまうので、今、説明をさせていただきますけれども、先ほど廣嶋議員が部活動指導手当が2,700円から3,900円に増額したとおっしゃった。その部分は、この地域展開に関わるうち兼職兼業をした教員ではない、それ以外の教員が部活動の指導に関わるときのものでありまして、その辺の費用については、県費で賄うと、兼職兼業の教員の分については、ほかの指導者と同じように、こちらのお金から出るということを補足させていただきます。

それでは平日に関してなんですけれども、この平日の部活のあり方というのは、やはりこの地域展開、地域移行が始まるときから非常に重要なものであるというふうを考えておりまして、廣嶋議員が令和2年第4回、12月2日に、この場でご質問いただいたこれからの運動部活動の在り方についてというところで私がこのように答弁しております。そのときに文科省通知で、部活動改革についてということで地域展開という話、移行という言葉が出なかったんですけれども、この働き方改革に伴って中学生が部活動の延長として参加できる地域のスポーツ環境の人的整備とともに、これまで部活動顧問と師弟関係を、地道な練習の積み重ねのもとで育まれてきた、生徒の自己肯定感や学習や学校生活への意欲向上、健全な心身の発達など、学校の生徒指導的側面へ、部活動が果たしてきた貢献の部分はどう持続していくのかという課題も、私としては解決していかなくちゃならないと答弁しております。

そのときの懸念もあったわけですがそれから約、もう今、令和8年ですから5年半たっておりますが、この平日については、このように今考えております。

結論から申し上げますと、吉岡町において現時点で平日の地域展開を進める考えはございません。令和8年度からの改革実行期間においてもまずは休日の地域展開を安定的持続的に定着させることが最優先であると考えております。まず、今、町で進めている地域クラブ活動を、休日から平日にまで広げるとしたときに指導者の確保ができません。ほかの地域クラブを探して受皿にしようにも今のところ、受皿がございません。仮に受皿が見つかって、一般的に練習場所が広域になってしまうための、その場所への移動時間の問題、また、会費などの経済的負担増などの課

題があることが、全国の事例からも分かっております。

しかし、それ以上に、子どもは平日については学校における生徒の自主的な活動である、いわゆるこれまでの部活としての意義を大切にしたいと考えているためです。

中学校生活において部活は単なる技術向上のみならず、学校の先生方の指導を得ながら、異学年との交流を通して、生徒自身の自主性・社会性を養うための学校教育としての貴重な活動の場であります。授業では見えない別の姿を見せる生徒もいます。部活が学校生活の充実感を高める場となっている生徒も存在します。先生方も、一人一人の生徒を授業だけでなく、放課後の活動の姿から多面的に理解することにもつながっております。言い換えれば、子供一人一人が持つ多面的な姿を学校の複数の先生方が見とることができるのが、今、行っている部活の大きな意義です。

このように生徒が放課後生活の拠点とする学校施設や町の施設において、気心の知れた教職員や仲間と一緒に活動することの、教育的効果は極めて大きいと認識しております。したがって、休日においては地域展開を着実に進め、平日は引き続き学校の教育環境の中で、生徒が安心して、自主的な活動に打ち込める体制を維持していきます。私はこれを吉岡モデルとして構築したいということを目指しております。

今後の国の動向や社会情勢の変化は注意しつつも、吉岡町の生徒にとって最適で無理のない活動充実に努めてまいります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 確かに休日移行を優先して、平日については今後見ていくと。ただここで一つ問題になるのは、休日で地域クラブ活動で指導者がいて、なおかつ平日は学校の先生なりの指導になるわけですね。

そうしますと、ここで指導方針の違いとか、そういうのが発生する可能性があると思いますので、その辺はどのように考えておりますか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） その点も、まさに国が地域移行を始めるに当たって非常に懸念されたところでありまして、吉岡町では、教員と顧問の先生と同じ種目を担当する地域指導者の座談会を定期的に設けております。

これは生涯学習室の担当事務局の者がそこに入って意見交換をして、指導方針等のこと、お互いに困っていること、この情報を共有して、解決を図りながら、生徒が安心して、平日、休日に、その種目に打ち込めるようにしていっているところです。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） まず座談会等でコミュニケーションがとれば、子供たちがスムーズに活動できるように指導をいただきたいと考えます。

次にですね、令和7年12月22日、文科省は公立中学校の部活動を地域のスポーツ文化芸術団体に委ねる地域展開、地域移行に関し、改革推進に向けた新たな指針を策定しました。受皿となるクラブ活動に対する認定制度を設けて、安全安心な環境を担保することなどが柱となっています。認定制度とは、呼称が認定地域クラブ活動で、技術力向上を目的としたチーム、スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築とあります。主な要件として活動時間、低廉な参加費、指導体制、安全確保、学校等との連携があります。

認定制度の受け止めと対応についてお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、文部科学省が策定した新たな指針における認定地域クラブ活動制度は、部活動の地域展開を質、量ともに担保するため、極めて重要な部分であると認識しております。これまで地域展開を進める上で大きな懸念事項であった活動の安全性の確保や、過度な費用負担の抑制、指導の質の維持といった課題に対し、国が明確な基準を示したことは、生徒や保護者が安心して、地域活動を選択できる環境整備に資するものであり、前向きに受け止めております。特に、競技力向上のみを目的とする民間のスクールの活動等と、学校教育の延長線上として、地域クラブ活動を明確に区分するこの制度は、吉岡町が目指す多様な生徒が等しく、スポーツ文化活動に親しめる環境づくりと合致するものと考えております。

具体的な対応については次の課題を整理した上で、段階的に検討を進めてまいります。

一つ目として、まずは町の地域クラブに対し、国が示す認定要件をクリアできる状況にあるか、詳細な聞き取り調査を実施します。特に指導者の確保や運営費の調達など、現場が抱える現実的な懸念事項を丁寧に吸い上げる必要があると考えております。

二つ目として、国が求める低廉な参加費の維持については、運営主体への支援や公的な助成の必要性も含め、本町の財政状況と照らし合わせながら、持続可能な仕組みを慎重に吟味します。

三つ目として、認定制度の具体的な運用方法については、他自治体の事例や県内他市町村の動向を十分に注視し、吉岡町において混乱が生じないように、万全な準備を整えてまいります。

令和8年度からの改革実行期間に向け、理想のみを求めるのではなく、吉岡町の子供たち、そして活動を支える地域の方々にとって、真に持続可能な形はどのような

ものか、現場の声を大切にしながら、一步ずつ着実に取り組んでいく考えです。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 確かにこれから運用するわけですから、他を参考にする等は必要かと思えます。

それですね、この認定制度というのは、団体が申請して市町村が審査の上これ認定するわけですね。なおかつ認定の有効期限は最長3年というふうに言われておるんですけども、その範囲内で設定すると、3年たてばまた再認定ということになるんですか。まだ実施されていないので、実態はよくわかんないんですけども。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 認定制度ということからいきますと、そのような形になるんですけども。ただ、吉岡町の場合は、受皿が、先ほどから申し上げてる本当に地域の方でございまして、3年経過したときに指導者がきちっと整備されていけば、基本的には、引き続きお願いできるというふうに踏んでおります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 改めて3年で再度また書類等、申請してというのは大変なことですし、今の答弁では納得いく方法だと思います。

次に3番目、（3）吉岡町部活動地域移行検討委員会では、令和7年度第1回6月に開催し、第2回を8月に、第3回を12月に開催して多岐にわたり協議をしてきました。令和7年4月26日現在では生徒数665人のうち、82%に当たる546人が各部活動に、部活に所属しておりました。3年生が退部した後は、1、2年生の生徒数446人のうち、81%に当たる362人が部活動を続けております。

今後のスケジュールについてお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 議員から詳しくお示しいただいたとおり、吉岡町において休日の部活動は、全校生徒の約8割が所属する中学校生活の根幹をなす活動であると改めて認識しております。これほど多くの生徒が活動している現状に鑑み、地域展開に当たっては、活動の受皿を絶やさず、質の高い環境を維持することが我々の責務であると考えております。

ご質問の吉岡町における今後のスケジュールといたしましては、検討委員会での協議に基づき、令和9年9月を、休日の部活動を完全に地域移行する期限として設定しております。この期限を逆算した工程で現在進めているところです。

令和7年度、8年度、町の体制整備期間とし、その期間に検討委員会において協議された内容をもとに受皿となる指導者の確保や運営ルールの細分化、また、先日国から示された認定地域クラブ活動制度への対応についても精査し、円滑な移行に向

けた準備を整えてまいります。

令和9年9月に完全実施となり、この時期までに、休日の活動主体を学校から地域へと切り替える休日の全部活の地域展開を達成し、持続可能な活動環境の確立を目指していきたいというふうに考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 目指すは令和9年9月ということで、分かりました。

最後にですね（4）保護者の負担軽減についてお伺いいたします。まず、地域移行後も活動場所への移動手段の確保として、町所有車の使用を認めるのか、お伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町所有車両の使用についてのご質問ですが、公用車については公務に使用するのが大前提ということになります。

しかしながら、町有車両の使用については現状の扱いと同じというような対応となります。吉岡町学校教育関係補助金交付要綱該当大会における応援での使用は、一定の条件がありますが引き続き認めるというような形になります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） ほかの町村ではですね市町村も含めて町村で運転主付きで、部活動の送迎を行っているところもあるんです。

吉岡町はこれについて考えをお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほど答弁したとおり基本的には部活、休日の部活の活動について、選手、監督等については補助金の制度というのがありまして、そちらのほうで補助の対応をします。以前、同じご質問、ご指摘もありましたが応援の場合、そういったところの時には、冒頭に答弁したとおりマイクロバスの利用等は認めるというような形になります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今のところ運転主付きで、応援団についての車貸出しは考えていないということですね。これについてはですね、他市町村も運転手付きで送迎してるところも、実際あるんですよ。だから、今後ですね。保護者負担軽減等も考えれば、十分検討していただきたいなと思います。

次にですね、地域移行後も大会に参加する生徒への支援などは、継続して実施するのか伺います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほどの質問と同様の答えになってしまうんですが、町

補助金交付要綱の該当大会については引き続き、交付の補助金の交付の対象となります。それは具体的には交通費、借上げのバスであるとか、宿泊費であるとか、登録料であるとかそういった形になります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 例えばですね、町の生徒が、町外の団体に所属してるという生徒の数については把握しておりますか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 申し訳ありませんが手元に資料がないので、数字の答弁ができません。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 仮に例えば近隣のところの団体に吉中の生徒が所属しているとすれば、その団体が例えば県大会、全国大会などに行く可能性もあるわけですよね。そのときに、行く人は外の団体なんだけれども、行く本人は吉岡町の児童生徒ですよね。その生徒に対する支援を行うこと、行うのかどうかですね、お伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現時点ではですねあくまで部活動、町の中学校の部活の地域移行、地域展開、週末ですねそういった形でいくものに対して交付の対象となってるんですが、今言ったいわゆるクラブチームとか、そういった形での大会の参加については、現状では制度自体はないということになりますので、それはちょっと調査させてもらって、するかしないかは別としてもちょっと情報を集めたいと思います。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今まで想定されないような事例が今後出る可能性があると思うんですね。ですから、その辺もちょっと考慮していただいて、こういう場合だったらというようなことで検討いただきたいと思います。

またですね、仮に今、表彰制度みたいなスポーツ協会で行っておりますよね。1年間優秀な成績を収めた、生徒をまた社会人を表彰していると。これについてですね、今と同じような内容になるんですが、他の団体に所属してて、例えば、全国で優勝したとか、何か仮にそんなことが発生した場合、町としてその生徒への表彰とか、そういうものは考えているのか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今のいわゆる全国大会であるとか、上部団体大会ですかね。大会に出た子供たちに対して表彰制度ってあるのですが、今地域展開の関係で、ほかのクラブチームに入っている場合のというようなご質問ですのでその辺ちょっと

と整理していきたいというふうに考えていきます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 実際には今把握できない部分、これから想定される部分もいろいろあるかと思えます。その辺も児童生徒たちは一生懸命やった結果として全国大会で上位入ったり何か、するわけですから、その辺も十分考慮していただいて、今後、本人に対する配慮をお願いしたいと思えます。

県の教育委員会は、今年2月12日、昨年9月1日時点での実施状況を発表しております。県内の市町村立中学校153校のうち、休日に地域移行を行っているのは98校、全体の64%で前年より39校増加したと発表しました。

県は新年度受皿となる地域クラブ活動の指導者に、市町村が払う補助を拡充するなど移行を後押ししているとしております。今後ですね地域展開を進め、町は生徒たちがクラブ活動を楽しめる環境を整えていきたいと考えます。

以上で10番、廣嶋の一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、10番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を13時とします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。5番秋山光浩議員を指名します。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） それでは、議長への通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず、個別連携協定を次のステップへということで話させていただきます。令和6年12月の議会で議会の一般質問で、産学官連携の包括協定提案をさせていただき、昨年9月の一般質問では、群馬大学発ベンチャー企業グッドアイとの連携協定について、可能性についてお伺いしました。

定例会終了後の直後でした9月26日に、個別連携協定の締結式が行われ、町側も前向きに考えていただいたことを改めて感じ、大変ありがたく思っており、少し時間が経過しましたので、そろそろ次の段階へと考えております。

今後、町側としてどんな展開を期待しているなど、お考えになっていることがありましたらお聞かせいただけますか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 昨年9月に株式会社グッドアイ様と個別連携協定を締結し、町としても、産官学連携の一つの形がスタートしたものと受け止めているところであります。

協定締結後は、まずは同社の技術や事業内容、大学発ベンチャーとしての強みを改めて整理し、町の施策との接点やどの分野で、相乗効果が期待できるかについて、庁内での情報共有や意見交換を進めているところであります。

特に、同社が取り組む環境、健康、地域産業に関する技術は、町の将来像や第6次総合計画の方向性とも親和性が高いと考えており、今後は、小規模な実証や情報交換の場づくりなど、無理のない範囲から具体的な連携の可能性を探っていきたいと考えております。

現時点では、具体的な事業化まで申し上げられる段階ではありませんが、協定を形式的なものに終わらせることなく、町にとって有益な連携となるよう、引き続き丁寧な検討を進めてまいりたいと存じます。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） まず、去年の結果などについて、少しお話をさせていただきますが、例の土壌改良剤ですね、今後は肥料といいますが、昨年の3月から6月上旬にかけて約2.6トン、製造をしました。町内ではそのうち約500キログラムを使い、主に米づくりに使用しました。

ふるさと祭りで、この米の販売をしてみようという企画を立て、JA北群渋川、それとグッドアイの協力を得て、JA北郡渋川のブースで米と野菜類の販売を展開してみました。野菜類に関しては、全て完売というよい結果が得られたのですが、肝心の米のほうが、販売結果は思わしくなく、正直申し上げ失敗に終わったと思っております。

失敗の原因は品種の選択ミスと判断しております。生産者さんのこだわりが強く、コシヒカリではなく、ゆうだい21という、品種の精米を2キロ袋で販売しました。ゆうだい21は、宇都宮大学の農学部が開発してきた品種で、宇都宮大学、通称うだいですね、うだいのUと、21世紀の21から由来された名前です。確かに評判がよい米であちこちで、あちこちの品評会などでも、優秀な賞をとっていますが、やはり群馬県内、吉岡町内では、コシヒカリやにじのきらめき以外は、なじみ不足ではないかという感想を得ました。

ふるさと祭りで売れ残った米に関しましてはこのゆうだい21に関しましては、物産館さんに置かせていただき、なおかつ販売していただきましたが、場所を変えたら問題なく売れたようです。やはり、その場所に合わせた販売も大事だと、いうことを確認しました。

昨年は、生産者さん本人の強い希望で試みたわけですが、今年のふるさと祭りでは、コシヒカリ一本に絞り、まず米の存在を多くの町民にまず、アピールをしてですね、知っていただいて、再度販売してみる旨の確認をしております。したがって前

回、前々回ですかね、のときにこの米の名前を小学生に公募したいという計画もあるんですけども、今年、事前のアピールからこの米をちょっと広め、名前を広めて、そのあと、公募を考えておりますので、公募は来年、ということになると思います。

そしてふるさと祭りでもた販売させてもらうんですが、その際の米の世間相場にもよりますけれども、年に1度のお祭り価格を設定し、賑やかな一端を担いたいと考えております。もちろん野菜類の販売も行いますが、前回より種類を増やし、再度、JA北郡渋川さんとグッドアイさんでコラボしていただこうと考えています。久々に米販売や野菜販売をしたJA北郡渋川にも大変好評を得まして、今年もぜひ協力してほしいとの申出を受けておりますので、昨年以上の展開をしたいと考えます。

この部分に関しまして、担当の課からコメントをいただけますでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） ふるさと祭りにおける米や野菜類の販売企画は、地域の農産物の魅力を広げるすばらしい取り組みであると考えております。JA北郡渋川様と株式会社グッドアイ様との協力により、地域密着の販売活動が実現できることは、地域の活性化や農業の振興にも大いに寄与するものと考えております。

また、今年のふるさと祭りでは、昨年より種類を増やすことで、より多くの方々に地域の農産物を楽しんでいただくことができると考えております。JA北郡渋川様が再度協力してくださる意向を持たれていることは、産地地消を促進するとともに、大きい意義があると思います。この両者の連携を深めることで、地域コミュニティの強化及び農業振興に寄与することを大変期待しております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 今年もですね、先月2月から、この肥料の製造を始めております。5月下旬までを製造期間とし、昨年と同様、2.5トン程度、製造したいというふうに計画しております。今はいろんな情報が簡単に伝わり、またいろんな情報を簡単に入手することができますので、この肥料に興味を持ち、使ってみたいという、県内外の団体個人からこの肥料を売ってほしいという注文が4、5件入っております。

農業関係の科を持つ高校、これ県内1校、県外1校なんですが、もう注文が入ってまして、たまたま県内の高校は、今日、この肥料を引き取っていきました。授業の一環でこの肥料を使ってもらえることは、こちらとしても、大変ありがたく、そして大変興味深く感じています。注文をいただいた高校2校ですね、注文いただいた数から、数量から考えますと、両方ともおおむね20アール、約2反の米生産をするものと考えられます。

こんなことをきっかけに、学校関係に広まることや、一般の方にも興味を持っていただくことは大変うれしいのですが、いかんせん、製造場所の関係と労働力の関係から、大きく展開していくことは、現状では限界があります。すでに肥料製造と肥料の販売に関しては、県に申請し認可を取得しており、今年は15キログラムで2,500円で販売する予定としております。販売するとなると、使いやすい商品にしなければならないことは必須で、現行の粉末状のものではなく、やっぱりペレット状、粒状のものにして使い勝手のよいものに仕上げることも視野に入れていかなければならず、そうしますと、また、その機械が必要となり、当然ながら、置き場所も必要となります。

昨年9月の一般質問時に、製造場所が手狭であることから、町に関係する施設で、今後も使用する予定がない場所があるなどしたら、そこをお貸しいただけないかという質問をさせていただきました。

検討したいという答弁をいただいたと承知しているところですが、その後、この件につきまして進展や可能性についてお聞かせいただけますか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 昨年9月にご提案いただきました肥料製造のための町有施設の貸出しについては、庁内で検討をしております。

町有施設は、地方自治法第244条に基づき、公共目的のために設置管理されているものであり、特定の事業者の製造活動に直接使用することについては、公平性や公的資産の適正利用の観点から、現時点では慎重な判断が必要であるとの整理に至っております。

そのため、町としても、引き続き検討を続けながら、関係機関との調整や情報提供などの面で支援を行ってまいりたいと考えております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） そうしますと、今のところ可能性はないほうに近いということになるのでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） はい。議員おっしゃるとおりでございます。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君）では今回はまた改めて、もしそういう施設が、あるようでしたら、もう一度その辺の検討をですね、お願いするしかできないんですが、なんか議末の私も関係してる肥料づくりということを、機械なんですけれど発酵機と言いますけれども、電圧もですね200ボルト50アンペアというまず一般家庭と程遠い、高電圧高電流でつくっております。今製造してる場所にもこの電圧電流はありませんので、

発電機を使って稼働させているのが現状です。はっきり申し上げて私はどこか場所を考えていただけるのかなあと思ってたので今回、ここを2校からこういう注文があるということは、今後も面白くなるなど思ったんですけれども、今現在そういう状況であるとなるとなかなか、今後の展開が、はっきり言って難しいなあと、非常に今現在、残念に思っております。

ではこれは、仮定、もしお借りできるようになった場合の仮定の話として話させていただきます。この肥料を製造することはですね決して難しいことではありません。

町内から出た米ぬか、おから、きのこをつくった後の廃菌床、おがくずですね、これを1体1対1の割合で、放り込んで、2日から3日かけて発酵、そのあと3日程度かけて乾燥、それで出来上がります。その量の半分を取り出して袋詰めして、また出した分だけ再投入すると、この繰り返しで、朝電源を入れて、夕方電源を切ります。週に1度15キロの袋で、10袋ぐらいですね、これを袋詰めして仕上がりということになるんですけれども、この作業をですね、実は、障害者施設の働きたい方々にやっていただこうかなあとということもちょっと念頭に入れておいたんですが、その場所が提供していただけないとなると、その夢ももう消えちゃうのかなあと、思うんですが、町長この部分について何かコメントいただけますか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） はい先ほどの答弁でも触れた町有施設、いわゆる公有財産についてお話しします。この公有財産は、行政財産と普通財産の二つに分類されます。

まず行政財産とは公共の利益を目的として使用される財産であり、具体的に道路、公園、学校などの公共施設が含まれます。原則として貸付けや売却はこれではできません。

一方、普通財産は行政機関によって管理されますが、直接的な公的目的には使用されない財産であります。例えば、用途廃止した空き地や建物などがあります。以上を踏まえると、現時点では町で貸出し可能な施設はないということでございます。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 承知するしかないですね。また、これは、協定を結んだグッドアイさんともちょっと、慎重に話し合いをして、どんな、こちらとしてどんな手が打てるか、具体としてどんな手が打てるか、ちょっと、いろいろ考えてみたいと思います。

私も田んぼ25アール、二反五畝ほどを所有しております、子供たちや兄弟のために毎年米を作っております。今まではですね、この肥料を人に提供するばかりで、自分ではまだ使ったことがありません。

去年、一昨年とほぼ同量の収穫があったことから、今年をあえてこの肥料を自分でも使ってみようって考えております。1番最初のこのグッドアグリという肥料を紹

介したときに収穫率のアップができるんだよという話もさせていただいたんですが、それも実体験としてはまだ持ってませんので、実際にどの程度の収穫アップが図れるのか。この身で体験した上で、その結果をご報告できたらと思っています。

また先日も関係してるもので、ちょっとミーティングしたんですけれども、やっぱりふるさと納税の関係も、関わってるものが、大変いいアイデアなんかも出してくれるものですから、農業体験型の企画ができないか、今検討しておるところです。今後ご相談させていただくことが多くなるかもしれませんけれども、またご指導などよろしくお願いします。

続きまして、中学校の部活動に新感覚の部をというお話をさせていただきます。他の地域から子育て世代の方々が移住してくれる、この吉岡町は、幸いなことに緩やかではありますがまだまだ人口増加傾向にあります。子供たちの増加スピードに対応が間に合わないような、間に合わないようにな身請けられる部分もありますが、まだしばらくこの状況は続くのかなと思っています。

吉岡中学校沿革史では、吉岡中学は昭和43年4月開校とありますが、実際に校舎が生徒を迎え入れてくれたのは、昭和43年度の3学期、昭和44年1月、からだだったと記憶しています。なぜ記憶してるかというと、その時移った1人だからです。そのときのその年の秋には落成式が行われ、北風で砂ぼこりが舞う中、30代半ばだった亡き元内閣総理大臣小渕恵三さんが全校生徒の前に立ち、お祝いの挨拶をしてくださったことを、鮮明に覚えております。あれから間もなく57年が経過しますが、修理、修繕、増築を繰り返しながら、今の状況があることを改めて思い返しますと、非常に感慨深いものがあります。私は昭和46年3月の卒業で、同級生は144人だったというふうに記憶しております。

現在の全校生徒数はどの程度で推移しているのか、ここ二、三年をお聞かせ頂きたいと思います。また、1学年は何クラスなのか、1クラスは何人、平均何人としていいのか、あわせてお聞かせ頂きます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の生徒数に関わるご質問にお答えします。

まず、全校生徒数の推移ですが、令和6年度は715人、7年度666人、令和8年度は668人の見込みです。

次に1学年のクラス数ですが、令和7年度は1学年から3学年まで全て7クラス、特別支援学級も7クラスです。8年度は1学年と2学年が6クラス、3学年は7クラス、特別支援学級も7クラスの予定です。

最後に、通常学級1クラスの平均生徒数ですが、7年度は30.4人、8年度は33.5人となります。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 今回は部活動のことをお聞かせいただきたいのですが、吉岡中学は土日の部活、部活動地域移行、先ほど廣嶋議員も大変詳しく、お聞きになってましたが、これが終了しており、県内トップの成果を出していると聞いております。恐らく全国レベルでも相当高い水準にあると想像できますし、誇らしく、すばらしいことだと感じております。少し前に聞いた内容では、15ある運動部系部活動が全部、土日練習がある文化系部活動、吹奏楽部、合唱部の計17が、計17の部活動が地域移行済みだと聞いた、聞いたと記憶しております。

中学校のホームページを確認させていただきましたが、この15という運動部の数に私はなかなかたどり着けませんでした。幾つかの分をですね男女別に分けてみたりまた組替えなどしてみたんですが、なかなか15という数字にならず、首をひねってもしらなければ、米沢教育委員会事務局長から、部活動運営規程、運営方針の存在を教えてください、その中に詳しく記載されていた内容を読み解き15という運動部の数、それを地域移行したことも理解できました。

今回教えていただいた、部活動運営規程運営方針は、令和6年4月1日に改正されていたものですが、常時活動している部活動が15、文化部が4、そして季節部とされているものが6、単純に計算すると25という数字になりました。改めて部の多さに驚かされましたし、顧問の先生方のご苦勞を想像すると、もう敬意しかありませんでした。運動部15、季節部が6、文化部が4というこの合計25で構成されていると理解できました。

この25という活動になってこの構成になって、どのくらいの年月が経過しているのか教えてください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在の部活動の数についてですがなかなか資料がなくてですね、役場職員の吉岡中OB、OGの情報をもとに調べた結果ですね。平成19年度にバトミントン部が発足したときからということが分かりました。したがって今の部活動の数になってから18年経過したということになります。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 吉岡は多くの子育て世代が移り住んでいただくことで、子供たちの数も増えていきますし、しばらくはこの状態は継続すると思っております。

さらに、吉岡はスポーツ少年団環境も非常に充実されており、小学校時代から様々なスポーツに触れ合うことができている。必然的に体力づくりと、技術的にも磨きがかかり、その子供たちが中学校に進学し、部活動として競い合うわけですから、関東大会や全国大会に挑戦するチャンスの頻度が増えてきたことも、成るべくして

成ってきたというふうにしても過言ではないと思います。

しかしながら、全ての子供たちに、同じ条件が当てはまるわけではありません。世の中の多様化容認が進む中、子供たちの多様性に対応できる、部活動構成も必要なのではと考えます。今現在構成されている運動系・文化系の部活動は、その全てが、勝ち負けですね、勝敗結果を伴うものや、結果として、順位や賞を求めてしまうもの、全てがそうであるのではないと思います。

小学校の頃からスポーツ少年団に所属し、その延長で迷うことなく、運動系の部活に関わる子もいれば、体を動かすことはまあ好きだが、そこまで本気に打ち込めそうもないというふうにいる子も一定数いるはずと考えます。運動が好きではないから、文化部でと、四つの文化部から一つを選択し、すんなり入部することができる子はむしろ幸せなのかも、私はそう思っておりますし、幸せなのかもしれないと思っております。

何らかの部活動に入部することは、生徒を本人の将来的な事に大きくプラスになるはずと思っても、特技らしいものを持たないことから、部活には入らず、帰宅部を選んでいる子もいるように思っております。

必ず勝敗結果が伴うことや、結果的に順位や賞を求めていくということについて、どんな印象を持たれているかお聞かせ頂けますか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 秋山議員の勝敗結果が伴うこと、また結果的に順位や賞を求めていくことにつきましての、考え方についてお答えいたします。

私は中学生という発達段階において、生徒たちが共通の目標に向かって仲間と協力し、自ら工夫や努力を重ねて、スポーツや文化活動に打ち込む過程には、大変大きな教育的意義があると考えております。試合での勝敗やコンクールでの順位を、目指して切磋琢磨する中で、協調性や忍耐力達成感が育まれることは、部活動や地域クラブの持つすばらしい側面であると認識しております。

しかしながら、一方で勝利や結果にこだわるあまり、いわゆる勝利至上主義に陥ってしまうということについては、強い危機感を持っております。勝敗に過度にこだわることで、練習が長引いて生徒の心身に健康面での悪影響を及ぼしたり、指導者からの指導が行き過ぎてしまったりすることは、厳に慎まなければなりません。この思いを吉岡町のスポーツ少年団等の指導者の皆様にも理解していただこうと、令和5年度には、日本スポーツ少年団本部長の益子直美さんに来庁していただき、益子本部長から直接、その考え方の重要性について話していただいたところでもあります。

以上のように生徒の健全な成長と安全を第一に考え、全ての生徒が楽しいと感じられることが、部活動や地域クラブ活動を行う上での大前提であると考えております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 私個人としても最初はですね一生懸命その競技、競技などに打ち込み勝敗結果を競うことや、結果的に順位や賞を求めることのほうが望ましいというふうに感じておりました、考えておりました。

一方で、多様性容認という部分に趣を置いて考えたとき、もしかしたら前提として、勝敗を競い合わなくてもよい、順位や賞ということは一切考えなくてもよい、こういう部活があってもいいのではと思うようになりました。

このような考え方についてどのような見解をお持ちでしょうか。ご答弁をお願いします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、大会やコンクールに向けて、仲間と切磋琢磨し、勝敗や結果を目指して努力する過程には教育的価値もあると考えているところです。秋山議員もこれまで、そのように感じておられたということにつきまして、共通の認識を持っていただいているということは、というふうに捉えております。

しかし同時に、スポーツや文化芸術の本来の魅力は誰かと競い合う、競い合うことだけにとどまりません。純粋に体を動かすことの爽快感を味わいたい、あるいは、仲間と和気あいあいと活動すること自体を楽しみたい、生涯にわたって親しめる、趣味として基礎を身につけたいといったいわゆるレクリエーション志向、またエンジョイ志向のニーズを理解することは、多様性を重んじる現代においても、非常に重要であると考えます。

勝敗や順位というプレッシャーから離れ、自分のペースで参加できる競わない部活動が存在することは、これまで自分には特技がない。厳しい練習にはついていけないと、活動への参加を躊躇していた生徒たちにとって、自己肯定感を高め、豊かな人間関係をつくるため、築くためのすばらしい居場所になりうると思っております。また、それは子供たちが将来にわたってスポーツや文化活動に親しむ生涯スポーツ、生涯学習の基盤づくりにも直結いたします。

競技力向上を目指す場と、勝敗を問わずに純粋に活動を楽しむ場。この両輪が地域社会の中で適切に用意され、子供たちが自分の意思で自由に選択できる環境を整えていくことは、私たちが目指すべき理想的な姿であるというふうに考えております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） そんなことから、今回は勝敗を競わなくてもよい、部活動と言っているんですかね。または順位や賞を目的にしない。それを25ある構成に加えて、いただけないかを提案させていただきたいんですけども、これも提案というより私の仮想と空想の世界なので、すみませんがちょっと我慢して聞いてください。

こんなことを考えるようになったきっかけは二つあります。一つは1月29日に厚生労働省が発表した今年の自殺者数とその内容を見たことからです。

統計を開始したのが1978年ということでしたが、昨年はその後初めて2万人を下回り、1万9,097人だったということでした。ただその中で特に気になってしまったのが、小中高生の532人という数です。内訳としては、小学生が10人、中学生は170人、高校生が352人で、2020年頃からその数が高止まりしているということでした。さらにですね、高校生や女子中学生が多く、心の健康問題が悪化し、自殺に至るケースが増えているというふうに指摘されていました。

もう一つのきっかけは、今年になり、県が始めた空想フォーラムという企画です。その部分に書いてあったものをちょっと読みます。AIを初めとするデジタル技術の進化によりできることは増えている。一方で、やりたいことを構成し、膨らませる、空想力はどうか。未来を思い描く力の源泉は空想力にあるのだ。このことをテーマとして今年、年内に3回開催されるということで、もう1回目終わっちゃいました。1月17日に開催されています。

このテーマの内容に私ちょっと感銘してしまいまして、県のリーダーが空想力を推奨するなら自分もそれに、それを試してみようかなというふうに思って、今回こんなことを、一般質問としてさせていただいています。ただ空想フォーラム、年に3回やって2回目とか3回目はまだ日にちが発表されてないみたいなんですけれども、なかなか競争率が高くてですね、私も行ってみようかなというふうに思ってるんですけど、いつ行われるか今んとこ分からないんですけど、ただ人数が50人らしいので、ちょっと高い競争率を何とか勝ち抜いてみようかなというふうに思っています。

中学校に入学しますと、それと同時に、ティーンエイジの世界へ子供たちが飛び込むことになるわけですが、思春期の少し手前となるこの世代は、多感になることは言うまでもありませんが、特に女の子は、友達関係に依存する部分が強くなるように見受けています。ですので、今回この、競わなくていい部をイメージしたときに、運動は苦手で、これといった特技もなく、体型がちょっとぽっちゃり型の中学生をイメージして考えました。

先輩、後輩関係が嫌だと思ってる子もいると思います。団体行動が苦手だと感じている子もいると思います。でもそれは仕方ないですね個性ですから。県外の高校、中

学ではありましたが、動画の拡散から、実は学校内にいじめに似た問題があったということも、ここ2、3続きました。

原因は様々あると思いますが、部活動の悩みから少し心配な生徒がいたなどという過去事例がありましたらお教え頂けますか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ご質問の部活動の悩みをきっかけに重大な事態となった事案は把握しておりません。ただ思春期真っただ中の多感なこの時期に、互いに競い合いながら切磋琢磨する過程で自分の思いどおりに活動が進まないとか、結果が出ないということなどから自分で悩み、友達とのいざこざが起こる事例があることは承知しております。

吉岡中学校では、部活動の顧問、副顧問、担任、養護教諭、場合によっては、専門家であるスクールカウンセラーなど、校内の多様な人材が、そのような生徒に寄り添いながら相談に乗り、対応しているところです。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 分かりました。よもやですね、我が町吉岡から吉岡の中学校にそんな心配は要らないと思うのですが、やはり全国で小学生が10人、中学生では170人という自殺者があるということは、私も知り、我々は、その数字というのは常に常に気にかけていかなければ、ならないんじゃないかなというふうに思いました。

前述した内容になりますが、何の抵抗もなく運動系の部活動に関われる子もいれば、体を動かすことはまあ好きだが、そこまで本気に打ち込めそうもないという、思ってる子も一定数いるはずと考えます。

そんな子供たちにですね、こんな環境はどうでしょうかという話をさせていただきます。

授業が終わって部活動になるわけですが、あえて気の合う友達同士で、おしゃべりから始められる部、そんな環境があったらどうでしょうか。

今日あったことや、今日、嫌な思いをしたなど話せる環境です。

運動部ですと、おしゃべりよりも、練習の準備が優先されがちですが、あえて一定時間、おしゃべりをさせ気持ちがりラックスしたところで練習を始めます。

私個人の感想で大変恐縮なんですけど、今私が最も興味深く見ているのが、BSエクササイズというトレーニングです。メジャーリーグのワールドシリーズでMVPに選ばれた、ロサンゼルス、ドジャースの山本由伸選手が行っているトレーニングで、元接骨院をしていた矢田修さんという方が指導を続けてきたということもあり、今非常に注目されているトレーニングです。山本由伸選手は、筋トレをしません。したがって、筋トレの用具も必要のない珍しいトレーニングです。

テレビで、時々山本吉伸選手が映りますけれども、このぐらいの投げる道具でやっ  
てる姿を多分見た方いると思いますけれども、彼は今あの練習しかしてないみたい  
ですね。向こう側にちょこっとトレーナーのような人が時々映るんですけども、  
彼が矢田修さんです。それと、女子の全日本女子の卓球シングルで、日本チャンピ  
オンに数回なって、ロンドンオリンピックの団体で銀メダルを獲得した、平野早矢  
香さんという、もう引退したんですが、この方も、矢田修さんからこれ、このトレ  
ーニングを受けており、筋トレはほぼしなかったとのこと。このBSエクササ  
イズの話はここでちょっと一旦やめておきます。

今年の1月の下旬に、子供食堂が主催する、餅つき大会につき手として呼ばれ、仕  
方なく行ってきました。4臼つかされました。そのとき何人かの小学生と話した際、  
今は学校ではあんまりラジオ体操する機会がないという話を聞きました。

私たちが小学校、中学校のときは、全校朝礼が当たり前に行われ、全校生徒でラジ  
オ体操をした記憶を記憶があります。決して当時のことを肯定するつもりはさらさ  
らありません。何十年前の話、何十年前のことと、現在を見比べること自体が間違  
ってることは私は分かってます。ただ現在の様子が想像できないものですからあえ  
てこんなことを聞いています。

現在の小学校生活、中学校生活の中で、多くの人数が集まってラジオ体操する。こ  
のような機会はあるのでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） はい。学校におけるラジオ体操の現状について学校に問  
合せた結果をお答えします。

まず小学校2校ですが、体育の授業時間や運動会等の準備体操としてラジオ体操を  
必ず実施しているわけではありません。ただ、ラジオ体操を行う機会はあるとのこ  
とです。

中学校については保健体育の時間に担当教諭の指導方針や単元内容によりますが、  
多くの授業でラジオ体操を実施している現状です。そのため、ほとんどの中学生は  
掛け声だけでラジオ体操を行うことができる状況となります。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 私たちは小学校の頃は、夏休み前に各人に、ラジオ体操のカードが学  
校側から配られました。夏休み期間中は子供会行事の一環として、毎朝その年の担  
当者の家に朝6時半までに集まり、ラジオ体操の歌を歌ってから、第一、第二に体  
操を行い、押印してもらってましたが、習慣はいつ頃からどんな理由でなくなった  
のか、分かるでしょうか。

また、実施する機会がなければ体操を実施する機会がなければ、必然的に完成度も

低くなると思うんですけども、今の小学生中学生、第二体操を迷うことなく出来る児童数、生徒数はどんな感じで推移しているかお分かりになるでしょうか。この2点お聞かせください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在町の子供たちがラジオ体操第二を行う機会はほとんどありません。小中学校では少なくともここ20年以上行っていませんので、既に第二体操を迷わずできる児童生徒は少なくなっているかと思います。

また、子育て連の夏休みラジオ体操で地区ごとに行っているかどうかについては、第二体操にまで取り組んでいるかどうかについては、教育委員会事務局では正確な数は把握しておりません。令和2年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックをきっかけに、朝のラジオ体操自体をやめ、そのまま復活していないところが多いというふうに感じております。

これらのことから推察すると、第二体操を迷わずできる児童生徒はほとんどいないのではないかと捉えております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 分かりました。ここで先ほどのBSエクササイズの話に戻ります。BSエクササイズとはですね、バイオメカニクスコーディネーションエクササイズ、こんなのを覚えなくてもいいですけど、筋肉の連携やコーディネーションに、を重視し、同社の精度を高めることを目的としており、パフォーマンスを向上させ、けがのリスクを低減させる効果があるとされています。

練習嫌いの人でもできる、多分エクササイズです。インナーマッスルトレーニングの要素も大きく含まれていて、やってるうちに徐々に呼吸法が伴ってくる事から、カロリー消費はもちろんのこと、ダイエット効果も期待できます。年頃の子供たちですから、慣れないことを人に見られながらやるということには恥ずかしさを感じてしまうでしょうが、ダイエット効果という言葉には反応してくれるんじゃないかというふうに思っております。

実際にどんなことをするのかといいますと、例えば、野球のピッチングフォームや、ゴルフスイングやり投げのフォーム、だから、山本由伸選手はこの中のやり投げのほうも非常に大事だと思ってやったら、自分に合ってるからいい結果はやっぱり出してるんだと思います。ですね、少しだけゆっくりしたスピードで繰り返して行うことが重要だというふうに言われています。

競技によっても立ち方、まあ体重のかけ方ですね、それぞれですから、いろんな協議の基本動作を行うことで、知らず知らずのうちに、体感がしっかり鍛えられいくそうです。

指導方法も決して難しくありません。もし、指導者がいたとすれば、最初からうまくできる人なんかいないよ、ていうことを伝えて、あとはメンタルケアをする、本人のやる気を継続させてやればいい。指導的にも非常に私は簡単で有効的なものだなあというふうに感じました。

あとは部員同士であれやこれや考えたり、時には動画を見たり、アイデアを出し合ったり、部員主体で部員というか、やる人間主体でやればいいだけの話です。

いや私は、勝手に描いた仮想部活、もし部活になった場合ですね、どんな流れになるのかですけれども。もう授業終了後、定められた場所に集合し、リーダーの合図があるまで、友人や、先輩後輩等、情報交換というおしゃべりをすればいいです。リーダーの合図で練習開始、BSエクササイズをしばらくの間、行います。下校時間に、それでしばらくやったら、下校時間に合わせて、ラジオ体操第一、第二をやって終了。

また、このラジオ体操というのは町長なんかもラジオ体操愛好家ですから、知っているとしますけれど、実は第四ぐらいまであるんですよ。第三になると非常にリズムカルな動きになって、第四になると今度はアクロバティックの動きになるので、あまり流行らなかったそうですけれども、第三ぐらいだったら頑張ればできるんじゃないかなというふうに私は動画で見ました。

そんな緩いクラブで部活でいいのかというふうにご意見持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、もしこんなものが、中学生の部というかも愛好会の世界だと思えるんですけど、こういうのがもしできたら、どんなふうに感じられますか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） この場で秋山議員の質問をきっかけにしまして、同じ教育委員会事務局内の職員で、保健体育の中学校保健体育の経験のある職員と話し合った結果、私が考えたことをお話しさせていただきます。

バイオメカニクスの視点というのは、保健体育科の授業においても効率的な体の使い方とか運動メカニズムを理解するための重要な要素として、この視点は取上げられているそうです。BSエクササイズをが掲げる筋肉の連携を重視し、スロースピードで動作の精度を高める手法は、インナーマッスル強化に加え、自分の体を思いどおり動かす力を養うことで、パフォーマンス向上とけがの防止の両面において極めて有効なアプローチであるというふうなことを認識いたしました。

議員のご提案は部活動のメニューにとどまらず保健体育科の事業など、教育活動全体で活用できる価値があるものではないかと考えております。動作のコツが分かってくるとこういう実感は、生徒の自己肯定感を高め、運動に親しむ大きな契機となるはずです。もちろん、議員がおっしゃる部活動的な流れにおいても、示唆に

富むものであると考えます。

現在の学習指導要領において、部活動は異年齢交流の自発的自主的な活動により、責任感や連帯感等を育む学校教育の一環とされています。仲間と試行錯誤しながら主体的に取り組む姿は、本町がH I B A R I プランで掲げる、考えて行動できる人の育成そのものであるととらえます。一見緩やかな活動であっても、生徒が主体的に、他者と協働、協調する場は、多様な価値観を持つ現在の子供たちにとって心理的ハードルが低く、かつ、実利を伴う、提案だというふうに捉えております。

〔5 番 秋山光浩君発言〕

- 5 番（秋山光浩君） 確かに話としてこういう話をさせていただいて聞いていただいたときには、何か緩いなあというような感じがすると思いますけれど、最大の目的は、友人、先輩、後輩と情報交換というおしゃべりでリラックスした後、軽度の運動を真剣にすることで、自身の健康と健康体ですね、これの維持をしていくことだというふうに私は思っております。

最初は中身の薄いおしゃべりが続くと思いますけれども、徐々に工夫を凝らしたものの、創造力に富んだ内容に本人たちが必ずアップデートをさせてくれるはずで、県のリーダーが空想力、県のリーダーが発した空想力に感銘を受けたことは先ほど述べさせていただきましたが、最近になりましてさらに感銘を受けた一文に遭遇しました。

それは、人権作文集、明るい吉岡町の中に書かれていました。その部分をちょっと読ませていただきます。

技術の急速な発展は、私たちの生活を便利にし、そして豊かにしました。その一方で、画面の向こう側に自分と同じように喜びや、喜びや痛みを感じる生身の人間がいることへの想像力が欠如していないでしょうか。という問いかけから始まっており、想像力という単語を数回、数回使用しながら、読者全員に呼びかけるような表現になっていました。

全くそのとおりだと感じましたし、まさに今の時代に創造力が最も必要なことだと感動しました。吉岡町の教育委員会のリーダーが、このようなお考えを持ってくださっていることに、楽しさを感じましたし、本当に感謝申し上げます。

小学生時代は、小中学生時代は大げさかもしれませんが、私は人生で最も大事な時期と考えております。そんな時期に空想力と創造力を自由に積極的に、そしておおらかに発揮できる環境づくりを今後もお願いいたします。今回の、私がそれで頂いた内容を参考にさせていただきましたらありがたいと思います。

以上で5番秋山、一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時15分とします。

午後 1時58分休憩

午後 2時15分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。6番宮内正晴議員を指名します

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6番（宮内正晴君） 議長への通告書に基づいて、一般質問を行います。

まず、カーブミラーの設置・清掃要望についてです。カーブミラーの設置要望ですが、これは、吉岡町民から各自治会を通して、カーブミラーの設置要請が担当部署に来ていると思いますが、優先順位を決めたり、限られた予算で設置を行っていると思います。私のところにも自治会かなんて、自治会の要望一覧が配付されていますが、3年間で、要望した内容が削除される、というような話をちょっと伺いました。それとも、要望書類作成に条件があるのか、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） カーブミラーの設置要望について、自治会要望の一覧に掲載された内容は、3年間で削除されてしまうことに関してご質問いただきました。

現在、自治会要望一覧の掲載年度は、現年度プラス3年の4年間になっております。このことは、令和5年7月の自治会連合会定例会の場で協議され、全自治会長さんの同意のもと、決定されたものとなります。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 確かに1年プラス3年という条件になっていると思います。これだと何ですか、吉岡町って今人気のまちですよ。新興住宅がかなりあちこちにできてる状態です。そのためにカーブミラーの要請が各自治会から、出てると思います。そうすると要望書が厚くなっちゃうと思うんですよ。予算が限られてるわけですから、そんな何本も何本も立てるわけにいきませんよね。これやっぱり優先順位があると思うんですが、どういう形で優先順位を決めてるか教えてください。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） カーブミラーの設置の優先順位ということでご質問いただきましたが、基本的にはカーブミラーにつきましては、民地に建てるのが、思うであります。その民地については協力していただけるような方、そういった方が、その建てる場所が、まずは協力していただかないと建てられないという部分もございます。

また、カーブミラーの設置の費用等予算としても、限りがありますので、その辺で優先順位をつけざるを得ないというような形になっているところでございます。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） カーブミラー設置については了解しましたが、次にカーブミラーの清掃磨きですね。町のカーブミラーは、経年劣化により、ミラーに曇りが発生しているところが多いと思います。専門業者が磨きをかけないと曇りが悪化すると聞きましたが、これをまた設置と同じく、要望書を提出してから時間がかかると言われます。町で専用のセットを購入し、自治会に貸し出すのではいかがでしょうか。町長に伺います。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） カーブミラーの清掃についてでございますが、最近のカーブミラーは雨水、雨によって付着した汚れを浮かせて洗い流す特別な加工がされています。

このため、鏡面を磨く必要はなく、また逆に磨くことで特別な加工が損傷してしまう、鏡面を痛めてしまう可能性があり、この点については今回改めて、カーブミラーの設置施工業者にも再確認したところでございます。

また、これに加えて、これまでの自治会連合会定例会の場で、カーブミラーの清掃について話題になった際に、今のカーブミラーは、雨水で自然に汚れが落ちるか壊されているので、カーブミラーは磨かないようにすることの周知もしております。

このため、自治会に対しまして、カーブミラーの清掃道具を貸し出すことは考えておりません。

なお、古くて表面の曇りがひどいカーブミラーにつきましては、経年劣化が原因の場合、表面ではなくその内側から曇っていて、磨くことでは解決しない場合がありますので、今後とも自治会からの要望に応じて、予算の都合もございしますが順次交換を行っていきたいというふうに考えております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 新しいカーブミラーは清掃のことをしなくていいという話を伺いました。

でもですね、先ほども申しましたが、吉岡のほうに移住されてる方がかなり多くなる。そのために町道とかに設置要望が来ると思います。古くから古くからって言い方失礼ですが、前から住んでいらっしゃる方のところにもカーブミラーがあって、そちらのほうは経年経過が経年で磨きをかけないといけないようなカーブミラーがあると思います。確かにポールが折れちゃったりすれば、交換せざるを得ないと思うんですが、曇りが発生してるやつは、なかなか交換するというふうな話にならないと思うんです。町民の命を守るためのカーブミラーですから、予算をとっていただいて、なるべく、安全な走行をできるような形にしていきたいと思います。

次に、一時的避難所の案内板設置はということです。吉岡町が災害協定の締結の施

設や会社に災害時の一時的避難所の案内板が欲しいんじゃないかと私的には思うんですが、設置可能か、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 災害時協定を締結する民間事業者の敷地施設に一時的な避難場所である案内板を設置することに関してですが、現時点で設置していない理由として、協定に基づく一時的な避難場所は、災害対策基本法に基づく避難所の指定を行っている場所ではなく、あくまでも大規模災害時あるいは緊急時に例外的に使用させていただくための場所のあるためでございます。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 今、町長からお伺いしましたので、その件はいいとして、町民が災害時に避難場所が認知されていないと、人的被害が大きい、多大になる可能性があります。

町と災害協定を締結された企業や施設を認知していただくために、案内板が必要だと思っております。

また、災害時協定を締結を場所を防災ハザードマップに記載されると、認知度向上になると思いますが、町の見解を伺います。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害時協定締結によりまず一時的な避難場所への、ハザードマップへの掲載についてでございますが、先ほども申し上げまして、申し上げましたが、協定に基づく一時的な避難場所は、あくまでも大規模災害時、あるいは緊急時に例外的に使用させていただく場所でありまして、災害対策基本法に基づく避難所の指定を行っている場所ではないことから、災害ハザードマップへの掲載は差し控えたいというふうに考えております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） そういう話を伺ってはいるんですが、この町民に、皆さん知ってるかという、知らない方が結構いらっしやると。だから、こういう認知度はかるために、町は何かすることはあるんでしょうか。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この、一時的な避難場所という位置づけになっておりまして、現在設定してあります避難場所が仮にオーバーして、定員よりもオーバーしてしまった場合とか、そういった場合につきましては、町の災害対策本部のほうからの指示が出ていくものと考えております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 極力あれですね、町のホームページか何かで知らしめたほうがよろし

いかと思います。

次に午王頭川の側道の今後はということでお伺いします。大久保寺下集落センターから、大下屋台小屋までの午王頭川側道の法面が風雨により削られて破損や欠落を起こしていると、9月議会で質問しましたが、答弁で、渋川事務所と、協議しているとなっておりますが、協議は行ったか、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘の町道については、寺下自治会からも改修の要望を頂いております。

一級河川後王頭側沿いの町道の河川側法面に損傷が見られますが、河川の一部であり、河川管理者である県渋川土木事務所が管理しております。

ご質問の件に関しましては、建設課長から答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 昨年9月の定例会後、渋川土木事務所と協議した結果、河川沿いの町道の路肩部分の損傷が大きい箇所や、町道の舗装持ち上げるように隆起している部分の樹木の根を削るなどの補修工事を町として実施する方向で検討しております。

また、河川内の樹木伐採に関しては、治水上の影響を考慮し、河川への影響を与える川の流れを阻害する箇所から優先的に対応しているとのこと。本箇所は、河川の流れを阻害している程度は低いので、優先度が低いとのこと。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 道路の欠損の話とつながりますが、落下防止のフェンスが側道沿いにずっと張られています。こちらのほうも、風雨により土壌が削られて傾いているところがあります。

こちらのほうの保全はどうなりますか。お願いします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 午王頭川側道のフェンスの安全性につきましては、歩行者に支障が生じ、歩行者の安全性が保てないと判断した場合には、渋川土木事務所と協議の上、フェンスの修繕を実施していきたいと考えております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 事故があつてからでは遅いので、早急な対応をお願いいたします。

側道の件についてですが、スーパーツルヤの南側午王頭川の側道に今ごみ不当投棄禁止の看板が100メートルの間で6本も設置されています。

これはどう見ても、異様に見えるんですよ。なぜこういうことになったのか。無駄な設置じゃないんですか。ということをお願いしたいんですが、もうこれ撤去するのもお金がかかります。設置と撤去、これ両方にお金がかかる無駄遣いじゃないで

すか。これやっぱり設置する前に検討の余地があったのかどうか伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 議員がご指摘の看板につきましては、不法投棄の状況がひどいため、令和6年度に地元自治会からの対策の要望があったのを受け、設置したものとなります。

看板設置のときには、住民環境室の職員3名で、軽トラック3台分の不法投棄のごみを清掃した経緯があり、現在のごみステーションの見回りの際にパトロールを行い、不法投棄のごみを見つけたときには片づけている状況であります。

看板の設置前と比較しますと、今、除草等も除草管理のほうもしていただいております。大分不法投棄も減少したと考えていますが、看板の効果もあるものと捉えています。自治会要望に基づく、看板でありますので、当面は現状のまま様子を見ていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今おっしゃったように確かにこれ、地域住民からの要望で建てられたとは思いますが。ただ、現状、今おっしゃったように、草刈りをしてあると。ごみの投棄というのは、あんまりないんですね。今住民が、通ってる車で通過する道路になっているので、なかなか不当投棄というのは行われなと思います。看板せっかく設置していただいたので、撤去し、すぐしようという話にはならないんですが、やっぱり設置するときには、あれはちょっとと考えるんで、設置の仕方をちょっと、次からは、考えてください。お願いいたします。

次に防災意識向上の取組ということで、昨年11月16日に避難所開設訓練が明小学校の体育館で行われました。町長もいらっしゃって段ボールベッドや簡易仕切り設置等の訓練、避難所生活の役割分担、ルール作りや、やり方を学んでいました。大変良いことだと思います。

また、ジョイフル本田、カインズホームも避難所で使われる、また、災害時に使用するソーラーパネルとか、専門の設置を行っていました。

群馬県は、災害が、起きにくいというか、他県に比べて低くなっております。そのため、防災意識が低いと言われていますが、防災意識向上として、町として何をやっていくのか伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災意識向上の取組についてですが、先ほど委員もおっしゃった避難所開設訓練や、令和8年度に実施予定の町総合防災訓練などの場で、住民参加型体験型の訓練を行っていききたいと考えております。

さらに、よしおか防災デイズやよしおかふるさと祭りなど、各種イベントの場も活

用して、住民全体の防災意識の向上を図っていきたいと考えております。

また、その際には、町と包括連携協定や災害時協定を締結している事業者様にも協力を頂きながら、誰もが気軽に楽しく防災について触れられる機会をつくっていきたいと考えております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 町長の考えが町民に浸透するように、私からも、願いたいと思います。

次に児童生徒の暴力行為はということで、2024年度に群馬県内の公立小中学校で発生した。暴力行為は昨年度比96件増の379件で過去最多になっております。

町内小中学校での暴力行為は発生してますか、教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ご質問の学校の暴力行為の認知数につきましては、毎月、各学校から教育委員会事務局への報告により把握しております。

今年度は、中学校ではゼロですが小学校で増えている傾向で1月末現在、14件の認知がございます。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 町内小学校、小中学校で暴力行為が発生すると、教育委員会ではどのように対応しているか、調査から解決策までお願いいたします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員の質問の暴力行為ともう一つ、いじめの問題であります、この暴力行為といじめについては、切離して考えず、両面から対応していくことを大切にしております。

暴力行為が認知に至るケースは様々です。教員が見えるところで起こった場合もあれば、休み時間など大人がいないところで起こりそこに合わせた児童生徒や本人からの訴えがあった場合、また、帰宅した児童生徒から、保護者が聞いて学校に訴えがあった場合、また、吉岡町子ども支援アプリ、よしログというタブレット上のアプリがありますが、このよしログで児童生徒がタブレットに生活や心の様子を打ち込んだ内容や、いじめに関する相談内容から知る場合もございます。

学校は暴力事案を認知した場合、教育委員会事務局としてはまずは学校の対応、指導の状況を把握することに努めます。学校では、聞き取りによる等により事実確認をし、それをもとに、当事者同士で話し合わせたり、振り返らせたりして反省を促すとともに、関係児童生徒の保護者にも連絡をします。

ケースによっては、警察に相談することも躊躇せず、警察官から直接の指導を仰ぐことも想定されます。当事者同士、保護者同士が事実関係に納得し、和解が見られた場合でも、3か月程度はしっかりと関係者間の様子を経過観察し、その状況を校

内で共有していくことになります。

教育委員会事務局では学校からの暴力行為を把握した場合、学校からの状況の聞き取りを行い、解決に至ったと考えられるまで継続して月例報告を求めているところ  
です。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 今、暴力行為やいじめの話が出ましたが、群馬県では2024年度、  
4,731人が不登校になっております。11年連続で増加しております。県教育  
委員会でも対策を行っているようですが、十分ではないような感じです。

この状況を吉岡町の教育委員会ではどう考えていますか、教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ご質問の不登校に関する吉岡町としての考え方を説明いたします。ま  
ずは最も大切なのは、未然防止です。そのためには学校の教育活動の充実を図るこ  
とが重要です。

その充実のために、一人一人の児童生徒の学びの成立、自己肯定感の醸成、多様な  
活躍の場を創造することに努めています。町では、人的配置として低学年の学級や  
特別支援学級に入る補助員、マイタウンティーチャーを配置するとともに、各学校  
では、授業等におけるタブレットの活用や体験活動の重視、子供たちが活躍でき、  
達成感の味わえる行事遂行など、様々な工夫を凝らしています。また、児童生徒の  
悩みや相談事を早期に早く把握し、対応することにも力を注いでおります。

また、学校に入りづらくなった児童生徒には、校内教育支援センターである相談室  
や保健室で対応することもございます。学校に気持ちが向きにくくなってしまった  
児童生徒には、相談員が家庭訪問をして、子供や保護者と話し合ったり相談したり  
する、Y`ODS事業、吉岡町オープンドアサポート事業、これを行うとともに学  
校外に、教育支援センターとして、触れ合い教室とひばりの家の二つを用意してい  
ます。ふれあい教室は学校復帰を目標とし、ひばりの家は、学校復帰を第1としな  
いことが大きな違いです。

このように不登校傾向の児童生徒一人一人の気持ちに寄り添った対応ができるよう、  
学校内外に、段階的な体制を整えているところです。

町内の不登校児童生徒の割合は、年によって上下はあるものの、やや減少傾向にあ  
ると捉えております。全国や県は増加傾向が続いておりますが、吉岡町はやや異な  
った様相です。これまでの施策の効果であると判断するのは早計ですが、これから  
も子供一人一人に寄り添った対応をしていく学校教育行政を目指してまいります。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 吉岡町は、減少傾向という話ですが、今、世間で話題になっているのが、

生徒による暴力行為の動画配信、これが結構何件か発生してます。吉岡町ではこういうことはないと思うんですが、やっぱり事前の教育、こういうことが必要だと思います。その点を教育長自ら、学校等をお願いして、携帯を持ってるのは、小中で小学校はいらっしやらないとは思いますが、そういうのを注意していただきたいと思えます。

次に児童生徒の自殺防止についてお伺いします。いじめによる精神的苦痛を受けて亡くなる方がいらっしやいました。県の教育委員会では教職員や生徒や保護者の適切な関わり方を学ぶ動画を作成し、校内研修で活用してもらうことになっているが、町内小中学校の教職員には、この2本の動画を確認しているか、教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員ご指摘の当該動画につきましては、町教委から学校へ通知を発送し、校内において教職員に対して視聴するよう呼びかけていただいております。

学校に確認をしておりますが全ての職員が同時に視聴したということではありませんが、職員が個々に視聴し、その内容を児童生徒や保護者との適切な関わり方に生かしているものと判断しております。

〔6 番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 動画は自殺行為を防ぐために作成されたものです。原因である、いじめも根絶しないといけないと思えます。いじめ行為は人権侵害です。いじめてる生徒、は理解していないこういうことが多く感じられます。いじめを防ぐためには、対策が大事です。その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、6番宮内正治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を15時とします。

午後 2時44分休憩

午後 3時00分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。9番飯塚憲治議員を指名します。

〔9 番 飯塚憲治君登壇〕

9 番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚、通告書に従いまして一般質問をいたします。

質問が二つあります。一つ目、一つ、1項目めの質問は、吉岡町都市都市計画マスタープランのその考え方をお尋ねします。

本日は少し変えた報告、方向、視点からの事柄について、質問したいと思えます。それぞれの事柄は、今回のマスタープランが想定する期間内にほぼ確実に到来すると思われる出来事であり、これには町として対応していかなければならない、大きな問題であると思うからであります。

まず、そのうちの質問1、マスタープランの目指す20年後のまちの姿を、どのようにしようとしているのかを質問します。今回のマスタープラン改定は、20年先の将来を見通して、約10年先までの行動計画を策定すると、さきの議会にて答弁を頂いております。10年先とは本町の人口が、ピークを迎え、それ以後は減少に転ずるといふ、まさに、ターニングポイントとなる年です。そのポイントまでにはさらにその先の10年後を想定したまちづくりの基礎が完成していることが重要でしょう。したがって今からの10年間で今までの吉岡町の歴史にもない、それほど重要になる時期だといえます。

そこで伺いたいのです。20年先の吉岡町の姿をどのように設計しているのでしょうか。そして、そのために今後10年間で、どのような計画、実施をしていくのか。そのお考えなのかどうかをお尋ねいたします。今回のプランは、吉岡町の将来を決定づける今までにないものです。土地計画、土地利用計画のみでなく、全体像についてお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 都市計画マスタープランの改定については、昨年からは着手し、令和9年3月の公表に向けて作業を進めているところであります。総合計画では、思いをつなぎ、未来につなげるまちづくり吉岡を将来像に掲げております。

議員おっしゃるとおり、おおむね10年後には、吉岡町の人口が減少する予測となっております。そのような中でも、未来の住民のために、町の魅力を高め、今よりもっと住み続けたいまちづくりを推進してまいります。

先日、テレビ放送で、過疎のトンネルの先にはというタイトルで日本最少人口850人ほどのとある山間の町が紹介されておりました。過疎債等を含め、各種補助金を駆使して、箱物づくり、観光施設整備を進めてきたが、人口減少化や、観光施設の利用者減少が進む一方、過疎はとまると思って、各種諸事業を展開してきたが、とまらない。先行き不安、将来への不安が募っている。そんな中、町行政職員等が一体となって、工夫次第で、経済効果が上がると住民等と地域でのつながりを大事にしなが、住む人々が幸せを感じるまちづくりを進めていきたいと。その町長は期待を込めてコメントしておりました。本当に頑張ってほしいと願うばかりです。

でも、どうしても、どう対応しても、過疎はとまらない、といひます。今後の町政運営を攻めから守りに転じ、そんな決意も示されておりました。時代の流れにもがき、苦悩しながら前を見ている。そんなまちがあることも念頭に、人口増加の我が吉岡、希望頂き、将来に向けたまちづくりを、職員等と一丸となって、取り組んでいきたいと思ひます。

議員各位のお力添えもあわせてお願ひしたいと思ひます。都市計画マスタープラン

の全体像と、検討状況については、建設課長から答弁させます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在、都市計画マスタープランの改定を進めております。

これまでに吉岡町の都市計画上の課題や町民ニーズの整理を行い、昨年12月には第1回吉岡町都市計画マスタープラン等検討委員会を開催し、委員の皆様にご議論を頂いたところです。現在、まちづくりのほう針や将来都市構造、具体的な施策の検討を進めております。

全体像につきましては、将来人口が減少する時代に入っても、持続可能なまちづくりを行えるよう、自然や農地、開発との調和のとれたメリハリのあるまちづくりの実施や土地利用計画の策定、自動車以外の移動手段も選択できる地域の構築、子連れでも出かけやすく楽しめる場所の確保、新たな産業拠点の創出などを基本的な考え方として、改定作業を行っております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 全体像に、伺ったんですけれども、全体像は、今まで、町長が都市計画の中で生まれてきたようなものというふうに理解いたしました。それで、持続可能ということが最も大切だと思います。

次に、2番目、来るべき人口、来るべき人口8,000万人時代への準備をどのように考えているか。そして今、取り組むべき施策に関しての質問です。

日本は2050年には日本人の人口が8,000万人になるであろうとの予測があります。現在に比べて、4,000万人以上の人口が減少するわけです。そのような状態になると何が起こるのでしょうか。空き家の増加、商工業施設の減少、農業従事者の減少、町にとっては税収の減少などです。これらは、最近マスコミでも報道されている、限界集落に近づいていく集落の一手手前の基本的なパターンです。トンネルの向こうにという今答弁が町長からありました。そういうところの限界集落に近づいていく、その一手手前に入ってしまうんですね。

しかし、幸い吉岡町は、新聞の報道によりますと、持続可能、群馬県でも持続可能な、自治体というふうになっておりますが、そればかり喜んでいては駄目です。これからしっかり将来に向けて取り組んでいくということが必要だと思います。この2050年には吉岡町も現在に比べて、14%の人口が減少するとの予測があります。これもある新聞の発表であります。これらの課題を考えたとき、これから実施すべき施策がますます重要と考えます。

この課題に対する、人口減少時代、これを迎えるに当たって、課題とする現在の考えをお尋ねいたします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 人口については、国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人権推計において、吉岡町は令和17年、2035年をピークに下降に転じるとされており、以降は当然減少し続けることが予測されます。

現在の考え方でございますが、人口減少においては、よほどのことがない限り、日本全体として避けられない問題であると認識しております。そのような中で、町としてどうしていくかについては、町長が先ほど申したとおり、未来の住民のために、町の魅力を高め、今よりもっと住み続けたいくなるまちづくりを推進していくことと、町民の生活を最優先に据え、財政状況を踏まえつつも、将来に向けた必要な投資は積極的に進めていくこと、これに尽きると考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今、概要的なお話を答弁頂きましたが、それでは、具体的にはどんなことを考えているのか、お尋ねいたします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほど述べたとおりですね、将来に向けた未来への投資いわゆる、企業団地の造成等はまだ既に進んでおります。そちらを踏まえつつも、町民の方がこれからも町に住み続けたいくなる、そういう環境を町として整備していくことが重要だと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ちょっと具体的にはあんまりお聞きできなかったのですが、3番目、これが重要と私は、以前から考えております。道州制への準備をどう考える、これについてです。道州制、この言葉をこの議場にいらっしゃる方々は何度か聞いたことがあると思います。

十分承知だという方も多いでしょう。道州制はこれから起こる日本の人口の大幅減少時代において、日本社会の行政区分を大改革して、行政の効率化を求めるものです。今まで何度となく行われてきました市町村の合併施策とはレベルが違います。

この話は、小泉首相の頃より唱えられてきました。15年ほど前には盛んに議論され、ある党から法案も提出されておりましたが、廃案となり、今は確かに鎮静化しております。

しかし、人口減少の状況において、マスタープランが想定する年限の内には、この話は再度持ち上がってくるのは十分に考えられます。そのとき、本町は、北のチームに入るのか。南のチームに入るのか。あるいはこんな形になるのか分かりませんが、いずれは本町も、どこかの誰かによって、行政管理される、立場になると考えられます。

そうなれば、現在の柴崎町長のように、吉岡町住民を中心とした考えで行政を行っ

てくれる人はいなくなってしまうんです。だからこそ、その変化が訪れるまでに、町民、住民の利益を最大限に引上げておくこと、つまり、今から10年間の取組が重要になってくるものと、強く感じます。

以上の事柄は、全て人口減少という原因によってもたらされる、直接的、間接的に、本町住民に降りかかってくるものです。先ほど、課長からの答弁があった、ありましたように、人口は絶対的に減少していきます。したがって、このような状況が生まれるのは十分に考えられます。

町長このような状況下において、行政の責任者として、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 群馬県のホームページからの引用となりますが、平成18年2月に政府の第28次地方制度調査会が示した答申においては、市町村合併の進展、広域行政課題の増大などの状況を踏まえ、地方分権の確かな担い手として、広域自治体である都道府県制度について国の形の見直しに関わるものと位置づけて検討すべきであるとされ、道州制の導入が適当とされたところでございます。

現在も首相官邸に設置された政策会議の一つとして、様々な議論がなされていると認識してございます。

議員おっしゃるとおり、議論はされているものの、具体的な事案が示されているという状況にはございません。

その状況において、道州制を見据えた施策の展開については、現状特段検討しておりません。しかし、市町村合併とは比べものにならないレベルの話ではありますが、決して絵空事ではないことは念頭に置き、国や県の動向を今後も注視してまいりたいと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 十分認識されているということで一応安心いたしました。

4番目に移ります。今、町長、それから課長のほうから答弁がありましたように、それに十分に対応していく、その準備をどうするかというのが、今の都市計画改訂プランですよね。それについて、それではその中身に入ると、どういうことなのかということを質問いたします。

4番目の質問です。県道前橋伊香保線の沿線の土地利用計画の考えを質問します。つまり今後10年あるいは20年先を見たときにどういうふうに対応していく準備をしていくかということです。

これは前の質問事項1、2、3とお互いに密接に関係があるものです。これらの相互関係において、現在策定中の次期マスタープランにおける土地の利用計画が非常

に重要になってきます。前回の一般質問の答弁をお聞きしておりますが、意味が理解困難な部分もありました。再度お尋ねします。人口減少の時代、つまり、道路利用者の減少が考えられるとき、そういう時期に、新しいバイパス道路建設は、スムーズには進まないと考えられます。

そこで、将来の地域開発の発展性も含ませ、バランスある地域開発を考慮すべきです。つまり私が言いたいのは、大久保地区だけの大きな発展ではなく、町内、可能性のあるところをバランスよく開発する、その基礎をつくっておくということであります。

吉岡バイパスの中島交差点から仮称杉下交差点を経て、西へ向かい、新高崎渋川バイパスの交差点までにおいて、道路中心から一定幅の区域を商工業開発可能地域に指定しておくのが適当であると考えます。将来への発展性を準備すべきです。これらが10年先の、あるいは20年先の準備だと思えます。

この指定を今次マスタープランの土地利用計画に載せるべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 前回は答弁させていただいたとおり、吉岡バイパス沿線の商工業の利用について、大松交差点から南の前橋市境までと、大松交差点から西の駒寄スマートインターチェンジの間には、既に都市計画法上の、近隣商業地域に指定されており、町として商業の集積を図る地域としております。

また、工業の集積としては、現在計画を進めている駒寄スマートインターチェンジ西側地域と、吉岡バイパス延伸先の仮称杉下交差点付近のクリーンエネルギー関連拠点構想のエリア及び既存の小倉工業団地とする予定でございます。町としては、以上の地域を、商工業の集積を図る地域とする予定です。

これ以上の商工業の拡大は、持続可能なまちづくりに必要な自然や農地、開発等の調和のとれたメリハリのあるまちづくりや土地利用計画の考え方になじまないため、慎重になるべきと考えております。

今般、改定する都市計画マスタープランにおいて、吉岡バイパス沿線を一時的に、商工業の開発地域、可能な地域とはしない方針でございます。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 答弁頂きましたが、ちょっと、10年先、20年先には適合しないような気がします。というのは、私が先ほどお話ししたのは、バランスある、吉岡町全体の地域開発、これを目指すべきだと思いますよ。なぜそのように慎重になる、検討しなければならない。それはしないというのが私には分かりません。

例え、今回のマスタープランで指定したとしても、それが将来、本当にそこに商工

業地域が開発されるのか、それは未定です。分かりません。町がやるんではありませんから。指定したとしても、そこを収用法によって収容して何とかするという県もそういう大きな予定も多分ないと思います。

そしてさらに、土地というのは、収用法を除いて、土地、住民の使用者の権利が100%約束されているものですよ。ですからそこに何か建てたいと、開発したいと言っても、住民、つまり地主が拒否すれば100%できないわけですよ。何ら今回のマスタープランで指定したとしても、即座にそれが将来、町の開発の方向に背いたような、考えていないような方向になるということはありません。

しかし、将来そこに何か住民の希望、それは地域住民の希望があって、何かをしたいというときには、指定してないと駄目でしょう。指定しても別に何ら支障はないわけですよ。慎重にやるべきなんていうことを考えなくてもいいわけですよ。どうして自分からそういうふうになるのか、私には理解できません。指定したとしても何ら支障はないわけですよ。地域開発、それから検討会ですか。いろんな住民、その他の代表を集めてやられたと言いますが、その中にはいろいろな人が入ってますけれども、そこを指定するあるいは地域開発についていろいろな意見もある人が入ってるわけですかね。地域住民の意向というのは入ってます。私はここでしゃべってるのは、全然私の頭からだけの話で喋ってるんじゃないですよ。地域住民の人たちに何人かにお聞きしております。私たちが希望していると、実際に言ってるんですから。土地というのは住民の土地を持っている人の権利のもですよ。その人が希望しているのに、なぜ、行政としては躊躇するのか、私には理解できませんが、町長なぜなんですか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の都市計画につきましては、都市計画審議会あるいは都市計画マスタープラン等検討委員会、そちらのほうでしっかり審議していただきたいと思っています。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） その審議会はどんなものか私には分かりませんが、地域住民の意見を聞き、十分聞いて審議会のみならず、広く、町民の希望をとっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。5 番目ですが、吉岡町幹線道路の総仕上げへの取り組みについてお尋ねします。これも今まで述べてきました4 番目の質問と実質的に関係しております。

以前から申し上げまして、申し上げておりますとおり、吉岡町の社会資本インフラ整備の基本でかつ、その総仕上げは、吉岡、前橋伊香保線のバイパス、これの建設で

あります。このバイパス建設の残す部分。町の中心部分を東西に貫く道路は、今後の町の発展に大きく寄与するものであります。町民もこの建設に大きく、建設希望をしているところであります。

そこで、現在のバイパス終点部、宮東交差点から仮称杉下交差点までの1.3kmの建設が決定されたのはなぜか。これを考えたとき、本町と渋川市の隣接区域につながる工場誘致建設の計画が大きな理由であると、そのことは明らかであります。何も無いところ、利用者がそれほど多くない地域に新たな幹線道路を建設することは困難です。建設の理由づくりが必要です。これは大きな仕事になると思います。それに加えて先ほどから言っております。1から3までの業務をこなしていくのは、町の職員としても大変ですよ。

これらの業務の遂行にどう立ち向かっていくのか。とても忙しい仕事になると思いますが、町長、この具体的な戦術をお尋ねいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 群馬県土整備プラン2025において、宮東交差点から仮称杉下交差点までの約1.3kmが県道として着手する事業と位置づけられました。

これは、吉岡町等のクリーンエネルギー関連拠点構想をリーディングプロジェクトとするまちづくりを支援するために、県が道路整備に着手する事業と位置づけられたものでございます。

現在、事業着手に向けて、県、渋川市、町の3者で協議を行っており、今後、町では、クリーンエネルギー関連拠点構想を具体化していく予定でございます。また、県に対して、1日でも早い吉岡バイパス延伸の事業着手を強く要望していきたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） やはり渋川隣接地の工場等の建設が非常に深く関わっているということでもありますよね。そうしますとですねいろいろ忙しくなるわけですがけれども、以前からお話しして、提案しておりますとおり、特定で多忙な部署に、職員の増員を行い、これからの課題を解決していく。こういうチームづくりを考える時期ではありませんか。今後10年が吉岡町の勝負のときなんですよ。この勝負するときである、この忙しいときに、今までの体制では十分機能していかない。

プロジェクトチームの結成をお尋ねいたします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） プロジェクトチームの結成についてですが、飯塚議員からは以前より組織機構の見直しやプロジェクトチームにおける対応についてご質問を頂いております。

以前の答弁と重複する部分もございますが、現組織体制において、開発事案を含め、様々な課題に対し、関係部署間で連携をとりながら対応ができていると認識してございます。現時点では、引き続きこの体制で業務を執行していきたいと考えております。

ただし、こちらも以前答弁させていただいたことですが、これほど多くの案件を同時に進めること自体、これまで吉岡町が経験してきた中では事例のないことであることを認識しております。プロジェクトチームを編成しての取り組みを含め、組織に関する考え方については、全庁横断的な対応を行っていく中で、議会はもちろん、業務に当たる職員も含め、様々な意見を聞きながら進めていくべきと認識してございます。

なお、機構改革などについては、必要に応じて取り組んでいくこととしているため、今後も情勢を見極めながら対応していきたいと考えております。

〔 9 番 飯塚憲治君発言 〕

9 番（飯塚憲治君） それではそれについては今日はこれで終わりにします。

大きな質問項目二つ目です。自治会の事務委託などの改定について質問いたします。

まず一つ目、近年における住民の町内諸活動への参加の動向に関してお尋ねします。地区別対抗ソフトボール大会、毎年、にぎやかに行われています。私も応援の場に参加させていただいております。

しかし、その場面で、今年は丸々自治会は不参加だって、試合当日のドタキャンで第2試合、駒寄自治会が不戦勝になっちゃったよなど、参加者を集められない状況が発生しているのです。町長も長い間、試合の審判として、活躍されてきましたので、近年このような変化が出ていることは十分にご承知のことと思います。

私の地元、駒寄自治会でも、各種のスポーツ芸能等及びボランティア的活動の参加などにおいて、私が体験してきました、15年20年前に比べると、最近には低調になってきております。そしてさらにその傾向に拍車をかけたのが、新型コロナウイルスによるパンデミックです。現在は夫婦共働きで忙しく、休日は家庭サービスもしなくてはならない。それにパンデミックの発生など、他人、近所との付き合いも省略せざるを得ない条件がありましたが、その後、パンデミックはほぼ終了しましたが、付き合いのほうは元の状態には戻っておりません。このままで良いのかと私は寂しく感じるところです。

町民の交流を盛んにして、親睦を深め、町民同士の絆を形成していくことへの手はずが必要であると強く感じます。町民の交流親睦、絆づくりは、町長が実行しつつあります、第6次吉岡町総合計画の目標の一つではないでしょうか。私は以上に考えますが、執行としては現況をどのようにとらえているのでしょうか。そしてその

対策についてどのような改善策を考慮でしょうか、お尋ねいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 近年における住民の町内諸活動への参加の動向に関して、その現況と改善策についてご質問頂きました。

まず、現況についてですが、議員おっしゃるとおり、各地域でのスポーツ、文化等の活動は、以前に比べて低調になってきていることは、私自身も感じているところでもあります。

この要因としては、若い世代や、新たに本町へ転入されてきた方が増え、時代とともに、価値観の多様化、趣味の多様化、ライフスタイルの変化など、住民間や世代間で、各個人の考え方の違いは、浮き彫りになってきたことや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域活動等の自粛を余儀なくされた期間が予想以上に長く、自治会活動が流行前の状況に戻っていないことなどが考えられます。

今後、地域では、自治会離れが顕在化し、住民同士のつながりが弱まっていくことも懸念されております。

こういった状況を改善する策ですが、町としてはこれまでも増して、自治会に加入することのメリットや、地域イベントの様子などを周知していきたいと考えております。その例として、自治会に加入することが、することで、参加ができる各自治会の祭りなどのイベントの様子の広報等が考えられます。さらに、現在町で進めている支え合いマップづくりなどの取り組みの中で、災害時の住民同士の助け合いの大切さ、なども感じていただけるのではないかと考えております。

またこれと並行して、自治会を通じた住民同士の交流、親睦、絆づくりの活動に対して、引き続き、自治会振興助成金等の財政的支援を行うとともに、さらなる自治会の負担軽減に努めるなど、町として今後も自治会活動をサポートしていきたいと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今町長からご答弁頂きましたけれども、まさにそういうことはですね、今後さらに、希薄になっていくのではないかと、思われる原因が、今回の事務委託契約の変更であると。私はそれに大きな影響を受けると、自治会活動が、その思いで今回の質問をいたしました。

2 番目です。事務委託内容を改定する理由をお尋ねします。私は自治会顧問として、月1回の定例自治会役員会に出席しております。この場における説明により、令和8年度から町の事務委託契約の変更があると知り、大変驚きました。改定理由は行政経費の節減と自治会への負担軽減とのことですが、元自治会長として釈然としない。度々申し訳ないですね。元自治会長として、釈然としない思いであります。事

務委託内容の改定について、この結論に至った経緯と、その内容についてお尋ねいたします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 自治会事務委託の内容変更に至る経緯とその内容についてですが、まず、経緯として、これまでも自治会の皆様から、自治会の負担軽減を求められており、自治会担当課としましては、以前から負担軽減策として、広報等の全戸配布の配布事務が何とかならないか考えておりました。

また、現状の自治会を通じての町広報紙等の配布方法では、町の自治会加入率が85%であることを考えますと、町内に居住する全ての住民に配布できていない状況が少なからずあり、この点についても、広報紙等の適正な配布に向けて、改善が必要であると考えていたところでございます。

さらに、令和8年度予算編成の中で、大幅な歳出削減が求められておりました。

以上3点を踏まえ、改めて自治会の事務委託の見直しに向けて検討を重ねたところ、近年、埼玉県内の自治体や町が防災協定を締結している神奈川県開成町などで、広報等の配布を自治会による配布から事業者によるポスティングに切り替える事例があることを把握しました。

そこで、近隣でポスティング業務が可能な事業者が存在するか、情報収集を進めたところ、事業実施の可能性が見えてきたことから、担当課として、自治会事務委託の具体的な変更内容を検討し、自治会に対しても段階を踏んで説明を行ってまいりました。

なお、自治会に対してのこれまでの具体的な説明につきましては、まず、令和7年11月の自治会連合会定例会の中で、令和8年度予算編成にあたり、自治会事務委託の内容の変更を検討していることを説明させていただきました。

そして、令和8年1月5日に、業務内容の変更に伴い、令和8年度の自治会事務委託料として想定される金額の案を提示させていただきました。しかしながら、その際に、令和7年度に比べて余りにも急激な委託料の減額であるため、段階的な移行にしてほしいとの要望が自治会長の皆様からありました。

この要望を踏まえ、再検討した結果、3年をかけて段階的に事務委託料を減額していくという案を作成し、令和8年1月の自治会連合会定例会の場で、この激変緩和策を示したところ、ご理解が得られたものと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 理由をお聞きしましたがけれども、それが大きな今後影響が出るのではないかと私は思っております。

3番目の質問に移ります。今後自治会活動、これに対して町としての見込みはどう

に、どのように考えているのか質問します。執行する、執行としては、自治会活動に対する期待も含めて、自治会との連携、協力関係などを、どのように考えているのでしょうかを主旨として、質問します。

現在の自由民主主義の原則により行われている、地方自治体の執行体制は、ともに公選によって選ばれる首長と議会の二本立てです。

しかし、一方には町民を代表する自治会連合会もあります。自治会連合会は、事務委託契約その他の活動によって、細かい部分で執行業務を支えている重要な組織であります。

今回の事務委託契約の改定は、その重要な組織の活動内容に影響、変更を与えるものと思います。かつての区制度から、自治会制度への変更は、地域住民が地域の自治は、自分たちの身の回りのことは自分たちでやっていこうという趣旨であり、一方自治に参加していただきたいという行政執行者との地域住民との合意のもとに、現在それが実行されているものと私は理解しております。

自治会は地方自治法の中には出てきませんが、執行にとって行政に関する大切なパートナーであるはずで、そうであれば、執行は自治会の活動を奨励し、補助していく責務があるのではないのでしょうか。そう考えたとき、今回の変更改定は、若干、先ほど、答弁を課長から頂きましたけれど、丁寧さを欠いた提案であり、実施までにもう少し時間をかけるべき、議論の場を設けるべきであったのではないかと思います。

自治会連合会の月1回の会合ではなく、違うこの改定についての合意の会合等、必要な会合等が必要であったのではないかと私は思います。また、今回の改定案を実施した結果、自治会活動に、そして、自治会員自体それぞれにいかなる変化が表れるのかが心配です。昔から、たとえ話にあります。風が吹いたら桶屋がもうかる。このようなドミノ式連鎖反応が起こるのではないかと思います。

以上のようなことを考えたとき、今後、行政執行として、自治会とどのように連携し、自治会に何を期待していくのでしょうか。お尋ねいたします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今後、町として自治会とどのように連携していくかということについて、今回の自治会事務委託の内容変更で、広報等の全世帯対象の配布業務がなくなるわけですが、各自治会には、引き続き行政連絡文書等の回覧の業務は願いますこととなります。また、そのほかにも、環境美化活動、道路愛護活動、各種委員や役員等の推薦など、これまでどおり様々な面でご協力をお願いするものであり、議員がおっしゃるように、今後のまちづくりを進める上で、自治会は引き続き町にとっての大切なパートナーであると考えております。

また、このことを重要視し、令和8年度予算案においては、自治会事務委託料は、広報等の配布を行わなくなることにより、減額となるものの、本来の自治会活動の振興に充てられる補助金等については、前年並みを前年度並みを確保しております。今後もこの姿勢は姿勢を維持し、自治会活動に対する補助金、助成金による継続的な財政支援と、さらなる自治会負担の軽減に取り組んでいきたいと考えております。また、今後、町が自治会に対して期待することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、引き続きまちづくりのパートナーとしての役割になりますが、その中でも特に防災の面での役割を期待しております。

もし町内で大規模災害が発生した場合、行政として、2万人を超える人たちそれぞれを助けに行くことはできません。そのとき必要になるのが隣近所の助け合い、共助となります。

そして、いざというときの助け合いを可能にするのが、日頃からの地域のつながりとなります。

この具体的な策として、町で進めているのが、吉岡支え愛マップづくりになります。こういった取り組みを今後とも拡大し、充実させることで、住民同士のつながりも深めていきたいと考えております。

#### 〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 自治会活動にずいぶん、期待をしていると、いう理解を得ました。

しかしながら、今回の委託契約の変更は、ただ単にその部分の委託費が減るだけではなくて、自治会に大きな変化をもたらしますよ。

私はここに今、質問している内容は、私の頭から、元自治会長経験者としての頭の中から出たことだけではありませんよ。

今回のことについては、六つの自治会の会長とお話ししております。その自治会長から様々な意見を頂いております。とてもここでは発表できない。私は言えないような内容なことを発言する自治会長もおりました。そういったことを十分踏まえて今後対応していただきたいというふうに思います。

4 番目です。増収、経費節減などへの取組計画をお尋ねします。

今回の自治会事務委託契約の改定を行う理由の一つに、行政費用の節減があるということでもあります。町長が度々言われていることです。

本町は人口が増えて、若い人が多い、教育年齢の人口比率も高く、教育費の予算割合が高い。そのほか民生費福祉、厚生予算割合も大変に高いため、柔軟性のある予算運用ができてない。予算が硬直化している悩みがある、ということです。本町の予算がいろいろな面で逼迫しているのもしているようなことは、私、議員も承知しております。その状況を少しでも打開、好転させるために、模索した結果の一つ

が、今回の事務委託経費の低減案であると理解しております。であるならば、経費の節減策、策だけでなく、収入の増加策も抱き合わせて推進すべきと考える、というふうに私は考えます。

以前より多くの議員から指摘提案があります。収入の増加策、ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツなど、まだほかにあるかもしれません。

来年度におけるこれらの取り組み、計画はどのように考えているのでしょうか。減らすのは比較的に取り組みやすい、しかし、増収施策の達成にはかなりの努力が必要です。しかしこれはやらなくてはならない。行政の仕事だと思えます。剥ぎ取られているばかりは駄目です。

現在模索し、計画している来年度の計画、その内容と目標をお聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 歳入増の計画についてお答えいたします。

お話に出ましたふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツについては、飯塚議員をはじめ、多くの議員よりご指摘を受けているものでございます。

まず、ふるさと納税、クラウドファンディングについては、引き続き増額に向け担当部署として努力するところではありますが、それに加え、庁内職員で構成したグループを立ち上げ、クラウドファンディングを含めた、ふるさと納税増収を検討してまいりたいと考えております。その仕組みづくりを現在検討中でございます。

また、ネーミングライツについてでございますが、以前の議員の一般質問時点より検討しており、現在、ガイドライン等を作成して、庁内で調整を行っており、早ければ来年早々から募集を行えればと考えております。

お話には出てこなかったことですが、長年見直しに手をつけてこられなかった施設の使用料または手数料についても一定の基準で算出する基本方針を作成して、適正な負担を求めることとしています。また、町で購入した物品については、用途が終わり、不要となったものを単に処分するのではなく、売り払う仕組みづくりにも着手したいと考えております。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今答弁頂きました、いろんな面で努力をして、増収対策に取り組むと。8年度は、大いに期待するところであります。

次3番、最後になります。5番目です。今回の改定は内容の見直しができないのか、お尋ねいたします。

自治会は会員の自治会費、事務委託契約の収入、再生用廃棄物の売却収入、各種補助金などによって活動が成立しています。

最大の収入源であります、事務委託契約の金額が大幅に削減されることは、それか

らの自治会活動に少なからずの影響が出てくると、感じるのは私だけではないと思います。活動費の減少に従って、活動計画自体を削っていく。一つ二つ、これは今年はやらない。活動実行内容の縮小などが心配なこととして考えられます。

行政執行の一部分を担っていた自治会が、その一部分から撤退することになれば、一般町民から見て、自治会の存在意義が薄れていくのではないのでしょうか。

そうすると自治会員は何を思うのでしょうか。ここの部分です。私はとても心配なり、今回の一般質問をいたしました。自治会事務委託契約の改定には、ただ単にこれに、これを改定すれば、1,000万ですか。2,000万でしょうか。その経費は節減できるという機械的で単純計算的では考えること、単純計算的に考えては、はかることができない。人間の心情、心の問題もはらんでいるのです。

今回の改定に伴う予算計画は、議案第25号の予算案を見ますと、ある部分では、事務委託費削減、削減の効果は約1,670万。これからポスティング費用を差し込み、差引きますと、都合1,243万円の費用削減の効果が生まれる計算になります。一自治会平均にしますと95万円です。

この額が高いか低いかは個人によってその判断が分かれるでしょうが、さきに述べましたリスクをしてまで、この事務費削減の契約変更を実行すべきものなのでしょうか。私には疑問です。

町長今回の事務委託、契約の改定は、その内容において、今後、変更を行う余地はないのでしょうか。経費の節減が必要ですが、しかし中には、減らしてはいけないものもあるはずです。

町長のお考えをお聞かせください。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町としましては、今回削減させていただく金額はあくまでも広報等を配布していただく、その事務費分を頂いていた事務費分ということでありまして、このことにより、確かに事務委託料は減少するものの、自治会運営に関する助成金等はこれまでどおり減額しておらず、広報等の配布事務がなくなることで自治会の負担は大きく軽減されるものと考えております。

また、町としては、今回の事務委託の変更について自治会に対し、段階を踏んで説明し、最終的に各自治会からの要望に応じて、激変緩和措置として3年間をかけて減額していく方法をとらせていただきました。

このことから、今回の事務委託の内容の見直しにつきましては、各自治会からのご意見を踏まえたものになっていると考えており、現段階においては、自治会事務委託費について現在の案を再検討することは考えておりません。

〔9 番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 先ほどちょっと私話しましたけれども、何人かの自治会長に意見を伺いました。委託事務委託契約の経費のみが削減されるものであって、ほかのものは変更ないと言う話ですが、それは確かです。

しかし、自治会活動の、先ほども私の質問の中にありましたけれども先ほど話した中にもありましたが、自治会、自治会を運営する上において必要な経費、その経費の最大の収入源は、今回の事務委託契約の変更の中にあるんです。

そうしますと、先ほど言いましたように、いろいろなものに影響出てくるわけです。町としては事務委託契約だけを変更しただけであって、そのほかのものは一切、変更しておりません。ですから、経費の節減をした結果、自治会の活動が大きく変更、影響を受けておかしくなることはありませんよという、そういう考えですよ。それはちょっと、私も自治会長経験してますから分かりますけれど、自治会の運営状況をよくお分かりでない人の考えですよ。先ほども言いましたけれども、自治会長に伺った。内容は、今、課長が答弁していたような内容をちょっと変更してもらわな、頂けなければならないようなひどい話もあります。

さらに、そのようになりますと、自治会に入っていないくも、必要な冊子情報は入ってくる。さらに、回ってくるような回覧版だけと。回覧版の中身も、広報の中に結構入ってますよね。1か月、2か月前に、そうしますと、回覧版の効果というのは薄れるわけですよ。そうしたら先ほど言ったのは、町民がそこで何を考えるかってことですよ。

自治会活動に、自治会に入っている、意味が薄れていくわけですよ。そしたら何を考えるんですか。そういう話もあるんですから、その辺は十分ですね、町長少し考えていただきたいと思いますよ。そういえば、そういえば自治会活動が、数年後にこうになっちゃったなど。こうなったのは、やはりパンデミックが広がったそのせいだと。それと今回の自治会事務委託契約の変更も大きかったよなあと。そういう話にならないように、私は心配してるんです。今後十分自治会とですね、まだ話し合っていたいただきたいと思います。

課長の質問答弁の中に、十分に説明して、自治会連合会に説明して、それでその合意を得た、承諾を得たと言ってますけれども、それは本当に全くその100%そうなんでしょうか。

私が自治会長から伺った話ではそうなっていませんよ。自分の考えと自治会連合会の考え、さらにすり合わせる必要があると思います。

一つは、町民のですね、親睦と利用を図って絆を深めるとというのが1番の目標だと思います。町長そうですね。そういうことに私は1番心配して、今回の一般質問をいたしました。よく、今後とも、自治会連合会とも話し合いを、十分にやっていた

だきたいというふうに思います。

以上で議長私の一般質問を終了いたします。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の会議で予定されていましたが一般質問は全て終了しました。明日は通告のあった7人のうち残り、2人の通告者の一般質問を行います。

## 散 会

議長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会とします。

午後 3時57分散会

# 令和8年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

---

令和8年3月6日（金曜日）

## 議事日程 第4号

令和8年3月6日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 6～No. 7）

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。本日は通告のあった7人のうち残り2人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

### 日程第1 一般質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。

12番、飯島衛議員を指名します。

（12番 飯島 衛君登壇）

12番（飯島 衛君） それでは議長への通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず、教育関連でございます。

（1）番といたしまして、小学校、中学校の給食費無償化の実施についてというところでございます。昨年11月7日からですね、自民党と日本維新の会、公明党等の3党で実務者協議が始まり、昨年12月18日に、3党合意を得て、令和8年4月より、取りあえず小学校の給食費の無償化を実施するとの報道がありました。

吉岡町、本当に10年以上、この給食費の無償化ということで多くの議員が質問したわけでございますけれども、いよいよこの4月から、国のほうの補助を得て小学校の給食費が、取りあえず無償化になるということでございます。それにつきまして、町ではこの4月から実施できるのかどうか、まず町長に見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小学校の給食費無償化については、現在、国で審議しているところでございます。3月3日の本会議で、令和8年度学校給食事業特別会計予算の上程説明をさせていただいたとおり、従来どおりの方法で予算計上をしているところであります。

国で給食費無償化が可決されましたら、速やかに対応していきたいと考えております。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） 国会でね、予算が決定したらやるということで、多くの町民がですね、吉岡町給食費の無償がどうなんだというふうな声を聞きました。小学校は、それで

は国の予算が決定次第、すぐ実行するということでよろしいですね。

続きましてですね、この中学校の無償化の実施について、町長の見解をお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 中学生の学校給食費の無償化についてですが令和8年度も従来同様、生徒1人当たり月950円、年間1万450円の補助、小中学生の食材費の補助として500万円、第三子以降の生徒の無償化、食材費高騰に伴う2000万円を繰り出す予定となっております。

令和8年度についても、食材費の高騰が続いていますが、保護者負担の新たな増加につながることはないよう、一般会計からの補填で対応していきたいと考えております。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） 中学校はですね、小学校の給食費の無償化を実施してから、引き続きやりたいというような答弁で、いつ、国のほうからの支援があるというふうな答えがちよつとなかったんですけれども。

このですね、今度のこの給食の支援月5、200円の支援ということが言われてますよね。それで小学校の場合ですけれども決まったわけじゃないんですけれども、今3、640円ですか、給食費、中学校が4、100円、ということは小学校が始まった場合は、要するに、保護者の負担はゼロということで、よろしいと思いますよね。その辺、確認ですけれど。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 小学校育成の保護者に対しては負担ゼロというふうに想定されます。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） この中学校の給食費無償化、本議会でもね3月の定例会始まって早々、吉岡だけがなかなか無償化にならないということで、取りあえず国のほうの支援が決定してないし、予算もないんですけれども、要するに、4月、5月頃から始めたいとか、そんなような、そういう意見がございましたけれども、その辺町長、再度お聞きしますけれどもいかがでしょうかね。

中学校の給食費の無償化についてですけれど。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 先日もお答えさせていただいたように現状ではまだ予定はしておりません。以上でございます。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） 実際、予算がないということですね、できないということで、それは致し方ないということで。それではですね、国の予算が取れしだい小学校は、速やかな給食の無償が始まるということを確認できました。そして、中学校が、国のほうでね、また支援ができるということになれば、速やかに補正を組んでやっていただけるということよろしいですね。それでは次に移ります。

（2）番、小中学校の修学旅行費についてです。旅行についての補助ということで、説明と一般質問を行います。小中高校の修学旅行費が上昇しているとの上毛新聞の記事がありました。前橋市では、昨年度、中学校の費用が2泊3日の日程で7万円を超えていて、2023年度と比べ1万円上昇しているとのこと。小学校でも、東京・横浜方面に1泊2日で行くのに、2年前より5,000円ほど上昇して、3万円を超える、ケースもあるそうです。

まず、修学旅行の費用とかについてですね、まず、町の実情についてお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町内小中学校の修学旅行費用について、おおよその金額でお答えします。

まず、吉岡中学校ですが、奈良・京都方面、2023年度になります。6万4,000円、おおむねですが2025年度、本年度ですが7万円、ということで、6,000円の値上がりとなります。

次に明治小学校ですが、長野・松本方面、2023年度で2万5,000円。2025年度は3万2,000円ということで7,000円の増加になります。駒寄小学校ですが、2023年度、栃木方面で2万5,000円で、2025年度が山梨・富士山方面になりまして、3万1,000円ということで、6,000円の増ということになります。

小学校については行き先が違うということはお了承をお願いします。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、旅行とかそういう費用が以前よりは高騰してるというのは間違いないと思いますね。それによって行き先が変更したということはあるんでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 費用面で行き先が変更になったという事実はありません。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） この埼玉の所沢市ですけれども、小中学校の修学旅行の費用を新年度から無償化するというニュースがありました。小中両校の無償化は埼玉県内でも初めてということでございます。小学生は1人3万5000円、中学生は7万500

0円を上限に補助するというものでございました。

また、埼玉県毛呂山町が中学生の補助を行っているということでございます。

町長ですね、ものすごく調べてみると、もう本当に財政が豊かなところというんでしょうかね。もう今ほんとに学校ですね、修学旅行費の無償化だけじゃなくて、制服やら、学用品やですね、いろんなところをですね、無償化にしている学校、自治体はですね、かなり多くなっております。

これはやはり流行ということではないんですけれども、やはり今本当に物価高で大変な時期でございまして、そういった形で何とか支援をしようという流れがあるんじゃないかと思えます。

品川区なんかはね、制服の無償化に踏み切ったり、学校給食や学用品を無償化したり、都内でねみんな財政的に豊かなところだと思いますけれども、葛飾や、荒川区は修学旅行の無償化などとあわせて、小学校では6年間で平均16万円、中学校では3年間で平成25万円の保護者負担が軽減される見込みだなんてね、出ております。

また、足立区などではですね、一定、年収以下の世帯に対して、高校生1人当たり5万円の支援をすとかね、今本当にあらゆるところでこういった支援をしていると。

ということで、吉岡町でも、これから高騰する修学旅行に対してもですね、助成ができないかということをお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） バス代や宿泊代の値上がりに伴い修学旅行費用も増えていきます。

飯島議員からもご紹介があったように、修学旅行費の補助を行っている自治体があることは承知しております。現時点ですが吉岡町では、補助のほうは考えておりません。

ただ、生活保護家庭や就学援助家庭に関しましては、修学旅行費用のうちですね、国の上限となりますが、そこまでは町が補助しているというような形になっています。以上です。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 町長本当にですね、いろんなこういう支援とかするために、要するにお金というのはかかるわけで、本当に町としてもですね、税金の本当に、税金の増の増のことをですね、考えていただきたいと思えます。

多分吉岡も町もですね、余裕があれば、しても支援してもよろしいんじゃないかというふうな回答が得られると思えますけれども、どうもこのところの、いろいろ状

況を聞いてみますと、かなり財政もちよっと厳しいようなことをお伺いするんでなかなか費用のかかることはなかなか色よい返事がもらえないのかなというふうに理解しておるわけでございますけれども、いずれもですね、まだまだインバウンド等ございましてですね、宿泊施設、バス代とかですね、まだまだ今後ですね、高騰する可能性があります。ですからまたそういったときにはですね支援のほうを考えていただきたいと思います。

次にですね、(3)番といたしまして、カフェのような図書館へということでございます。

これはですね、東京都の清瀬市の駅前図書館というのがリニューアルしまして、まるでカフェみたいと好評を博しているということでございます。

吉岡の議会でもですね、以前に、佐賀県の武雄市というところへちょっと視察のほうへ行かさしてもらいまして、武雄市の図書館はですね、ツタヤとスターバックスがコラボしてですね、大きな図書館の中にツタヤが入ってて、本を売ってたりね、スターバックスのコーヒーを飲みながら、すばらしい図書館があつて全国的にも、的にも有名になった、ところがあるんですね。

それで、清瀬市の場合はですね、館内200円前後でコーヒーやココアを提供する自動販売機を設置する。これはよく高速のパーキングなんかにあるようなね、ちょっとハイカラなこういうコーヒーなんかのこういう販売する、あれ、自動販売機でいろんな種類のコーヒーとかが手頃な値段で飲めるという、そういうもんだと思うんですよね。そういった自動販売機を設置したりですね、サイドテーブル付きのソファ一席や窓際にハイチェアが並ぶ、カウンター席が用意され平日でもほぼ満席ということでございます。

そういった要するにね、雰囲気ですかね、そういうのが必要。あつてもいいんじゃないかということですね。

またですね、これがちょっと物すごく見てたらすばらしいのがですね。貸出しから返却まで誰でも無料で利用できる宅配サービス、おうち図書館というのがスタートしたという、実に登録した人が予約して、本を予約するとですね、自宅へ届けてくれると。置き配じゃなくて、届けてくれる。そして、返却する場合は図書館持ったりするんですけれども、この運送業者とですね、提携すると、コンビニでも要するに返還ができるという、実に清瀬市は面積も広いというのもあろうかと思いたすけれども、実にねこれ利便性があると思うんですよね、今やはり吉岡に住んでる人が図書館に、やっぱ通うのに、来るのは別に近いんだから来ればいいんですけれども、最近何かとみんな共稼ぎということで、できればこうやって家から予約してですね、借りた本を予約して、配達してもらうなんて、実に、物すごく便利で、横着

な私なんかにとってはありがたい仕組みだなあという思って提案さしてもらおうわけでございます。

決して吉岡町の図書館が劣ってるとかね、そんなことありません。吉岡は物すごく本当に何か登録者数も、借りてる貸出し人数も、4万人ぐらいでね、推移しておって、人気あるんですけども、もっとですね、利便性があるといいなと思って提案するわけでございます。また図書館の外の南側のところに屋根がかかって、ああいうところを天気のいいときは椅子でも置いてですね、ソファでもいいし、要するにテラスみたいな形で来て物すごくもっと利便性、ができ、よくなればなあというふうに思っておるわけでございます。

そしてですね、最近若い人の読書離れというのは、指摘されているんですね。第70回学校読書調査というのが2025年版のが、発表がありましてですね。これは毎年定例の年ごとに設定したものを調査してるんですけども、5月の1か月間に読んだ本の冊数ということで、調査してるんですね。

そして、今70回の調査の結果ではですね、2025年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生で12.1冊。中学生は3.9冊、高校生は1.4冊、不読者、要するに5月1か月間に読んだ本がゼロ、ゼロの児童生徒の割合は、小学生が9.6%、中学生は24.2%、高校生は55.7%となっていると。こういった形で、やはり今、SNS等、スマホ等がね、流行っておりまして、本の読む、ちょっと本数というんですか、冊数というんですかね、そういうのが随分減ってきたと、そんな調査がございましてですね。これは子供たちの、あれですけども、私がさっき言ったようにおうち図書館みたいなのは、共稼ぎで家庭にいる、ね、なかなかいられない、そういった人たちにも利便性があるんじゃないかということで、提案するものでございますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 清瀬市の駅前図書館のリニューアルやおうち図書館の取組については町としても注視しております。

単なる蔵書の提供にとどまらず、市民の利便性向上と居心地のよい空間づくりを両立させている点は、今後の図書館運営における重要なモデルケースであると認識しております。

さらに、駅直結の利便性、滞在型カフェのような内装をデジタル活用という現代の図書館に求められる三種の神器と、それをそろえた好事例となります。町の図書館の建設で、今年で30年ということになり、そろそろ機能更新の時期も来ております。町の施策の中での事業の優先順位がありますが、図書館の更新時で今はその時期ではございません。

ただ、リニューアル時に当たってはですね、リラックスして過ごせる滞在型図書館のコンセプトの導入も視野に入れ、研究を進めるのも良いアイデアではないかと考えております。

また、おうち図書館の取り組みについてですが、移動が困難な高齢者や子育て世代にとって、とても有効だと考えられます。清瀬市の事例を参考に、導入コストと利用人数のバランスを精査し、今後の研究課題としていきたいと考えています。

以上です。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひですね本当にこういうのをね、お願いしたいと思います。本当に高齢者の方でもね、読書を好きな方おります。本当にこういう宅配サービスのね、おうち図書館なんてこういうのがあるんですね。だからやはりいろんなところの自治体の見聞とか視察とかしなきゃいけないんだなというふうにつくづく思うわけですね。ぜひですね、リニューアルのときは、またね、雰囲気の良い図書館をつくっていただきたいと思います。

あとですね、先ほど言ったテラス南側の屋根のところ、テーブルと椅子ぐらい出してですね、春のあったかいとき、静かなとき、外での読書というのもいいと思うんですけども。あとちょっと質問なんですけれども、結構ほら東に公園があるじゃないですか。ああいうところへ持ち出して本を読むのは図書館はどうでしたっけ。別に規制はなかったでしたっけ。その辺ちょっと。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 特に公園での利用についての制限はありません。ただ、図書館の本を図書館から外に出す場合は、そのまま、持っていくことができないので一応貸し出すという手続をとっていただければ、外で読むというようなことは現在でもできます。

また、そのテラスの下なんですけど現状も幾つか椅子があるので、今議員が述べられているアイデアも一つの手かなというふうには思っております。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 追加で昨年度やったかどうかちょっとはつきりしないんですけども、ゴールデンウィークあたりの天気のいい日に木の下で読むようなイベントを読めるようなイベントを図書館でも、開催しているところですので、飯島議員がおっしゃったようなコンセプトを取り入れながら、少しずつやっていければと思います。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしく申し上げます。本当に特にですね、このおうち図書館、これ予約でね、いながらに図書館を予約して配達してくれるって、もう本当になま

けものの私たちには本当にありがたい仕組みでぜひですね、こういうのを導入して  
いただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして健康福祉関連ということで、(1)番、高齢者の新型コロナウイルスワ  
クチンの予防接種の継続は、ということでございます。

今年度の高齢者の予防接種状況等はどうなっているのかまずお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） まず、今年度の高齢者の新型コロナウイルス予防接種状況についてお  
答えします。

令和7年度の新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、令和8年1月  
末時点で、対象者5,168人、接種者1,117人、接種率は21.6%でござ  
います。

自己負担額はちなみに3,000円となっております。

以上です。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） 21.6%ですか、何かですね、これ国の方でもですね24年度の高  
齢者の接種率というのを調べたんですね、医療機関に納入されたワクチンの本数で、  
分かるんですよ。そしたらやはり20%程度だというふうに言われております。だ  
からもう少しですね、やはり高齢者のほうの啓発が必要ではないかなって思うん  
ですよ。

新型コロナウイルスですね、これ2020年に新型コロナウイルスが世界で猛威を  
振るい始める中、集団感染が起きたクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号が横浜港  
に到着してから、2月3日で、6年が経過しました。

そして、この新型コロナウイルスの感染者数は、2023年5月に5類に指定して  
から減少傾向にあるが、感染して亡くなる人の数は依然として高止まりしている  
のことでございます。

厚生労働省の人口動態統計によると、24年の新型コロナによる死亡者数は3万5,  
865人に上り、22年4万7,638人、23年3万8,086人に続いて、高  
水準になっているのことでございます。昨年は9月までに1万7,942人が亡  
くなっているとのこと。

厚労省によると、24年にインフルエンザで亡くなった人は2,857人で、新型  
コロナの死亡者数は、この約13倍に及ぶとのことでございます。

また、深刻なのが高齢者で、特に、80歳以上のリスクは高く、65歳と比較する  
と約10倍もリスクがあるということでございます。また、ワクチン接種から2年  
以上の間隔があくと、人工呼吸器着用などの重篤な入院と死亡リスクは高まるとの

科学的知見もあるとのことでございます。

また、今全世界の各国のですね、状況ではですね、アメリカでは、65歳以上は最後の接種から6か月以上空けて2回目の接種。全部助成制度で無料でございます。英国イギリスですね、75歳以上の高齢者と、高齢者向け介護施設の居住者に接種。カナダは65歳以上に接種。フランスは65歳以上に毎年秋の接種、80歳以上と要介護高齢者向け住宅の居住者は春に追加接種、オーストラリア75歳以上は6か月ごとに接種、65歳から74歳は12か月ごとに接種、そして、日本は、年1回の接種で一部自己負担が必要ということでございます。

そういった状況でですね、今、吉岡町は高齢者のほうのワクチン接種で定期接種だって3,000円を助成していただいているわけなんですけれども、何か町長あれですかね。今年度から国による自治体への助成が終了するというふうにならなるとちょっと聞いたんですけれどもその辺、どうでしょうか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 大変申し訳ございません。ちょっとその辺のことはちょっと確認とれてませんので、申し訳ありません。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） あのですね、私なんでこの高齢者のね、予防接種の継続ということでは言ったんですけれども、例年、施政方針のときに町長は前年もそうですけれども、ちゃんと予防接種とかそういうのをやりますよとこういうふうにならなるとたのに、今回の施政方針では、もう何にもさわってなくて、それでやるのかどうかというのは気になりまして質問するわけなんですけれども。

また、継続について助成と、また継続についての見解を町長にお伺いいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 高齢者の新型コロナウイルスの予防接種の継続についてお答えします。

新型コロナウイルスワクチンについては、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められているため、吉岡町では、予防接種法に基づき、今後も引き続き実施してまいります。

令和8年度の実施期間については、令和8年10月から令和9年3月を予定しており、9月頃、対象の方に通知する予定です。

また、令和8年度の町の助成金額については、委託先である、渋川地区医師会及び渋川市、榛東村と協議し、接種実施前までに決定する予定となっております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 助成は接種前に検討ということは、要するに3,000円から上がる

可能性があるということによろしいでしょうか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） はい。その辺りも含めて検討をさせていただくということになっております。

（12番 飯島 衛君発言）

12番（飯島 衛君） 先ほども話したようにですね、やはり80歳以上のリスクが高くなるということで、できればですね、80歳以上の方で、あくまでもこの、ワクチンというのは接種率が20%ぐらいということですので、強制でもありません。ですから人数的にも、先ほど1,000人でしたっけ、受けてるということでございます。

ぜひですね、80歳以上の方ぐらいには無料というかですね、そのような方向性で持っていただければなと思いますけれどもよろしくお願ひいたします。

それでは（2）番といたしまして、各自治会の老人クラブへの支援ということでございます。

高崎市はですね、60歳以上の高齢者でつくる地域の長寿会の活動を支援しようと、県内の日帰り旅行費用や健康づくり活動を支援する新たな補助事業を始めるとの新聞の記事が載っておりました。

実際私も70歳になって、地元の老人クラブに入ったわけなんですけれども、私のおふくろなんかの時代はですね、温泉とかが安かったのもあるんでしょうけれども、栃木の方からですね、マイクロが迎えに来て、ほんで泊りがけ旅行ができた、そのような時代があったんですね。

それで私もう70で老人会入ってみたら、やることはですね、本当に誕生日会と、新年会、ぐらい、輪投げ大会みたいのもあるけれども毎回500円ぐらいで、お弁当食べて終わってしまうという、ちょっとカラオケなんかちょっと、やるような形で、なかなかそこでアルコールを飲むようなこともなくてですね、何か物すごく寂しい老人会なんですよ。

ぜひちょうど高崎のですね、この日帰り旅行費や健康づくりにね、助成補助事業を始めると記事を見たもんですから、何とか老人クラブなんか自治会から2万ぐらいのお金をもらって、それで、そん中で会員から500円とかもらって、やりくりしてて、とてもじゃないけれど旅行なんか全然行けるような状況じゃなくて、その点町長はですね、何かこう支援を考えていただけないでしょうか。

町長の見解をお伺ひいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、心身ともに健康で生活することができる環境づくりは重要な取組であると認識しております。

町では、老人クラブの活動を円滑に推進するため、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への支援として補助金を交付しています。町としては、補助金を支出する側としての指導や支援、サポートを通じて、今後、単位老人クラブの活動が活性化するように取り組んでいきたいと考えております。

高崎市のような活動支援補助金については、補助をすることで、老人クラブの活性化につながると考えられますが、老人クラブの方々の意見を聞く機会を設けながら、財政状況も考慮した中で、今後調査研究していきたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 私の質問はみんなお金のかかることばかりで申し訳ないんですけど本当に。でも実際やはりですね、全てお金次第なんで、ぜひですね、町の町内のね、元気のいい、年寄りの人たちが、充実した老後を送れるような支援をお願いしたいと思います。

それでは、開発関連ということで、（1）番、産業団地についてでございます。

昨年12月に産業団地の概算事業費が約68億円との説明がありました。全ての企業誘致は完了した場合、町の税収というのはどのくらい見込んでいるのか、見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 税収見込みにつきましては、進出企業の業種や規模、投資内容は確定していない現段階では、具体的な数値をお示しすることは、適切ではないと考えております。

一方で、産業団地の整備により、固定資産税や法人住民税、雇用創出による地域経済の波及効果など、一定の財政効果が期待できるものと認識しているところであります。今後、企業誘致の展開に合わせ適切な時期に見通しをお示しできるよう努めてまいりたいと思います。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 実際そうですね、決まんなければ分からないんですけども、私心配するのはこの68億円をかけてですね、それはペイできるのか。

要するに土地を買収して、これ分譲をするわけですよね、企業にその68億円という以上にはっきり言って売れるのかどうか、その辺はどういうふうになってるのか。聞いてもいいですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然のことながらですね、その点の収支のほうの考えながらですね、今後の企業誘致もしくはですね、販売の方法、価格についてもですね、考えていきたいと思っております。

(12番 飯島 衛君発言)

12番(飯島 衛君) 県内のいろんな産業団地とかいう、誘致したところを見るとですね、要するに3年間は固定資産税をね、無税にするとかね、いろんな優遇してますよね。そうすると危惧は売れて誘致しても、実際に固定資産税とかが入ってきたり法人税が入ってきたりするの、かなり遅くなるので、私ちょっと心配してるんですけども。

明和町なんかね、ちょっと調べましたら、やはり固定資産税とか法人税が4.8倍ぐらいになったら、ちょっと何かニュースもちょっとありましたけれども、要するに、ジョイホンのときにね、できるときに、私質問したんですよね。どのくらいやっぱり収益が上がるかって。そしたら固定資産で2000万ぐらいだなんていうふうに、何か聞いたことがあるんですよね。実際2000万ぐらいだったですよね。だから要するに、農地だったら、全然農地だから対して税金入らないけれど、要するに産業団地になって、工場ができる、工場工業とかそういう産業会社が入ってくれば、固定資産税、法人税が上がるという認識でよろしいですね。いかがでしょうか。

[産業観光課長 渡部英之君発言]

産業観光課長(渡部英之君) はい。当然のことながらですね、固定資産税のほうの税収のほうは見込めると思います。

(12番 飯島 衛君発言)

12番(飯島 衛君) この産業団地の分譲をする場合はこれはちょっと確認なんですけれど、町独自で行うのでしたっけ。それとも県と共同で行うのか、その辺ちょっと確認でお願いしたい。

[産業観光課長 渡部英之君発言]

産業観光課長(渡部英之君) 一応オーダーメイドという形ですので、町のほうで企業誘致を行って販売という形になります。

(12番 飯島 衛君発言)

12番(飯島 衛君) ぜひですね、本社機能のあるようなね、優秀な企業ですね誘致していただきたいと思います。

それでは次に、公園整備に関してでございます。

(1) 天神東公園の整備に関してです。これ昨年12月議会でも、質問しましたが新しい提案です。

今ですね、スケートボードというのは物すごく流行っておりまして、ちょうどですね、千代田町が今年の2月1日に、ふれあいスケートパークというのをオープンしたというふうに報道がありました。これは公園用地に公募型プロポーザル方式で設

計、監修事業者を募って総事業費6,780万円。このうち1,600万円がスポーツ振興くじ助成金が充てられるとのことをございます。今の子供たちはオリンピックでも人気のあるスケートボードやスノーボードが憧れておりまして、練習場所がなかなかなくて遠くまで行っているような状況をございます。

またこれは、パリの2024年パリオリンピックのときですね。このときはですね、スケートボードで世界ランキングは日本勢が上位を占めているなんて、ストリートパークっていいましようかって男女計4種目のトップ。3、トップスリー、計10人の12人のうち7人が日本人だというふうにございます。物すごく今世界的に見てですね、このスケートボードとかが世界一の強豪というふうになっているということをございます。

また、過日のイタリアのミラノのね、東京オリンピックでも、スノーボードで日本選手活躍しております。結構ですね、私の知り合いの高校生もですね、渋川と前橋の方にある、先ほどの皆さんのお手元にありますけれども、これが前橋の公園のスケートボード広場ですね。こういった形であちこち高校生ですから自転車で行くわけなんですよ。

それで、私が言いたいのは、要するに天神東公園、親水公園等をつくろうという説明がありましたよね。ただ冬場の、要するに冬場の利用がどのくらいかというのをちょっと心配しております、前橋公園のスケートボード広場というのをちょっと見ると、平らなところで、別に平らなところではなくていいんだよねスケートボード起伏は逆にあっても、要するに物すごく簡単な公園というか、コンクリートで舗装でもいいし、アスファルト舗装でもいいしコンクリートでもいいし、そこにちょっと障害物を置いておけば、もう、スケートボードの場所ができるということで、ぜひですね、この天神東公園のどこかにですね、スケートボード場できないかという提案なんですよ。

それについて町長の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員から、天神東公園の整備について、スケートボードパークなど併設を考えると、ご質問をいただきました。

天神東公園の再整備は吉岡町の東の玄関口である、道の駅吉岡温泉と一体的に整備することで、魅力がつくれ、集客や売上げの増加で貢献できるよう、再整備に向けた基本計画の策定を現在進めているところであります。

ご質問の内容につきましては、建設課課長のほうから答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 天神東公園は、隣接する道の駅よしおか温泉をサポートする施設と

して、道の駅と公園を一体化することで、魅力が作られ、集客と売上げに貢献するものと考えております。

道の駅を含めた天神東公園の再整備は、今回着手する第1期工事と第2期工事に分かれております。第2期工事では、天神東公園の南側に拡張する計画となっており、第1期工事の進捗状況や、道の駅の集客状況を見ながら整備する施設内容を検討することになっております。

現在、第2期の構想としては、オートキャンプ場や自転車パークが上がっておりますが、議員ご提案のスケートボードパークの検討対象に含めるか、今後研究してまいりたいと考えております。

(12番 飯島 衛君発言)

12番(飯島 衛君) 今課長の答弁がありましたね。これね千代田町のスケートボード、ふれあいスケートパークというのはですね、広さが1,804だから、要するに、ね、2反満たない広さ。そして、インラインスケートや自転車競技のBMXも利用できるというふうにも、スケートボードだけじゃなくてですね、いろんなものができるという、やはりですね、金額的にもね、スポーツ振興くじの助成金が、もらえたりですね。

そんなに要してなくて、本当に簡単なんであればもう少し安くできるんじゃないかということで、天神東公園の工事費の中にですね、ちょっと組入れて、要するに追加費用がかからないような形でできないのかなあというふうに、思ってるんですけども、先ほど今これから検討したいということでもありますので、ぜひ、どうせ、もしつくれるのであれば、まず、予算的に大変なればね、それは大変なことで、スケートボードだけでもいいけれども、もしできるのであれば自転車競技なんかもできたり、すればいいなと思うんですけども、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

[建設課長 大澤正弘君発言]

建設課長(大澤正弘君) 第2期構想としまして今後研究していきたいと考えております。

(12番 飯島 衛君発言)

12番(飯島 衛君) 本当に今ですね、町長ね、スポーツ少年団のね、団員数が減ってるなんていう話聞きました。

スポーツの形態もね、やはり少し変わってきてる。昔みたいなサッカーと野球だけじゃなくて、バレーボールとかそういうだけじゃなくて、違ういろんなスポーツのほうに、子供たちとか若い人たちは目を向けてるというような時代であり、その辺はですね、こういうスケートボードの今流行のような練習場、こういう確保もぜひ必要だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

時間残っておりますけれども、以上で一般質問を終了いたします。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、12番、飯島衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時45分とします。

午前10時17分休憩

午前10時45分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。13番小池春雄議員を指名します。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは通告に従いまして一般質問を行います。

第1問目でありますけれども、再生可能な行政運営についてお伺いするものであります。

COP21であるとか、財政可能な社会（持続可能な社会）の実現、SDGs（再生可能なエネルギー）等様々な形での啓蒙活動が、教育の現場でも、地域社会でも、関心が持たれた取組が行われておりますけれども、これまでも検証したとおり、我が町は、県内のほうでは、リサイクルについては下のほうにランクされております。

行政が音頭をとることにより、進んでいくものはたくさんあると思います。これがひいては広域組合の負担金の大幅な削減にもなり、自主財源の増にもつながります。取組方は様々あると考えられると思いますけれどもいかがでしょうか。

2月に議会で大木町に行ってきました。分別と生ごみの堆肥化で大幅な削減に成功していることを、研修し、実感してきました。

以前には、仙台市の隣町の村田町のハサカプラントでは、有機廃棄物の資源循環処理を見てきました。

これらの活用で循環型の処理は可能であることを学んできました。捨てればごみ、生かせば資源、ごみの削減と、処理費の圧縮は可能です。

広域組合の計画では、これから数百億円の施設予算が、示されております。スリーR、処理方法と、ごみ、削減の取組をしっかりと進め進めるべきだと思いますけれども、見解を問うものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 9月議会でも答弁させていただきましたが、議員おっしゃるとおり、循環型社会の構築は、ごみの減量化や広域組合への負担金の大幅削減になる、つながるものであることから、町としても大きな課題であるにとらえており、真剣に取組みたいと考えているところであります。

特に、議員からご指摘の生ごみの堆肥化や燃料化等による資源化は、廃棄物の減量に関して最も有効な手段であると考えており、先進地ではこうした取組が行われていることも承知しているところでありますが、こうした資源化施設、プラント、小

規模自治体が個別に建設、運営していくには、多額の費用がかかるものでもありません。

県内では、神流町とみなかみ町で生ごみを固形化燃料化しておりましたので、担当レベルで取組について、伺ってきたこともあります。リサイクル率は県内1位で、47.6%と突出している神流町では、施設が故障し、財政面等の理由から、復旧のめどは立たず、令和6年12月以降は、民間に焼却処分を委託していると伺ってきました。

また、みなかみ町においても、施設の運営費の財政的負担が大きいことなどから、令和4年11月には稼働停止、現在は吾妻東部衛生施設組合に焼却処分を委託していると伺っているところであります。

生ごみの堆肥化・燃料化等を進めていくための施設の整備運営については、町単独での実施は難しいため、広域連携や民間事業者等の連携等、様々な方法について、総合的に検討していきたいと考えております。

また、生ごみの堆肥化・燃料化等に当たっては、処理施設でのにおいは発生しない、または、近隣に影響がない程度の臭気に抑えるなどにより、施設の周辺住民の理解を得ることが、絶対条件であるほか、回収時のバケツ等でのにおい対策も必須であると考えております。

大木町では、10世帯に1個の割合で回収用のバケツを設置しているとのことであり、町の世帯数で換算すると、900戸の設置が必要となります。これは町内のごみステーションが現在約300か所であるため、その3倍となります。

そのため特に夏場においては、回収までの間に、生ごみから発生するにおいを完全に抑えることは難しいほか、回収後のバケツの洗浄等が必要となります。

大木町と同様に、バケツで生ごみを回収している長野県東御市では、バケツの洗浄作業を各地域の町で吉岡町でいえば自治会等で行っていただいているとのことであり、これには住民の理解協力が不可欠となります。

生ごみの堆肥化・燃料化等の資源化については、一つ一つクリアしていかなければならない課題が考えられ、一朝一夕で立ち上がる事業ではないものと認識しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、また、冒頭で申し上げましたとおり、循環型社会の構築は、町として大きな課題であり、真剣に取り組むべきことと捉えておりますので、先進地事例から取り入れられるものを取り入れながら、実現に向けて進めていきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今町長から答弁をもらいましたけれども、この問題というのは、取組

と取り組んでいきたいというので、以前から比べれば、プラスチックごみの収集である、あるとか、少しずつは進んでるんですけども、歩みをもう少し早めて、いかにして、ごみの、排出量を減らすかと。

いつも言ってますけれども、おおよそ生ごみが排出ごみの5割、弱だと。この間行った大木町では5割以上だと。6割近くというような話をしてましたけれども、これをいかにして減らすのかということが命題で、その減らし方というのは、まずは分別がありますよね。

分別をするには、多少、経費もかかるかもしれませんが、分別、今吉岡町で分別しようと、分別ごみを出そうとしても、今、確かに役場のところには、資源ごみの回収場所がありますけれども、こういうものをもう少し増やせて、いつでも出せるようにするというのと、もう少し分け方を増やしてもいいんじゃないかと、もう少し増やせるような気がするんですよ。

それと、昨日の藤多議員からも質問がありましたけれども、いわゆる、コンポスターであるとか、電動生ごみ処理機、こういうことによって、量を減らす、要するに生ごみでしたら多いですけども、機械にかけると、乾燥もされるし、量は減りますよね。いかにしてこの排出ごみを減らすかと。それ、いろいろ言っちゃうとあれですかね、いろいろ分かんなくなっちゃうから、まずは、生ごみを減らす方法、というのを、いろんな知恵が出てきました。

昨日、藤多議員があった、確かにこれからコンポストとか生ごみ処理機、それから、秋山議員からも質問がありました。いわゆる、食料残渣の秋山議員のはキノコであるとか、一定の限られたものの、堆肥化なんでしょうけれども、私たち見てきた大木町では、堆肥化するに当たっては、これは村田町が同じなんですけれども、堆肥化するためには、様々な方法があって、吉岡町にできるものはどんなことができるだろうかというものを総合して、真剣に考えていく必要があると思うんですよ。

そこでいかにして、皆さんが生ごみ減量化のために知恵を出せるか。どういう方法が、我が吉岡町にとっては、皆さんが賛同できて、これならやってみようという思いになれるか。ということによって今ある40数%の生ごみを、たとえ3割でも4割半減できれば大したもんですよ。にもするかということからやっぱり手始めに行っていく。私はともいえばだからそれがこれは吉岡方式だと。というようなことをね、ぜひ皆さんで知恵を出して、先進地事例に学んで、いいとこ取りをしてって、吉岡町でもできる部分って私はあると思うんですよ。

そういうのをやってみたい、やってみる。実現しようじゃないかというそういうその決意が町長にあるかどうかというものを伺いたんですよ。確かに人材難でもあるしいろいろ大変でしょうけれども。でもそのことによって生み出されるお金

というのは、大変大きな額になりますから、吉岡方式、あらゆるものを、先進地事例ありますから、そういうものを制定、我が町でできるだけのものをやってみるといような考えはいかがでしょうか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 生ごみ削減の重要性ということでご質問いただいたと考えてます。

令和5年度に、町のほうで燃えるごみの組成分析というものを、可燃ごみ100袋を対象に行いました。そのときには生ごみの組成が約40%であることが分かっております。ですので、いかにして、議員のご指摘のとおり、生ごみを減らすことが、燃えるごみの削減につながることに非常に重要なことになるということが町のほうでも、認識しております。

そういったこともありまして、電動式の生ごみ処理機の普及促進としまして、購入費用の補助、また、その上限を引上げとさせていただいた経緯がございます。

あとは、コンポスターになりますが、こちらのほうも、現在補助は行ってございまして、こういったコンポスター等を用いて、例えば家庭菜園、あるいは、ガーデニング、そういったことを行っているようなご家庭には、大変生ごみを肥料として使っていただく有効なものであると認識しておりますので、生ごみ処理の処理機、また、コンポスター等の普及促進等にも努めていきたいと考えているところになります。

以上です。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その範囲ではね、それも大事ですよ。もっと普及することも大事ですよ。でもそれだけではやっぱり足らないですよ。先ほど言ったように先進地事例では、いろんなことをやってるんですよ。そういう取組を取り、それぞれの取組のいいところと、いいところどりにすれば、まだまだだって、昔というのは、出なかったんですよ。昔は、江戸なんです。江戸という町が何であんなに長く続いたかというのは、下水処理などごみなんて出ないですよ。下水道処理、下水はありませんから。

要するに、人糞の処理、ローマはその人間のうんちとかそういうもんで減びたというふうに言われてですね、これをたまって。でも江戸がそれが長く続いたというのは、近隣の周辺の人たちが、肥だめをもらいに行って、それで、それを肥料にしてもらって、それで、物をつくって、それでありがとうございましたというのでそのお礼に、野菜を返したと。昔は、人糞のことは金肥って言ったんですよ。金の肥料なんです。金肥で言ったんです。だから、これはこれを本当にする循環型ですよ。

今はそうじゃなくて、それをもう燃やして、重油かけて燃やして、そして埋めて、広域の小野上の処分場では、これが15年たてばいっぱいなっちゃうんですけども、

15年の間に31億ぐらいのお金をかけて、そのほかに今度は水処理で毎年何億の金を、費やしているわけですよ。こういう無駄なことをしてるんですよ。これをこういう無駄を省けば、お金が生まれるんですよ。

調べましたけれどもし尿処理では町は5,400万、広域組合に負担してると。ごみ運営では、1億5,600万。これ広域組合に負担をしてると。そのほかに町の収集運搬に、収集業者で6,300万。そのほかに、指定ごみ袋を使ってますから、これに3,200万。用意してるわけですよ。莫大な年間に費用を費やして、だからこの部分を圧縮できれば、この部分が、町の自主財源になるんですよ。できること、たくさんありますよね。

ですからこのところ減らす努力が必要なんだということを私、言ってるんですよ。ですから皆さんが、もう本当にねその住民課の課長が担当らしいですけども、課長が責任持って1人でなんて、その部下が何人もいたとしても、そこで全てやれと言ってそれは難しい話なんで。これもやっぱり、そこに予算をつけて人をつけて、先ほど言いましたけれども、吉岡方式で、まずは、生ごみの減量化がここから進んだということをぜひともやっていただきたいと思うんですよ。

そうにしないといつになっても、広域の中でも吉岡、渋川、榛東と3市町村ありますけれども、その3市町村が35市町村の中のいわゆるごみのリサイクル、ごみのリサイクル率では、いつも35市町村のけつから、1,2,3を争ってるわけですから、そうじゃなくて、これをどうにすれば、上位に行けるかと。希望は1番に行くことがいいことです。でも行けなくても、少なくとも、1年度は、20位に入ろうと。次年度は30、まずはその3年でもこれはなるべく早くですよ。次、10位に入ろうとか。その次は1番になろうとだろうかという、計画を立てて、そしてそのためには何をすべきなのかと。いうことをしっかり考える必要があると思うんですよ。

ぜひ、町長そういうことを、町長がやっぱり指示をして、やっぱりその人事権を町長が持ってますから、それは大事なことで、いうことであれば、私はそこを進めるべきと思うんですよ。今盛んに町長のほうで自主財源確保のために、あっちを切り、こっちを切りとやってますけれども、そういうことも大事でしょう。

しかし、1番切れる私はね、仕切れる部分ではこのところを上手にすれば、この広域への負担金、減らすことは可能だと思うんですよ。そのためにはそこにお金をつぎ込んでいいと思うんですよ。これに英知を結集するという取組をしていただきたいとすべきだというふうに思いますけれども町長いかがですか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今後の施策の状況でございましてけれども、先ほど、担当課長からお

話がありましたように、いろいろと、庁舎内の中で研究していきながら進めているわけですが、現在基本的なことにつきましては、やはり分別をしっかりとやっていくことが1番大事じゃないかなと。

そんな中で、それを周知徹底していく。そして先ほど話が出ましたように、今コンポスターやごみ処理機、これの購入補助が非常に有効になってきております。こういうところに予算をかけていってもいいのかなと、そんなふう感じているところでもあります。

そして今職員のほうからも話がありましたように、町のストックハウスの回収量は今増えております。この辺についてももう少し力を入れていけたらなど、そんなふう考えているところでもあります。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長のごみ減量化のための、場所、種類も含めて、これなんかプロジェクトチームか何かをつくって、そこに特化した、職員は配置できなくても、そのくらいのつもりで、先進地事例に学んでね、大木町なんかもさ、私聞いたら最初、吉岡町の議会でも10数年前に行ったんですけども、やはりその専門の職員がいて、それは中国の方まで学びに行って、研修したという話を聞きました。

それはやはり昔は海洋投棄だったんですけども、その海洋投棄はもう、時代の要請で、海洋投棄が国際条約の中で投棄ができなくなったということで、じゃあどうしよう。ということで考えついたのが大木町の生ごみの処理方法なんですよ。さっきちょっと町長のほうから臭いの心配というのありましたけれども、大木町の場合というのは、臭いはほとんど感じないですよ、というのがでっかいそこにはふん尿も入れるんですよ、でっかいタンクの中にふん尿も入れますし、ここで集めた残飯もそこに入れます。

だけれど、その施設の隣がレストランになってます。私たちは昔行ったときは町直営だったんですけども、今は民間、に委託をしているそうですけれども、民間委託は、まるっきり、民間なんだからそこまで聞かなかったけれど、町の温泉みたいな、公社になってるんだか分かりませんが、民間委託して、その隣に施設があってもおわないと。ということで、発足当時からね、そういう懸念があったんですけども、その施設をつくったと、いう経緯もありますので、これまで、広域組合の中に議会でも視察に行ってきましたけれども、そういう、今は、臭わない施設というのがたくさん増えていますので、その臭いの心配というのは、問題がないかなというふうに思ってます。

まとめて行っちゃいますけれども、この中には再生可能な行政運営の中には、し尿処理というのもこれは広域組合との話になるかもしれませんが、ゆくゆくは、

このし尿処理だってこの広域の中でやって行って、今までの方式じゃなくて、時代に即した大木町の場合によっては、先ほど言ったように生ごみの中にその肥料も入れますから、それでその液肥にして、それで、ほとんどそれはにおいもなくなって、多少はあるらしいですけれども、まず畑に、10アール1,000円ぐらいで散布をして、完全処理してて、僅かな量だけ残渣が残るらしいです。

それは、民間に委託をして処理しているけれども、それは僅かな量ですという話がありました。私はそういうことだから総合的にとらえて吉岡町が、いかにすればその広域組合の負担金を減らせるかという面で、そこに広域組合に減らせたなら、そのお金は、減らすために使う金に充てられるわけですよ。そのことというのが、いわゆる循環型社会の再生可能なまちづくりにもつながっていくわけですから、そういう方向のために、町長どうですかね歩みもいろいろありますけれども、町が真剣になって、そういうチームをつくって支援を真剣に町が取り組むというようなことは考えられませんか。その1点ですね。

それと、昨日、藤多議員からもありましたけれども私、前から言ってますけれども、いわゆるリユース、まだ使えるものはたくさんたくさんあるけれども、今の現代社会だと、これいるかいなんて、昔だったら親類ででたやつだったら、ああいるよってなったでしょうけれども。

今、そういう世帯構成になってませんから、でも、私なんかは、まだまだもったいないというものがあって、物を買換えるというときには必ず今あったものが壊れて捨てるものもあれば、新しいものが出てきたからまたこれに、買い変えるというものもありますよね。そういうものだからもう技術というのはお茶わんから、学生のね、学生服であるとか、体操着であるとか、様々なものってありますよね。

でも恐らく、それがリユースされてる部分ってのは一部分に限られると思うんですよ。ただ、焼却する前に、そこへ持って行って、自由に人が、それを利用できる、そういう場所を私は確保すべきだと思うんですよ。それを管理するにはそれは、老人会でも、社協でもどこでもいいんだと思うんですよ。そういうところに委託をして、なるべくリユースを率先してするというシステムづくりを少なくとも私この吉岡町であれば、旧明治地区と駒寄地区に2か所ぐらいあれば、いいんじゃないかと思うんですよ。

そんなことを考えれば、いわゆる3Rと言われてる。その中の、リユース、ごみの減量化に大きくつながると思いますけれども、これらについての、町長の考えを再度お尋ねします、しますけれども、いかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 二つお尋ねいただきました。

まず一つ目のごみ処理、減量化の関係なんですけれども、今大木町さんの話が出していただいたようなんですけれども、やはり臭いという、自分は1番最初に思いつくのが、平成20年代につくられた吉岡町の炭化施設、あれを自分は思い出してしようがないんですけれども、これは現在稼働していないで置いてあります。

これも、当時はそれぞれ、時代の先端に行く施設だということで、その当時の議員の皆さんが視察行って帰ってこられて、時の執行と一緒に、この施設をつくられたと、いうふうに伺っております。しかしながらこれも臭いが原因で、1度も稼働することなく現在に至っていると、こういうことを伺いますと、自分としては、その処理施設の建設には、慎重にならざるを得ないというそういう思いでございます。

しかし、ごみの減量化には、やはり取り組んでいかなくてはならないと思っております。そういう中で、職員の中で先ほどチームを組んでという話をいただきましたけれども、チームみんなで職員みんなで結集して、この上、ごみの減量化には進んでいきたいと思っております。

それからリユース関係につきまして、昨日も藤多議員もおっしゃってた言葉でも、連動するんですけれども、もったいない心の育て方というんですか、無駄のない暮らしを創造することを目的とした取組を推進していければと思っております。リユースには、衣服や本等のリユース、また現在、社会福祉協議会や、児童館で行われている、そういうリユースの場というんですかそういうものをもう少し拡大して、不用品や粗大ごみ等も含めて、それを研究していくことも、今後のごみ減量化への大きな課題解決になっているのではないかなと感じているところであります。

いずれにしても、ごみの減量化には、町の職員一丸となって進める、あわせて、議員皆さんのお力添えもいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 何回も言いますが、私は購入するお金、多少お金を使っても、今こそ広域への負担金がね、これからもまた予定されてますけれども、広域組合の中ではまた、数百億かかるんじゃないかというふうに言われてます。新たな焼却施設をつくる焼却施設であるとか、下水道処理施設の更新、更新も目前となっておりますよね。

そうするとやっぱり町への負担金も相当長くなりますよね。そうじゃなくてもいい。もう現在でもこれだけあって、年間の予算が、広域組合だけでも30億を超すわけですから、そういうところで減らした、広域組合の負担金が減らせれば、その分を、ごみ減量化のために使えると思うんですよね。どっちがいいかという考え方を考えたんですよ。

そうするとやはり、今の時代の要請、いわゆる再生可能な行政に持っていくという

ことが、やはり住民というのは、行政が音頭をとればそれにそれに続いていくんですよね。でもやっぱり行政が音頭をとらないと、住民から自然発生的に盛り上がってどうなるこうなるという問題じゃないでしょうね。やっぱり行政が、音頭をとるということになると思います。

今先ほど町長のほうから、全て、リユースを進めていきたいということなんですけれども、いわゆる目に見える形で、よしやっていくぞと。やるぞという、そういう固い決意を私は是非ともね、示していただければ、やっぱりそれが、町長の決意というものが住民の中に伝わっていくもんだと思うんですよね。ちょっとそこでお金を使ったとしてもそれはそれが広域組合の大きな削減にもなると。いうことですから、負担金の削減もなるし、ごみが減れば、町の収集運搬料だって減りますから、よくなりますよね。

そういう意味から考えて町長やっぱり姿勢一つだと思うんですよ。それと、町長の訴え、住民にも訴えるまた職員にも指示すると、いうことが大事だと思うんですけれども、再度そのところ、確認をしてこの問題は終わりにしたいと思いたすけれども、町長の最後の、最後の決意をお願いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど来から話が出てますように捨てればごみですけども、使えば資源、議員おっしゃるとおり、これの意識改革をしっかりと啓発、また広報等を進めていけたらと思っております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは2点目の、ふるさと納税の確保についてお尋ねします。

これも、これまで、私も何回も質問しておりますけれど、また今回もに関しては、町の対応をまた提案を聞いてまいりました。

私は、境町の例、茨城県の境町の例も出しましたけれども、境町は、これは2023年でしたか。ふるさと納税を集めた金額は、96億円だったんですよね。ふるさと納税で集めた金が96億全国では100億を越す市町村が、ありますけれども、近いところでは、この茨城県の境町がそうでした。

ここはふるさと納税室が主になりまして対応しているというふうになっております。吉岡町でも、これに倣って、やはり一考すべきではないかと、いうふうに思っておりますけれども、今後の取組の取組方について、町長の見解をお尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどの境町さんの数字ですけども、2024年度で99億だそうでございます。ふるさと納税の増額については、地域の活性化や地方創生において非常に重要なテーマであると認識しております。

ふるさと納税制度は、寄附を通じて、地方公共団体が財源を確保し、地域の特産品やサービスを提供することで、地域の魅力を発信し、住民サービスの向上を図ることを目的としております。近年ふるさと納税は多くの自治体にとって重要な財源となっており、寄附額の増加は、地域の発展に寄与することが期待されております。

今後の対応も含め、詳細につきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ふるさと納税の確保については、多くの議員からご指摘を受けてございます。

現在、ふるさと納税の増額に向けて魅力ある返礼品の発掘は言うまでもなく、担当部署として、今まで以上の情報収集を行う必要性を感じております。そこで、庁内職員で構成したグループを立ち上げることで、ふるさと納税の増収に向けた全庁的な対応にシフトしていければと考えております。

ご提案の件についての対応ですが、現在のふるさと納税制度では、人件費を含めた総経費をふるさと納税額の50%に抑えることとされているため、残念ながら現状のふるさと納税額では、単独で専門部署を設けることができない状況でございます。また、今後その経費割合の引下げも予定されてございます。

そうした状況ではありますが、増額に向けて最大限努力する姿勢には変わりありません。今後、他市町村への訪問なども念頭に、事業に対する考え方や進め方を原点に立ち返り、学び直したいと考えております。同時に、そこで得られたものを今後の取組に生かしていければと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このふるさと納税制度が始まってからも結構経つんですけども、先ほど言った境町の周りに、近隣では明るいですけれども、境町の成功例というのは、野口さんという方でしたかね、この人は真剣に取り組んだというふうにあります。

それから今では、そういう何かまちづくり推進課ですか。そして、ふるさと納税室が主になって対応してると。その中のシステムやっぱりそのシステムが構築できてそこでふるさと納税で得られた利益を、また、その生産のために、も使ってるんですよね。だから、町もよくなるし、ふるさと納税をつくる生産者にもやっぱりメリットが、できる。そういう場所がその場所の提供場所というんですかねその施設もできると、そのお金で、それがうまく回ってるんですよね。

その中で、これから我が町や我が町には何が合うだろうかと。ちょっと、共通してるのは、ここは境町はね、恐らくその吉岡町の議会の視察に行ったら、私行かなかったんですけども乾燥芋、有名なもんだからというんじゃなくて乾燥芋だけで

90数億いってるということじゃなくて、その中の一部なんだろうけれども、これを利用して、この制度を利用してどうにしていこうかと思うんですね。

これだから、町にはさほど、産業はないんですけれども、このことによってふるさと納税を利用した産業づくり、それをだからつくる人もその安心に町もそれ、ふるさと納税で使いますよ。ということになれば、それをつくると。それを町が買って販売する、その販売というそのふるさと納税として、利用するというと、町もいいし生産者もいいし、ふるさと納税でその町に納税している方にも、よいという三方がよくなければこれって成立しないもんなんですよ。

そのためには何があるかと、何ができるかと。そういう部分では、今、町に何があるかな、これはどうだあれがどうだろうというよりも、町だったらこんなことができるんじゃないかと。いうので、産業を興すと、いうことでそれがうまく改定していけば、町が予想できる、ふるさと納税ってのは確保できるんですよ、できるんだと思うんですよ。

しかし、そのアクションを起こさなければ、何かないかな、何かないかなって言ったってそれは何もないんですよ。そのことひいては、だから町にもいいし、ふるさと納税する人でもいいし、それをする生産つくる人でもいい。それは、食べるものとかそういうふうに決まった野菜とか果物とかそういうふうに決まってませんよね。いろんなものがあるわけですよ。

いや、ともするとそれが町の産業にもなるかもしれない。だからこれその成功例ってのはすごくたくさんあるんですけれども、見ると海辺が近くて、その海産物があるところとか、ビール工場があるからビールとか豚飼ってるからハムだとか、それも一つのヒントなんだろうけれども、でも、中で見いだしていく。見いだしたもって、これ境町の例というのは、それもあるんですよ。それで、そのノウハウはできてもそのうちのほうでも教えますし研究もしてしてますから、そういうことで、何か大学校なんてありますけれども、そこでもやっていますので、ぜひお出かけくださいとまた参加してくださいというような、ホームページになっています。ですから、そういう市町村というのは、たくさんあると思うんですよ。

だから、どのようにすれば吉岡町にあったものを、また、無から有を生むということも可能だと思うんですよ。それはやっぱり、結構どこの市町村でもそういうことに好きというすかね。そういうことは好きで専門に取り組んで成功した例というのが多々あるように私は見受けられます。

ですから、私はよく言ってるのですけれど。役場の職員の英知を結集して、それで吉岡町にあったものを、つくったらどうですかと。リーフレットですよ。

やはり、全国ではふるさと納税がちょっとずっと右肩上がり上がってるんですけれ

ども、今でも100、100数、全体では、100兆円越してるんですよ。ですけどまだ吉岡町の額は少ない。で、そう言ってもなかなかそこへこれが進んでない。もうそろそろ、これが倍々と、なるような体制をぜひ考えてほしいんですよ。優秀な職員がいるわけですから。その辺はいかがでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほど答弁の中でも述べさせていただきました。

今後ですね、庁内職員の中で構成したグループを立ち上げて、ふるさと納税の増進に向けた全庁的な対応にシフトしていきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それは今考えてるのは何人ぐらいですか。それでどういう時間にそれをやろうとしますか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） そのグループ構成については、今後の検討なんですけれども、各課1名ずつ、若い職員等ですね、集めまして結集してどうすればふるさと納税が増えるか、そちらのほうを真剣に町として取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず各課1名ずつでそれがどのぐらいの頻度でそれをやろうというふうに考えてますか。

また、要するにちょっと、1か月30日ありますけれども、その30日に何日ぐらい使って、その時間はどのぐらいやるんだというふうに考えてますか。

そうじゃないとただやるやると言っても、今までもやるやるって話聞いたんですけども、もう全く実現してないんで、私たち見て今度は本気だなというふうには思える布陣でやっていただきたいんですよ。その辺の考えってどうですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） まずはそのグループを立ち上げることをまず前提にして、そちらのほうの皆さんが集まった中でですね、どれだけの頻度でできるか、そちらのほうを検討してなるべくですね、頻度も上げられるよう最終的にはふるさと納税の増額が結果として出なければ、何にもなりませんので、そちらのほうはなるべく集会、集める機会は、頻度を高めてきていければと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう少し具体的にできないと思うんですよ。今の課長の思いは、1か月の間にね、それぞれの課から、1名ぐらいずつで、それで何日で時間にすればこのぐらいは費やしたいと。

できれば私はね、境町みたいに、専属の人を置いて、やっていただきたいというふ

うに思っていますよ。その辺を考え、まだちょっと見えてこないですよ。何かぼやけてて。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） なかなか今、何日でというのはここで即答できないんですけれども、まずは集まってですね、どれだけの頻度でできるかというものをですね集まったものを、同士でですね、話した中で、頻度については高めていきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 皆さんがやっぱり要になると思うんですよね。これから、それぞれどちらでもいいですけども、考えはいかがですか。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 先ほど小池議員のほうからお話ありましたとおり、考え方としてですね今あるもんから見つけてきてというところの発想から変えていかななくちゃならないということと、専門部署を設定した場合においてもですね、今まで成果が上がらなかったというのはやはり、人にノウハウがないという部分もあるんで人材育成から含めて考えていく必要があります。

そういった観点からも、スキームというんですか仕組みづくりについては課長の答弁のとおりなんですけれども、そちらについては、例えば、境町さんは当初、ふるさと納税6万円の実績から99億まで増やしたと。昨年度ちょっと減ってしまったようなんですけれども、そこを再投資してウナギの加工工場を立ち上げて、その加工工場についても敷地のほうは借地として借地収入を業者からいただいと、そういう循環をつくってるという、要するに起業ですね。地域産業をつくっていくというところを自らやってらっしゃるところはふるさと納税の成功事例がほとんどだということも含めてですね、その辺は職員のほうにも、しっかりと伝達させていただきたいと伝達した、しながら取り組んでいきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、ぜひとも、これまで頑張りますという、答えで終わってまうけれども、今年、今日言ったから明日できるものではありませんけれども、ぜひとも、自主財源の確保という意味では努力していただきたいということを言っておきます。

続きまして、広域組合の職員の派遣についてであります。この件につきましては、何度も質してきましたけれども未だ改革改善していませんが、これから数百億の予算が投じられようとしています。広域組合の方針を正しく認識しておくには、必要と考えます。渋川市の人事の駒に使われているだけでは、吉岡町・榛東村のために

はならないことは、明らかであります。

ぜひとも、吉岡町の吉岡町から、職員が、広域に行って、そして広域がどんなことが今、行われてて、そして、これから、どういう方向へ進もうとしてるのかと。いうのが分からないと、今ですと私なんか見ても、こ広域組合というのは独立でぼんとあって、これは渋川市長の配下で、そして、吉岡・榛東が補佐みたいな形で、物事はみんなそちらで決められて、ただ、今の場合は吉岡・榛東がただそれに、応じただけというにしか見えないんですよ。

でも町長もご存じのように、3月いっぱい、今の事務局長は定年になって、また新しい人が来るらしいですけども、2年前もそうでしたよね。渋川市でもう定年退職がもう間近になってくるとあと1、2年残ってるというと、部長級で昇進させるために、広域組合によこして、部長級なんですね。そうすると2年もするとね、みんないなく、ここのところ10年ぐらい、もうみんないなくなっちゃうんですよ。だから議会で質問するって言っても、答えるほうはちんぷんかんぷんなんですよ。前のこと知らないんですよ。

本当にこれ、もう今の広域組合ってのはそういう、渋川市の人事の人が駒にされてるんで、本当にこの広域組合というのは3か町村で、組合としてできてるわけですから、これからその組合がどういう歩もうとしてるか、今後何をしようとしてるか。というのが、物が形が決まってから、吉岡町・榛東村のところに、こうこう、こういう方向らしいですというのが来るんじゃないかと、いろんなものが、決まる過程から、過程前から、今の実情というものが絶えず、その時代、そのときそのときの市町村長であるし、まだその次の担当課長が全て知っているためには、やっぱり町の職員が一定の係長クラスの人が行っていて、その中でも重要なポジションを得ていて、組合が会議なんかするという、いうときは方向を決めるというときにはその人が参加をしていて、広域の組合員の職員であるけれど、また、町の職員の派遣ですから、そのことは、絶えず吉岡町に、最後にね、町長のところへ来てると。そうすると、これから町長がどういう手を打っていけばいいのかとどこで何を言うべきかというのは見えてくると思うんですよ。

でも、今の状況ですと、なかなか見えてこない部分ってあるんですよ。でも職員が絶えず行っていればそれ、見えてきますよね。そのためにも私は、以前の高木市長のときには、そんな話ししたら、市長はそうですね、そうしましょうなんて言ったんですよ。前の真塩村長も、そりゃそうだよねなんて言ったんですよ。でもそのままになっちゃってるんでやはり、管理者会議の中で、やっぱり吉岡町町長、やっぱり今の、渋川市の広域組合の中では、我が町の町長、柴崎町長が1番の長老ですから、まだ星名さんはまだなつたばかりで、事務局が分かってても、管理者は分

かってませんから、そういうものは分かってるか、副管理者として、年長の副管理者として、物を言える立場にあると思うんですよね。そして、やはり町に絶えず広域組合の実情が分かる、そういう体制を整えておくべきだというふうに思っておりますけれども町長の決意をお伺いしたいと思いますけれども。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員の質問にお答えします。

現段階において副管理者として、広域の中で、意見交換は十分行われているものと感じているところであります。渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、消防に関する事務やごみ処理し尿処理、火葬場及び斎場の設置、夜間急患診療所の運営、職業訓練センターの管理など、渋川広域圏の地域住民の生活に密接に関わる重要な業務を行っているところであります。

現在、渋川広域組合には渋川市から3名、榛東村から1名が派遣されており、榛東村の前となる令和2年度から4年度までの間は、吉岡町から当該組合に1名の職員を派遣しておりました。

今回、吉岡町から渋川広域組合に対する職員の派遣についてのご質問をいただきましたが、職員の派遣は、当該組合を構成する市町村の役割として、また、当町の職員が、渋川広域組合の事務に関わるという観点からも、先ほど小池委員の方も指摘いただいたように、大変重要なものであると考えているところであります。

今般、渋川広域組合から、次年度に向けた職員の派遣依頼もいただいておりますので、そのことも踏まえ、現在、具体的に、職員派遣に関する調整を進めているところでございます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長これまでも、私もね広域の議員をして感じるんですけども、渋川市がやっぱりどうしても、事務局長は渋川市の職員だったら1番するもんですから、こちらの、立場もあまり考えないで、管理者の言うことを基本に聞いたり、時には私を感じる、やっぱり暴走もしてるときってあるんですよね。

それ、前の高木管理者のときは、とんでもないと。いうので、これからこれ、広域組合っ行ってちょっと文句言ってくる。指導してくるといってちょっと顔色を変えていった事例なんていうものはそれ見て知ってるんですよ。ていうふうに、広域組合というのは、どうしても、昔は、管理制度じゃなくて、8か市町村あったものですから、その当時では理事会だったですね、理事会というのは、理事同士が集まって決定をするんですよね。

その管理者制度になると、副管理者がいる、副管理者が2名いるんですけども、決定権を持っているのはその管理者なんですね。再度です、副管理者に何も聞か

いで、勝手にしちゃうと、いうことはないと思うんですけれども、制度上はそうになってます。そういうときには、事務局が、市長の言うことは聞かないで、いうことですからその者の市長のか、確認もしないで、市長が思ってることと、管理者が思ってることと違うほう、違う法律なものを進めた。というような事例なんかもありました。

そういうことで私は、職員を派遣することによってね、それから出しておけばいいじゃなくて出したら今度はその職員がちゃんと正しく、月に何回かは、派遣職員ですから、市長、町副管理者、町長のところへちゃんとその状況を町長なり担当課長のところへ報告するというシステムの効率化が必要と、いうふうに思いますので、そこだけはそうなるか、確認だけしておきたいと思うのですけれど。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 以前は確かに、管理者との協議で事務を進めているような状況もありました。自分になってから、しばらくたってから、そういう進め方にちょっと異議を申し述べさせていただいたところ、そのあとはいろんな事業、決裁をとる状況においては、必ず、副管理者のほうにも回ってきて、判こを押すという、そういう確認をさせていただいてるような状況でございます。

また、職員の関係につきましては当然派遣すれば、職員のほうからもいろんな報告を所管の課長のほうにさせていただくという形は守っていきたいと思っております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 終わります。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、13番、小池治男議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の会議で予定されておりました一般質問が全て終了しました。

## 散 会

議 長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会とします。

午前11時45分散会

# 令和8年第5回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和8年3月19日（木曜日）

## 議事日程 第5号

令和8年3月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 追加日程第1 第1 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正について  
(説明・質疑・表決)
- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告)〔第2～第24〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第15号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(討論・表決)
- 日程第13 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第14 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第15 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第16 議案第22号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第17 議案第23号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第18 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算

(討論・表決)

日程第19 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第20 議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第21 議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第22 議案第28号 令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第23 議案第29号 令和8年度吉岡町水道事業会計予算

(討論・表決)

日程第24 議案第30号 令和8年度吉岡町下水道事業会計予算

(討論・表決)

追加日程第2 第1 議案第31号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第8号)

(討論・表決)

日程第25 陳情の付託案件審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)【第26～第28】

(委員長報告に対する質疑)

日程第26 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第1号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める」意見書提出の陳情)

(表決)

日程第27 陳情第2号 mRNAワクチン(レプリコンワクチン含む)接種事業の

中止の意見書提出を求める陳情

(討論・表決)

日程第 28 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第 3 号「新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める」陳情)

(表決)

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 30 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 31 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 32 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 33 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 34 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 35 議会議員の派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程〔第5号〕により会議を進めます。

本日は委員会に付託した議案等の委員長報告を、議事日程の日程第1及び日程第25で行いますので、各委員長におかれましてはよろしく申し上げます。

ここで議事日程を追加します。議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。事務局に追加議事日程を配付させますので、その間暫時休憩とします。

午前 9時30分休憩

午前 9時32分再開

### 追加日程第1 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正について

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。ただいま配付しました議事日程〔第5号〕の追加1により会議を進めます。

追加日程1の第1、議案第24号、令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正についてを議題とします。柴崎町長より、訂正議案、訂正の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第24号、令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正について、請求内容の説明を申し上げます。去る3月2日に提出いたしました議案第24号、令和8年度吉岡町一般会計予算について、議案を訂正したいので、吉岡町議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めますのでございます。

このたびの訂正につきましては、3月12日からの予算決算常任委員会における審査の過程で判明いたしました歳出予算の金額の内訳などについて、訂正を求めますのでございます。何とぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（富岡大志君） 議案訂正の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

これより採決を行います。

議案第24号、令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正についての申出を承認するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって議案第24号、令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正についての申出を承認することに決定しました。

ここで予算決算常任委員会を開催し、訂正されました議案第24号の審査をお願いします。

それではここで暫時休憩とします。

午前 9時34分休憩

午前10時38分再開

## 日程第1 委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告)

議長（富岡大志君） 会議を再開します。議事日程（第5号）に戻り会議を進めます。

日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。委員会に付託した議案については各委員長から委員長報告を求めます。

それでは、総務産業常任委員会、飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員長（飯塚憲治君） それでは総務産業常任委員会の議案審査の報告を行います。

3月2日本会議場において議長より、当委員会に付託されました議案8件について、3月9日月曜日、午前9時半より委員会室において委員7名、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課長、局長、室長の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

その1、議案第8号吉岡町職員等の旅費に関する条例については、これは吉岡町職員等の旅費に関する条例（平成9年吉岡町条例第7号）の全部を改正するものであります。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

その2、議案第9号吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例については、質疑1、職員定数が全体で10人を超えるとあるが、各部局の人員配分はどうかとの質疑には、町部局の事務職員数が12人増えて計127人に、教育委員会事務局が2人増加で計22人となる計画であり、そのほか、議会事務局は変わらず3人、水道事業、水道事業事務局も8人で変更なし。したがって全体では現行146人が、160人になるとの答弁でした。

2、正規職員と非正規職員との人員割合はどうかの質疑には、概算で正規職員

が55%、非正規職員が45%との答弁でした。

以上審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

その3、議案第10号、吉岡町公共施設等整備基金条例については、1、新たな基金設立では、毎年の積立て額の計画はあるのかとの質疑には、毎年の積立てが望まれるが決算期の余剰金の発生に応じて積み立てることになる。積立て額は毎年500万円程度を考えているとの答弁でした。

2、基金の使用目的にはどのような設備があるのかの質疑には、町庁舎の建て替えを主体として考えているが、公園施設も含まれる。また、この公共施設のほかに、公有施設の建築修繕なども含まれる。公有施設とは町で整備する必要がある施設、例えば看板などが、考えられるとの答弁でした。

3、町庁舎の建て替えにはどの程度の資金が必要と考えているのかの質疑には、答弁は20億円、30億円程度の積立てが必要と考えているとの答弁でした。

4、毎年500万円程度の積立ては到底資金、建設資金には至らないと思うが、この点はどうなのか。どう考えているのかの質疑には、将来的な投資で生み出されている生み出されるもの、これからですね、例えば産業団地構想、それらから生み出される固定資産税、また、ふるさと納税の協力企業なども考えられますので、今回の基金設定としたとの答弁でした。

5、条文に示されている町の公共施設・公用施設、町所有の建築物等を含んだ施設の整備修繕除却、これなどの幅広い資金使用目的では、本来の庁舎建設の前に資金目的はゆがんでしまう思いがするが、この点はどう考えているのかの質疑には、第1目的は町庁舎としている。今後の財政状況の好転も考えられる中、庁舎単一の使用目的では、第1目的が計画どおりに進行しなかった場合、遅れ等があった場合、ほかにその資金一切使用できず、積立てた資金が有効利用できない、活用できない、眠ってしまう状況を避ける、こういうことも考えて、今回の計画としたとのことでした。あくまで庁舎建設を目的として、財政状況を鑑みながら、他の範囲にも資金充当していくとの考えを答弁されました。

以上審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

その4、議案第13号、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決しました。

その5、議案第14号吉岡町公園条例の一部を改正する条例については、1、天神東公園と道の駅緑地公園など、あの一帯を新公園として設定することが目的の条例なのかとの質疑には、新たに都市公園としての設定を考え計画している。

また、吉岡温泉公園、この中に、現状では公園施設としては認められない温泉施設があるため、これを条例で休養施設と位置づけることにより、都市公園の中に含め

ることができる。この状況をつくり出すために、現条例の一部を改正するとの答弁でした。

2、現行条文では、公園内の飼い主のいない動物に対する禁止行為の一つに餌付けをしてはならないとあっては、改正条文では条件付で認めるという内容に受け取れるがそのように解釈してよいか。禁止事項が少し緩和されてしまった感じがするが、との質疑には、飼い主のいない動物に餌付けをして繁殖を助長してしまうなどの行為を防止するための条件をつけたものである。

群馬県による動物愛護条例の趣旨に沿った、この形での条文であり、県条例と趣旨を合わせた条文になっている。あくまでも努力規定であるので、努めていただくという努力義務の内容になっているとの答弁でした。

3、公園周辺に捨てられ、野良化した動物に餌付けを行うことにより、周辺環境に悪影響を与え、また、それらを生じさせる行為をしてないとしてはいけない。努力義務を公園利用者などに周知する手段が必要なのではとの質疑には、公園にある注意看板などに分かりやすい文言で掲示するとの答弁でした。

以上審査の結果、原案適当と認め、全会一致で可決しました。

その6、議案第15号町道路線の設定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

その7、議案第16号、吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、1、これまで毎月の定例日に行っていた使用水量の計量日を隔月の定例日に改めるとあるが、これによってどのぐらいの経費節減が生まれるのか、これの質疑には、令和8年度予算ベースで557万2000円になるとの答弁でした。

審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決しました。

その8、議案第17号、吉岡町下水道条例の一部を改正する条例については、審査の結果原案適正と認め、全会一致で可決しました。

以上をもって付託議案8件の審査報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。飯塚委員長、自席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会、藤多ゆかり委員長、委員長報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました議案2件、陳情1件について、3月10日、

委員会室において、町長、副町長、教育長、担当課長、委員全員出席のもと審議いたしました。

議案第11号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条例が可決された場合に、税収はどのくらい増額するのかとの質疑に、増額分の試算はしていないが、1人当たり平均で年額3,622円課税を予定している。

また、社会保険加入者についてはどうなるのかとの質疑に、子ども・子育て支援交付金の拠出に当たっては、国保税のみならず、社会保険の加入者も同様との答弁。

また、この税収が増えることによって、どのような事業に充てられるかとの質疑に、国の施策の子ども子育て支援関連の事業に充てられ、一つは、児童手当の拡充、そして、妊婦のための支援給付、育児時短修業給付出生後休業支援金給付、育児期間中の国民年金保険料免除、子供誰でも通園制度、こういった子育て支援事業に充てられることになるとの答弁がありました。

以上、審議の結果、議案第11号は、全会一致により原案のとおり可決されました。

議案第12号吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例について、弔慰金は亡くなられた方に対して、配偶者の親、同居している義理の父母も弔慰金の受給対象となるかとの質疑に、生計維持者等が死亡した場合、受給遺族の範囲とすると、配偶者、それから子供、父母、孫、祖父母となっている、との答弁。

また、実際に今までこのような弔慰金を支払った事例はあったかとの質疑に、今回、群馬県の市町村総合事務組合が、この共同処理をやめることによって、この条例が制定されるが、市町村総合事務組合で支給した実績とすれば、過去に災害弔慰金の場合は、昭和40年代以降、災害弔慰金が5件支給となった。

また、災害援護資金貸付金については、1件の実績があるとの答弁がありました。

また、過去に吉岡町民が支給になったことはあるかとの質疑に、該当はなかったとの答弁がありました。

以上、審議の結果、議案第12号は全会一致により、原案のとおり可決されました。

陳情。

議長（富岡大志君） 藤多委員長に申し上げます。陳情については、日程の第25で行っていただくようお願い申し上げます。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君発言〕

藤多ゆかり文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） すみません。失礼しました。

では、以上、委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

藤多委員長、自席へお戻りください。

次に予算決算常任委員会小池春雄委員長、委員長報告をお願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

3月2日及び3日に本会議を開きまして、当委員会に付託されました議案について3月11日から17日の4日間にわたり、午前9時30分より委員会室において委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席のもと慎重に審査を行いました。

また、本日の本会議において議案第24号の訂正が承認されたことを受けて、提出された議案第24号について先ほど委員会室において審査を行いましたので、報告をいたします。

それでは、議案第18号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について、まず、歳入において軽自動車税の環境性能割について、補正額の増額理由はの質問に、昨年度の実績やダイハツの出荷停止解除後の台数変動等が要因との説明がありました。

次に、住宅使用料において、削減理由はの質問に対し、北下団地の滞納及び本宿団地の退去は要因であると説明がありました。国庫補助金の吉岡町第四保育園増築工事の減額理由はの質問に対し、入札不調による進捗状況の低下が理由であり、次年度、令和8年度へ継続する旨の説明がありました。

次に、歳出においてシェアサイクル事業の展開、展開と交付金についての質疑があり、前橋との連携事業であり、利用実績を検証しつつ進める方針とのことでした。

老人福祉費の長寿祝金は対象者の減少による減額、老人クラブ補助を補助に、ついては会員数に基づいた算定根拠の説明がありました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第19号、令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入における県繰入金、2号分について質疑が行われ、国庫補助金対象の医療費増加や災害収納対策レセプト点検事業、保健事業交付要件に該当した場合に交付される旨の答弁がありました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第20号、令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、認知症サポーター養成講座委託料の減額理由はの質問に対し、会場変更による使用料減額及び研修の中止による旅費、研修費の減額である旨が説明されました。

認知症サポーターの累計人数、3,479名やカフェ運営の関わり状況について質疑が行われ、審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第21号、令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第22号、令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）については、審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第23号、令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）については、歳入において、下水道使用料及び、農業集落排水施設使用料の増減はの質疑に対し、農業集落排水から公共下水道への編入に伴う増額である、との説明がありました。

歳出において、環境費の減額理由の質疑に対し、農業集落排水処理施設の更新工事について、来年度の廃止予定を考慮し、実施を見送ったことや、不明水対策の補修工事の不用額等が主な要因であるとの説明がありました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第24号、令和8年度吉岡町、吉岡町一般会計予算については、歳入について固定資産税の滞納繰越分について、公売等の進捗により、昨年度の280万円から200万円へ減額計上した旨の答弁がありました。

地方特例交付金の環境性能割廃止に伴う補填特例交付金について、2年間の時限で、時限措置である旨の確認がなされました。

住宅使用料の町営住宅における滞納及び不法占拠案件について質疑があり、入居見込みがないものについては欠損処理を行う方針が示され、また、本宿団地のアスベスト対策工事に関連し現在の入居状況と、工法選定の根拠について説明がなされました。

移住支援金事業の財政事業及び事業効果を検証した結果、令和8年度は実施しない方針であるとの報告がありました。

歳出について、自治会事務委託の改正に、改定について、自治会事務委託料、委託料の算出根拠及び減額理由について質疑があり、世帯数、歳出法の変更及び単価の段階的引下げ、400円から250について説明がされました。

また、加入世帯の確認方法、名簿提示について質疑が行われ、自治会振興助成金の、助成金の一本化について質疑があり、事務の簡素化を目的に補助金等を一本化した旨の説明がされました。

広報等の配布見直しについて、ポスティング委託料427万1000円に関し、今後の配布体制について質疑があり、自治会を通さないポスティング方式への移行及び段階的な適正化を図る方針が示されました。

老人福祉費の温泉無料招待券の配布回数を2回から1回へ変更する理由について、

閑散期の利用促進及びサービス向上を目的とする旨の答弁がされました。また、振興公社への経営への影響について質疑がされました。

衛生総務費の水道事業会計繰出金3,980万円について、物価高騰対策としての水道料金減免事業への充当であることが説明されました。

予防費のRSウイルスワクチン等の予防接種に関して、国の法定接種基準及び交付税措置の仕組みについて質疑がありました。

健康増進費の前立腺がん検診の個別検診導入について、75歳以上の後期高齢者と、併用を目的とした新規事業であるとの答弁がされました。

一般廃棄物収集運搬について、令和6年度から一般競争入札に移行し、移行したとの説明がされました。

また、資源ごみ集団回収補助金について、団体数は増加しているものの、回収量の減収により予算額が減額となっている現状が説明されました。

消防団活動支援アプリについては、3市町村渋川、榛東、吉岡の共同調達による導入により、事務負担の軽減とコスト削減を図る等の説明がされました。

ハザードマップ交渉については警戒レベルの変更に伴う更新で全戸配布ではなく、転入者配布及び周知用として作成との説明がされました。

生理用品等、購入補助事業については、制度設計時の3年期限を鑑み、今年度をもって廃止することとあります。利用実績はあるが全体的なバランスを考慮した判断であると説明がされました。

給食センター費については、厨房機器のリース契約が満了し、無償譲渡を受けるため次年度より予算計上は不要となる旨の説明がされました。

また、訂正された議案第24号令和8年度吉岡町一般会計予算の訂正については本日審査を行い、説明がされ、訂正か所を含む審査の結果賛成多数で、可決されました。

なお、審議の過程の中で、予算執行に関する要望事項を取りまとめをし、行いました。

- 1つ、ふるさと納税の強化充実を図りたい。
- 2、予算書、決算書の説明資料の更なる改善を図られたい。
- 3、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設での実施する事業の拡大を図られたい。
- 4、委託料と契約の適正化、随意契約を含む、を図られたい。
- 5、SDGsの推進を図られたい。
- 6、学童保育の入所条件の緩和を図られたい。
- 7、中学校給食費の無償化を図られたい。

8、ごみ減量化への取組強化と資源化を図られたい。

8、失礼9。自治会運営に関しては、十分な協議を図られたい。

10、高齢者支援、子育て支援、（チャイルドシート購入補助や、生理用品無償配布などとする）の更なる充実を図られたい。

以上を要望し、要望をしました。

続きまして、議案第25号令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算については、給食費の無償化に伴う財政影響について質疑があり、執行部に国の補助単価5,200円が現在の食材、費単価を上回る見込みであり町の負担は従来より軽減される見通しである旨が答弁されされました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第26号、令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算については、雑入の内訳について質疑があり、医療費過誤請求返還金と説明されました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第27号、令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算については、第1号被保険者の保険料徴収に関し、普通徴収特別徴収の人数及び滞納繰越分の見込みについて質疑があり、普通徴収560人、全体の20%特別徴収4,856人を見込んでおり、普通徴収の世帯数、54人との説明がありました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第28号、令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算については、ボランティアポイントの活動実績について質疑があり、配食サービス、サロン運営、読み聞かせ、旗振り等がある旨が説明されました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第29号、令和8年度吉岡町水道事業会計予算については、物価高騰対応として水道基本料金減免事業について、対象世帯数、9,046世帯及び財源が地方創生臨時交付金との説明がされました。

審査の結果賛成多数で可決されました。

議案第30号、令和8年度吉岡町下水道事業会計予算については、流域下水道管理運営負担金の算出根拠は、との質疑に、湧水水量、汚水排水量に基づき算出との説明がされました。農集の公共接続に伴う、道路、本復旧工事について補助金の優先順位や今後の更新事業の対応方針が説明されました。審査の結果、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（富岡大志君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

委員長席へお戻りください。

## 日程第2 第8号 吉岡町職員等の旅費に関する条例

議長（富岡大志君） 日程第2、議案第8号吉岡町職員等の旅費に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号吉岡町職員等の旅費に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第3 議案第9号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第3、議案第9号、吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第4 議案第10号 吉岡町公共施設等整備基金条例

議長（富岡大志君） 日程第4、議案第10号吉岡町公共施設等整備基金条例を議題とします。

これより討論を行います討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号吉岡町公共施設等整備基金条例の、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第11号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第5、議案第11号吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 議案第11号、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして反対の立場で討論を行います。

この条例の改正は、子ども子育て支援金制度を国保会計に押しつける新たな制度です。少子化が進む昨今、国が責任を持ち支援していくのは当然です。それを行わずに、国民負担とすることは断じて許されるものではありません。

保護者が財政的に安心して子供を産み、育てる社会の構築が求められております。

それを国保会計に押しつけるやり方に対し、私は反対をするものであります。

議長（富岡大志君） 次にこの議案の賛成者の発言を許可します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第12号 吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

議長（富岡大志君） 日程第6、吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第13号、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第14号 吉岡町公園条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第14号、吉岡町公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号吉岡町公園条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第15号 町道路線の認定廃止

議長（富岡大志君） 日程第9、議案第15号、町道路線の認定廃止についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号町道路線の認定、廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第16号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第10、議案第16号、吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 程第11 議案第17号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第11、議案第17号、吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第12 議案第18号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（富岡大志君） 日程第12、議案第18号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第19号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算

### (第3号)

議長（富岡大志君） 日程第13、議案第19号、令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号、令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第14 議案第20号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第14、議案第20号、令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第15 議案第21号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第15、議案第21号、令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

#### 日程第16 議案第22号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第16、議案第22号、令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第23号 令和7年度吉岡町下水道事業会計の補正予算（第4号）

議長（富岡大志君） 日程第17、議案第23号、令和7年度吉岡町下水道事業会計の補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告

のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

## 日程第18 議案第24号 令和8年度吉岡町一般会計予算

議長（富岡大志君） 日程第18、議案第24号令和8年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

挙手がありましたので、討論を行います。

まず、反対者である小池議員の発言を許可します。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第24、24号、令和8年度吉岡町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

これまで、財政が厳しいといつも言ってきましたけれども、限られた予算ですから、しっかりと方向性を出していくことは私も重要と考えています。

しかし、これまで町の独自制度として、町民に喜ばれていた制度の削減あるいは廃止をされています。一例を挙げますと子供の安心のために行われてきた青パトの運行、介護慰労金制度の削減、高齢者の長寿祝い金の削減等があります。

新規事業では漆原総社線あるいは産業団地の造成あるいは天神東公園などが予定されております。自治会への予算削減も、二元代表制として、もう少し議会への話合いがあってもよかったのではないかと思います。優先順位も問題があると思います。

以上、かいつまんで申し上げ、反対討論といたします。

議長（富岡大志君） 次に、この議案に賛成者の発言を許可します。

ございませんか。ほかに反対討論ございますか。

討論なしとほかにありませんね。では討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号令和8年度吉岡町一般会計予算を、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第25号 令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第19、議案第25号、令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。これより討論を行います討論ありませんか。

挙手ありますので討論を行います。

まずこの議案に反対でよろしゅうございますね。反対者であります、小池議員の発言を許可します。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 議案第25号吉岡町学校給食事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

皆さんもご存じのとおり、国民の声の高まりへの子育て支援策が国の制度により小学校の学校給食費が無償となります。県下35市町村で一斉に、無償化へと進んでいます。

聞くところによりますと、みなかみ町が中学校3年生を無償化としたそうです。残っているのは、わが町だけです。恥ずかしい限りではありませんか。子供を育てるなら吉岡町と標榜しているではありませんか。なぜか。かたくなに拒んでいるのか、私には理解できません。

中学校生徒の早期完全無償化を強く求め、本会計予算に反対、会計の反対討論いたします。

議長（富岡大志君） 次に、この議案に賛成者の発言を許可します。

ほかに反対討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、令和8年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第26号 令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第20、議案第26号、令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号令和8年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第27号 令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第21、議案第27号、令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号令和8年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第28号 令和8年度吉野町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（富岡大志君） 日程第22、議案第28号、令和8年度吉野町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号令和8年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第29号 令和8年度吉岡町水道事業会計予算

議長（富岡大志君） 日程第23、議案第29号、令和8年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、令和8年度吉岡町水道事業会計予算を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第24 議案第30号 令和8年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（富岡大志君） 日程第24、議案第30号、令和8年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号、令和8年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 賛成多数です。

よって議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時23分休憩

午前11時33分再開

## 追加日程第2 第1 議案第31号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ここで、議事日程を追加します。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。事務局に追加議事日程は配付させますので、その間、暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ただいま配付しました議事日程（第5号）の追加により会議を進めます。

追加日程の第1、議案第31号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第31号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。本補正は、繰越明許費の補正であり、第1表、繰越明許費補正の変更として、3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業、40万3,000円を503万4,000円に変更するものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議案第31号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）議案書1ページを御覧ください。

第1条の繰越明許費の補正の変更は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

内容については、1月28日の臨時会において追加した繰越明許費、物価高対応子育て応援手当支給事業について、当初、年度内の申請が間に合わない3月下旬の出生者のみの分として、児童1人当たり2万円、20名分40万円に、事務費分3,000円を加えた40万3,000円を設定させていただきましたが、国の方針が変更になり、令和8年3月31日までに口座への振り込みを完了したものを、令和7年度分の国交付金の対象とするものが示されたこと。

また、当初、令和8年3月31日とされていた公務員等の申請期限が令和8年6月30日に延長されることになったことから、令和8年度分の対象者が増加することになり、240人分480万円に、事務費分23万4,000円を加えた503万4,000円を、令和8年度に繰越して支出する予算として設定するため、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

なお、繰越明許費に係る補正のみであるため、令和7年度予算の総額に変更はございません。

以上、町長の補足説明とさせていただきますよろしくお願いたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。お諮りします。

議案第31号、令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

議事日程（第5号）に戻り、会議を進めます。

## 日程第25 陳情の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（富岡大志君） 日程第25、陳情の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業及び文教厚生各委員長から各委員会に付託した陳情の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会、飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員長（飯塚憲治君） それでは、総務産業常任委員会の付託案件、陳情の審査報告を行います。

3月2日本会議場にて議長より当委員会に付託されました陳情2件について、3月9日月曜日午前10時25分より委員会室において、委員7名、議長出席のもと審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

陳情1、臓器移植に関わる不正な臓器取引や、移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための、環境整備等を求める意見書の意見書提出の陳情、これについては、各委員から次のような意見が出されました。

臓器移植は移植を希望する人もいれば、陳情書に記載されている、いろいろこういう考えの人もいます。どちらの人もいますが、これに対して議会が意見を言うのは不適切だと思うとの意見がありました。

また、陳情文には公共企業体の住民の公益に関しても書かれており、これが重要な点であると思う。

したがって、イスタンブール宣言をある程度肯定して、対応していくべきではないかと思うとの意見もありました。

一方、この陳情は中国における臓器移植を考えている会、その組織であり、一つの国に絞ったもので、一般的なものではないと思うとの意見。

また別の意見として、やはり陳情者が特定の国を名めているのであるから、世界全体に関する臓器移植が悪いと言っているものではないと考える。陳情者の社会法人が特定の国名でなければ、また考える余地もあると思うがとの意見などが出ました。

結果的には結論を得られず、継続審査といたしました。

次、陳情3号、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関誌の町内、勧誘行為に関する早期の実態把握と、再発防止を求める陳情については、この陳情につきましても、結論を得られず、継続審査といたしました。

以上、付託されました陳情2件の審査報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長、自席へお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会、藤多ゆかり委員長、委員長報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました、陳情1件について、3月10日、委員会室において、議長、委員全員出席のもと審議いたしました。

陳情第2号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情について、意見として、陳情書には、接種事業中止が妥当な判断と記載があるが、新型コロナワクチンの接種により重症化せずに済んだ人もいられると思われるので、接種事業中止については反対する。

また、別案件として、自身、高齢者のワクチン接種を推進していただいたいと考えているので、ワクチンは、強制的でもなく、全て任意で、小さいお子さんの接種もみんな自由、やはり、こういうふうに、中止というとかかなり強い警鐘になるので、こういうのはいかなものかと思ひ、反対するとの意見が出されました。

審議の結果、賛成なしにより、陳情第2号は不採択とすることに決定されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

藤多委員長、自席へお戻りください。

## 日程第26 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申出について

（陳情第1号 「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める」意見書提出の陳情）

議長（富岡大志君） 日程第26、総務産業常任委員会のうちの、失礼いたしました。

日程第26、総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

この件については陳情第1号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情を総務産業常任委員会に付託した事件であります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

## 日程第27 陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業 の中止の意見書提出を求める陳情

議長（富岡大志君） 日程第27、陳情第2号、mRNAワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

暫時休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時50分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

陳情第2号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立少数です。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

## 日程第28 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申出について

### （陳情第3号 「新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める」陳情）

議長（富岡大志君） 日程第28、総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

この件については陳情第3号、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関誌の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情を、総務産業常任委員会に付託した事件であります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とす

ることに決しました。

日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第31 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第32 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第33 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第34 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（富岡大志君） 日程第29から第34までの、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会委員長から吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申し出6件を分離して採決いたします。

最初に、議会運営委員会からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決しました。  
次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。失礼いたします。  
議会広報常任委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
次に、予算決算常任委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
次に、自治体間交流推進特別委員会委員長からの申し出についてお諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### 日程第35 議会議員の派遣について

議長（富岡大志君） 日程第35、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決定しました。

### 町長挨拶

議長（富岡大志君） これで本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申出を許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和8年第1回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただき

誠にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

さて、厳しい冬の寒さもようやく和らぎ、桜の開花だよりや、木々の芽吹きに春の息吹を感じることとなりました。季節がめぐるように、吉岡町もまた新たな年度という節目を迎えようとしております。

現在、物価高騰を初めとする社会経済情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

しかし、このようなときだからこそ、私たちは、町民の皆様の暮らしを守るとともに、次代を見据えた未来への投資を止めてはならないと考えているところであります。これから新しい年度を迎える、失礼しました、準備が始まります。

委員皆様から賜りました貴重なご意見やご提言をしっかりと胸に刻み、さらなる住み続けたいまちづくりの実現を進めてまいります。

それぞれの事情、事業は円滑に、推進できますように、議員各位のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

それから、今まで毎年行わせていただきました施政方針演説につきましては、諸事情を鑑み、任期ごとの所信表明とさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

## 閉 会

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和8年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 富岡大志

吉岡町議会議員 飯塚憲治

吉岡町議会議員 廣嶋隆